ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

「ご契約のしおり」内容変更のお知らせ

「ご契約のしおり」の記載について、一部を本紙のとおり変更いたします。該当箇所についてご確認いただき、「ご契約のしおり・約款」とあわせて保管いただきますようお願いいたします。

― 記 ―

令和 7 年度税制改正における生命保険料控除制度の拡充により、<u>下線部</u>が追加となります。

ご契約のしおり

■生命保険料控除と税金について

●生命保険料控除

お払込みいただいた一時払保険料は「一般の生命保険料控除」の対象となり、その年の所得税と住民税のご負担が軽減されます。

〇生命保険料控除の対象となるご契約

納税する人が保険料を支払い、受取人がご自身または配偶者、その他の親族であるご契約です。

〇生命保険料控除の対象となる保険料

1 月から 12 月までにお払込みいただいた保険料の合計額です。

□所得税の生命保険料控除

年間正味払込保険料	生命保険料控除額
80,000 円をこえるとき	一律に 40,000 円

<u>**23 歳未満の扶養親族がいる場合は、2026 年分に限り一般生命保険料控除の控除額は次のとおりとなります。**</u>

<u>※当取扱いは、2025 年 12 月現在のものです。法令改正等により税務の取扱い等が変更となった場合には、変更後の内容が適用されます。</u>

<u>年間正味払込保険料</u>	<u>生命保険料控除額</u>
<u>120,000 円をこえるとき</u>	<u>一律に 60,000 円</u>

□住民税の生命保険料控除

年間正味払込保険料	生命保険料控除額
56,000 円をこえるとき	一律に 28,000 円

〇生命保険料控除の手続き

生命保険料控除をお受けになるには、申告が必要です。当社より、「生命保険料控除証明書（一般用）」を発行しますので、次の要領で申告してください。

□給与所得者

「給与所得者の保険料控除申告書」に、「生命保険料控除証明書（一般用）」を添付して勤務先に提出し、年末調整を受けてください。

□申告納税者

事業所得者等の申告納税者の方は、確定申告の際、「確定申告書」に生命保険料控除対象額を記入し、「生命保険料控除証明書」を添付して、 2 月 16 日から 3 月 15 日の間に税務署に提出し、控除を受けてください。

以上

2023年4月版

指数連動型

ご契約のしおり・約款

指数連動型年金特約付指定通貨建個人年金保険

ニッセイ・ウェルス生命

ご契約のしおり・約　款

指数連動型年金特約付指定通貨建個人年金保険

目　次

ご契約のしおり

■主な保険用語のご説明（50 音順）…… 1

■お願いとお知らせ…… 4
●保険契約締結の「媒介」と「代理」について …… 4
●生命保険募集人 …… 4
●申込書記入上のご注意 …… 4
●当社の組織形態 …… 4
●現在ご契約中の保険契約を解約・減額等をすることを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ …… 4
●個人情報のお取扱い …… 4
●「支払査定時照会制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について …… 5
●「生命保険契約者保護機構」について …… 6
●金融商品取引法における投資家区分について …… 8
●犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認に関するお願い …… 9

■ご契約にあたってぜひご確認いただきたい事項 …… 10
●告知について …… 10
●ご契約のお申込みの撤回等（クーリング・オフ制度）について …… 10
●保険証券のご確認 …… 11
●一時払保険料のお払込みと領収証 …… 11
●ご契約の責任開始期 …… 11
●適用する為替レート …… 12
●ご契約にかかる諸費用 …… 13
●元本欠損が生じる場合 …… 14
●為替リスク …… 14

■指数連動型年金特約付指定通貨建個人年金保険の特徴としくみ …… 15

この保険の特徴　15

この保険のしくみ　15
●年金の種類および据置期間 …… 15
●積立金および指数 …… 15
●積立利率 …… 20
●市場価格調整 …… 20
●ご契約上の注意 …… 20

■給付金および年金について …… 21

年金支払開始日前の保障内容について　21
●死亡給付金のお支払い …… 21
●死亡給付金受取人の変更 …… 21
●遺言による死亡給付金受取人の変更 …… 22

年金支払開始日以後の保障内容について　22
●年金および死亡一時金の支払 …… 22
●年金受取人について …… 23
●継続年金受取人のご指定 …… 23
●年金受取人または継続年金受取人の変更 …… 23

●遺言による年金受取人および継続年金受取人の変更……23
●年金の一括支払……24

■積立利率と市場価格調整について……25
●積立利率について……25
●市場価格調整について……27

■死亡給付金等をお支払いできない場合について……28

■付加できる特約について……29
●保険料円入金特約……29
●円支払特約Ⅱ……29
●年金円支払特約……30
●新為替ターゲット特約……30
●終身保険移行特約……32
●保険契約者代理特約……36
●指定代理請求特約……38

■ご契約後について……39
●各種変更・請求手続きについて……39
●カスタマーサービスセンターについて……39
●年金・死亡一時金・死亡給付金のお支払期限について……40
●基本給付金額の減額……40
●指数連動年金原資部分の積立金の払戻（引き出し）……41
●積立金の計算方法の変更……41
●年金の種類等の変更……41
●解約……42
●被保険者によるご契約者への解約請求について……45
●差押債権者、破産管財人等による解約について……45
●年金支払証書のご確認……45
●管轄裁判所……45
●時効……45

■生命保険料控除と税金について……46

■補足……49
（補足 1）コールオプションについて……49
（補足 2）コールオプションの価格の変動要素について……50

約　款

●指定通貨建個人年金保険普通保険約款……53
●指数連動型年金特約……72
●保険料円入金特約……80
●円支払特約Ⅱ……81
●年金円支払特約……86
●新為替ターゲット特約……91
●年金移行特約……97
●終身保険移行特約……111
●保険契約者代理特約……120

●指定代理請求特約……125
●情報端末による保険契約の申込等に関する特約……129

ご契約のしおり

指数連動型年金特約付指定通貨建個人年金保険

■主な保険用語のご説明（50音順）

あ行

▼一時払保険料相当額
ご契約の申込時にお払込みいただくお金のことをいい、ご契約が成立したときには一時払保険料に充当します。

か行

▼解除
ご契約後、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社（以下「当社」といいます）がご契約の効力を消滅させることをいいます。

▼解約
据置期間中にご契約者がご契約の効力を消滅させ、払戻金をご請求いただくことをいいます。

▼確定年金
年金支払開始日に被保険者が生存している場合、年金支払期間中、年金をお支払いする年金の種類のことをいいます。

▼基準金利
その保険契約の契約年齢、据置期間等に応じて、基準金利の算出における期間の表により定まる期間を残存期間とする指定通貨に応じた国債の複利利回りを当社の定める方法により計算した平均値のことをいい、積立利率の設定および市場価格調整率の計算に用います。

▼基本給付金額
死亡給付金をお支払いする場合に基準となる金額として、ご契約締結の際に、ご契約者のお申出によって定めた金額のことをいい、これと同額の金額をこのご契約の一時払保険料とします。ただし、ご契約締結後にその金額が変更されたときは、変更後の金額のことをいいます。

▼継続年金受取人
年金受取人が亡くなられたときに年金受取人のご契約上の一切の権利義務を承継し、以後年金受取人となる人のことをいいます。

▼契約応当日
ご契約後の保険期間中に迎える毎年のご契約日に対応する日のことをいいます。とくに月単位の契約応当日といったときは、各月のご契約日に対応する日のことをいいます。

▼契約者
当社と保険契約を結び、ご契約上の権利と義務を持つ人のことをいいます。

▼契約年齢
ご契約日における被保険者の満年齢です。
（例）22 歳 11 ヵ月 29 日の方は 22 歳になります。

▼契約日
ご契約年齢や保険期間等の計算の基準日のことをいい、責任開始日に応じて責任開始日の属する月の翌月1日または16 日とします。

さ行

▼市場価格調整
解約払戻金のお支払い等の際に、その対象となる額に対する資産の時価を反映させる調整手法のことをいいます。

▼指定通貨
ご契約に適用される通貨のことをいい、ご契約時に、アメリカ合衆国通貨（以下「米ドル」といいます）またはオーストラリア通貨（以下「豪ドル」といいます）より指定します。

▼指数
指数連動年金原資部分の積立金に加算される積増金の計算に用いるための指標のことをいいます。

▼死亡一時金
被保険者が年金支払開始日以後、保証期間中または年金支払期間中の最後の年金支払日前に亡くなられたときにお支払いするお金のことをいいます。

▼死亡給付金
被保険者が据置期間中に亡くなられたときにお支払いするお金のことをいいます。

▼死亡給付金受取人
死亡給付金を受取る人のことをいいます。

▼主契約
約款のうち普通保険約款に記載されているご契約内容のことをいいます。

▼情報端末を利用したお申込み
携帯端末等の情報処理機器を利用したご契約のお申込みのことをいいます。「情報端末による保険契約の申込等に関する特約」を付加することで、情報端末を利用したお申込みができます。

▼据置期間
ご契約日から年金支払開始日前日までの期間のことをいいます。

▼責任開始期（日）
お申込みされたご契約の保障が開始される時期のことをいい、その責任開始期の属する日を責任開始（の）日といいます。

た行

▼積立金
一時払保険料より将来の年金および死亡給付金のお支払いに充てるため積立てるお金のことをいいます。

・指数連動年金原資部分の積立金
　年金支払開始日において指数連動年金原資となる、毎年の指数の上昇率に応じて計算された積増金が加算される部分の積立金をいい、当社の定める率および経過した年月数により当社の定める方法で計算します。

・基本年金原資部分の積立金
　年金支払開始日において基本年金原資となる部分の積立金をいい、基本給付金額と同額となります。

▼積増金
毎年の指数の上昇率に応じて計算され、指数連動年金原資部分の積立金に加算される金額のことをいいます。

▼積立利率
基準金利にもとづき、当社所定の方法により設定された利率のことをいい、連動率の計算等に用います。

▼特則
主契約（または特約）の保障内容をさらに充実させるため、あるいは主契約（または特約）と異なる特別なお約束をする目的で主契約（または特約）の中で設定する規定のことをいいます。

▼特約
主契約の保障内容をさらに充実させるため、または主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものをいいます。

な行

▼年金
被保険者が約款に定める年金支払事由に該当されたときにお支払いするお金のことをいいます。

▼年金受取人
ご契約者または被保険者のうちからご契約者にご指定いただく、年金を受取る人のことをいい、年金支払開始日にご契約上の一切の権利義務を承継します。

▼年金現価
将来の年金をお支払いするために必要な現在の積立金額のことをいいます。将来の年金額を所定の利率で割引いて計算されます。

▼年金原資
年金支払開始日における、将来の年金をお支払いするために必要な積立金のことをいい、指数連動年金原資と基本年金原資の合計額とします。

▼年金支払開始年齢
ご契約年齢に据置期間の年数を足した年齢のことをいいます。

▼年金支払開始日
被保険者の年齢が、年金支払開始年齢に到達する年単位の契約応当日のことをいいます。

▼年金支払期間
確定年金において、年金をお支払いする期間のことをいいます。

▼年金支払証書
年金の種類や年金支払期間等、年金についての内容を記載したものをいいます。

▼年金支払日
年金支払開始日および年金支払開始日の年単位の応当日のことをいいます。

は行

▼払戻金
ご契約が解約されたときなどにご契約者に払戻されるお金のことをいいます。

▼被保険者
生命保険の対象として保険がかけられている人のことをいいます。

▼保険期間
ご契約日からご契約が消滅する日までのことをいいます。

▼保険証券
ご契約の基本給付金額や年金支払開始日等のご契約内容を記載したものをいいます。

▼保険年度
ご契約日から起算して、満1ヵ年を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度といいます。

▼保証期間
保証期間付終身年金において、被保険者が亡くなられたときに死亡一時金をお支払いする期間のことをいいます。

▼保証期間付終身年金
年金支払開始日以後、被保険者が生存している限り、終身にわたって年金をお支払いする年金の種類のことをいいます。また、年金支払開始日以後、保証期間中の最後の年金支払日の前日までの間に被保険者が亡くなられたときは、死亡一時金をお支払いします。

や行

▼約款
ご契約についてのとりきめを記載したものをいいます。

ら行

▼連動率
指数の上昇を積増金に反映させる割合のことをいい、契約日および毎年の契約応当日ごとに設定されます。

■お願いとお知らせ

●保険契約締結の「媒介」と「代理」について

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

●生命保険募集人

募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、原則として当社の承諾が必要となります。

●申込書記入上のご注意

申込書は、契約内容を明らかにする重要な書類です。内容を十分ご確認のうえ、ご契約者および被保険者ご自身で正確にご記入ください。

※情報端末を利用したお申込みの場合は、情報端末のお手続き画面にご契約者および被保険者ご自身で正確にご入力ください。

●当社の組織形態

- 保険会社の会社組織形態には相互会社と株式会社があり、当社は株式会社です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者のように、社員（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

●現在ご契約中の保険契約を解約・減額等をすることを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ

ご契約中の保険契約を解約・減額するときには、ご契約者にとって不利益となることがあります。

- 多くの場合、解約払戻金は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後、短期間で解約されたときの解約払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約、減額された場合は、一定期間のご契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことになる場合があります。
- ご契約中の保険契約を解約された場合、新たな保険契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。
- 現在ご契約中の保険契約のままであれば、保険金等をお支払いができる場合であっても、新たな保険契約では、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して３年以内に被保険者が自殺した場合等、保険金等をお支払いできないことがあります。

●個人情報のお取扱い

●個人情報の利用目的

当社はお客さまの個人情報を次の目的のために利用いたします。

①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い

②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理

③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実

④その他保険に関連・付随する業務

※上記に関わらず、個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のほか法令等で認める範囲でのみ利用し、それ以外の目的では利用いたしません。

※当社は機微（センシティブ）情報を含め、取得した個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場

合や解約、保険期間満了後等保険契約が消滅した後も、各種保険契約のお引受け、取引履歴の確認、各種照会等への対応、その他保険に関連・付随する業務等のために保持致します。なお、取得した申込書関係書類等についての返却は行いません。

●機微（センシティブ）情報

当社は各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、医事研究・統計、保険事業の公平性の確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲で、保健医療等の機微（センシティブ）情報を取得、利用または第三者提供いたします。また、取得した機微（センシティブ）情報は既に取得しているものも含みます。

なお、機微（センシティブ）情報は、法令等により業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

●個人情報の提供について

当社は業務上必要な範囲において個人情報を第三者提供することがあります。

①各種保険契約のお引受け、保険金・給付金等のお支払いに際して、医療機関や契約確認会社へ業務上必要な照会を行う場合

②お申込みいただいた保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険を行う場合
再保険会社（外国にある再保険会社を含む）における当該保険契約のお引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等のご契約内容に関する情報および健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供する可能性があります。

③各種保険契約の保険金・給付金等のお支払いに際して、金融機関等に提供する場合

④ご契約をお引受けできない場合、ご契約時あるいはご請求時の被保険者の健康状態により保険金・給付金等をお支払いできない場合、およびご継続いただけない場合等において、その旨をご契約者、被保険者、受取人等に通知する場合

当社は、上記の他、ご契約者等当該個人情報のご提供者の同意がある場合および法令で情報の開示（第三者提供）が許容されている場合には個人情報を第三者に提供することがあります。なお、当社は業務上必要な範囲においてお客さまの同意を得ることなく、嘱託医、面接士、生命保険募集代理店、収納代行会社等委託先へ個人情報を提供することがあります。

※上記に関わらず、個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のほか法令等で認める場合を除き、第三者に提供することはありません。

●「支払査定時照会制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

●「支払査定時照会制度」について

保険金等のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係

る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア）～オ）に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。各手続きの詳細については、カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

  ア）当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合

  イ）当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合

  ウ）本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合

  エ）当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合

  オ）本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後５年を経過した契約に係るものは除きます。

（1）被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）

（2）保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から５年以内のものとします）

（3）保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（https://www.seiho.or.jp/）の「加盟会社」をご参照ください。

※「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社ホームページをご確認ください。
（https://www.nw-life.co.jp/privacypolicy/payments.html）

●「生命保険契約者保護機構」について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図

り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率＝90%－｛（過去5年間における各年の予定利率－基準利率）の総和÷2｝

（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

【仕組みの概略図】

〇救済保険会社が現れた場合

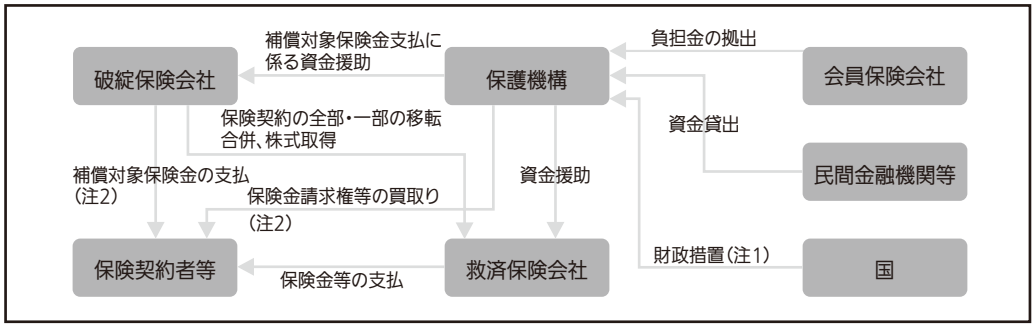

○救済保険会社が現れない場合

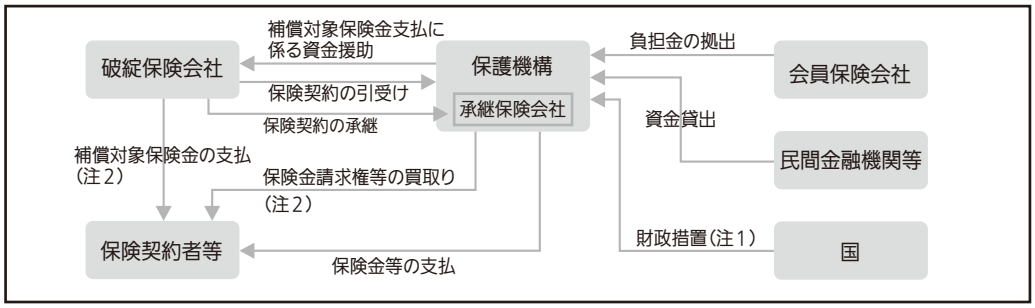

（注1）上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

（注2）破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、※2に記載の率となります。）

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

- 生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

  生命保険契約者保護機構　TEL 03-3286-2820

  「月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時」

  ホームページアドレス　https://www.seihohogo.jp/

●金融商品取引法における投資家区分について

●金融商品取引法第2条第31項第4号に規定する「特定投資家」の方へ

- 保険業法第300条の2において準用される金融商品取引法第34条の2の規定により、「特定投資家」のお客さまは当社に対して、お客さまを「特定投資家以外のお客さま（以下、「一般投資家」といいます。）」としてお取扱いするようにお申し出いただくことができます。
- お手続き方法や特定投資家制度の詳細の説明を希望される場合は当社カスタマーサービスセンターにお問い合わせください。当社よりご案内させていただきます。

＜ご注意＞

お客さまを「特定投資家」としてお取扱いする際は、次に掲げる法令規定が適用されません。

- 保険業法第300条の2において準用される金融商品取引法第45条各号に掲げる次の規定
  - ・広告等の規制
  - ・適合性原則に基づく保険募集
  - ・契約締結前の書面の交付、契約締結時等の書面の交付
- 金融商品販売法第3条第1項の規定（重要事項説明義務）およびこれに係る同法の損害賠償責任にかかる規定

ただし、当社の募集代理店から特定保険契約をお申込みいただく場合、当社の生命保険契約に関しては「特定投資家」としてのお取扱いと「一般投資家」としてのお取扱いとで、保険契約のお申込みのお手続き等に相違はございません。「特定投資家」に対しても「一般投資家」と同様の商品説明等をさせていただきます。

●「一般投資家」の方へ

- 保険業法第300条の2において準用される金融商品取引法第34条の3および4の規定により、「一般投資家」のお客さまは、当社に対して「特定投資家」としてお取扱いするようお申し出いただくことができます。ご希望の場合は、当社カスタマーサービスセンターにお問い合わせください。当

社よりご案内させていただきます。ただし、当社の募集代理店から特定保険契約をお申込みいただく場合、「一般投資家」と同様の商品説明等をさせていただきます。

【ご参考ー特定投資家制度】

以下の特定投資家制度の詳細については、当社カスタマーサービスセンターにお問い合わせください。

特定投資家		一般投資家	
一般投資家への移行不可	一般投資家への移行可能（＊1）	特定投資家への移行可能	特定投資家への移行不可
• 国 • 日本銀行 • 適格機関投資家	• 金融商品取引所に上場されている株券の発行者である会社 • 資本金５億円以上と見込まれる株式会社 • その他「金融商品取引法第２条に規定する定義に関する内閣府令」第 23 条に掲げる者	• 地方公共団体 • 特定投資家に該当しない法人 • 個人 （以下の要件を全て充足（＊2）） <承諾日において> ①純資産額３億円以上の見込み ②投資性のある金融資産３億円以上の見込み ③最初の特定保険契約締結から１年以上経過 など	• 左記に該当しない個人

＊1金融商品取引法第２条第 31 項第４号に規定する特定投資家

＊2個人のお客さまにつきましては、上に掲げる移行要件にすべて該当していることに加え、お客さま保護の観点から、お客さまにお客さまの知識や投資経験などについてご質問をさせて頂き、お客さまからの移行のお申出をお断りすることがございますので、あらかじめご了承ください。

※特定投資家制度の詳細につきましては、当社ホームページでもご確認いただけます。

ホームページアドレス　www.nw-life.co.jp

●犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認に関するお願い

当社では、犯罪収益移転防止法に基づき、保険契約の締結等の際、お客さまの本人特定事項（氏名、住所、生年月日等）、職業または事業の内容等の確認を行っております。

これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。

なお、確認させていただきました本人特定事項等が変更となりました場合は、当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

■ご契約にあたってぜひご確認いただきたい事項

●告知について

この保険のご契約締結の際は、被保険者の健康状態や職業についてお知らせ（告知）いただく必要はありません。

●ご契約のお申込みの撤回等（クーリング・オフ制度）について

- 保険契約の申込者またはご契約者（以下「申込者等」といいます）は、保険契約の申込日から起算して８日以内であれば、書面（郵送）または電磁的記録（電子メール）によりその保険契約のお申込みの撤回または解除（以下「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます。
- 保険契約のお申込みの撤回等は、書面（郵送）による場合は、当該保険契約のお申込みの撤回等に係る書面を発信した時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便により当社の本店（カスタマーサービスセンター）宛に発信してください。

  電磁的記録（電子メール）による場合は、当該保険契約のお申込みの撤回等に係る電子メールが当社に到達した時に効力を生じますので、次のメールアドレス宛に送信してください。

  co@nw-life.co.jp

  これらの場合、書面または電子メールには、ご契約者・被保険者の氏名、申込番号または証券番号、一時払保険料、取扱代理店名、振込口座、申出日、ご契約者の住所、電話番号をご記入いただき、ご署名（書面による場合のみ）のうえ、保険契約のお申込みの撤回等をする旨を明記してください。

  【書面送付先】

  〒 141-6023　東京都品川区大崎 2-1-1

  ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

  カスタマーサービスセンター宛

  【電子メール送付先】

  co@nw-life.co.jp
- 保険契約のお申込みの撤回等があった場合は、当社は、申込者等に対し、お払込みいただいた金額を全額お返しいたします（外国通貨で保険料をご入金いただいた場合、同額のご入金いただいた通貨にてお返しします）。
- 当社は、申込者等に対し、保険契約のお申込みの撤回等に伴う損害賠償または違約金その他の金銭のお支払いを請求いたしません。
- 次の場合には、保険契約のお申込みの撤回等をすることはできません。

  ①申込者等が、営業もしくは事業のために、または営業もしくは事業として締結する保険契約としてお申込みをした場合

  ②当該保険契約が、金銭消費貸借契約、賃貸借契約その他の契約に係る債務の履行を担保するための保険契約である場合

  ③既に締結されている保険契約の内容の変更に係るものである場合
- 保険契約のお申込みの撤回等の書面の発信時または電子メールの当社到達時に死亡給付金等の支払事由が生じている場合には、保険契約のお申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、保険契約のお申込みの撤回等の書面の発信時または電子メールの当社到達時に、申込者等が死亡給付金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
- 保険契約のお申込みの撤回等と行違いに保険証券が到着した場合は、カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

< ご注意 >

※保険契約のお申込みの撤回等は、ご契約の申込日から申込日を含めて８日以内（書面による場合は消印有効、電子メールによる場合は当社必着）に書面または電子メールにて、お申出ください。電話や口頭でのお申出はできません。

書面または電子メールによるお申出が必要となります。
募集代理店の本支店では受付けることはできません。

ご記入いただく事項

①申込撤回の旨の文言
②保険契約者様の氏名
③被保険者様の氏名
④申込番号または証券番号
⑤一時払保険料（お払込みの際の通貨）
⑥取扱代理店名
⑦振込口座
⑧口座名義人（外国通貨にてお払込みの場合は、アルファベット表記）
⑨申出日
⑩保険契約者様の住所／電話番号
⑪保険契約者様の氏名（書面の場合は自署）

お申込みの撤回等のお申出の記入例

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社　御中

私は契約の申込の撤回を行います。
保険契約者　〇〇〇〇
被保険者　△△△△
申込番号（証券番号）　××××××××××××
一時払保険料　〇〇, 〇〇〇米ドル
取扱代理店　×××　××支店
振込口座　××銀行　××支店　普通××××××
口座名義人　〇〇〇〇
〇〇〇〇年〇月〇日
住所　〇〇県〇〇市△△町×丁目×番地×号
電話番号　〇〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇
氏名　〇〇〇〇

●保険証券のご確認

- ご契約をお引受けしますと、当社は「保険証券」をご契約者にお送りします。お申込みの際の内容と相違していないか、もう一度ご確認ください。万一、相違していたり、ご不明な点がございましたら、お手数でもカスタマーサービスセンターまでご連絡ください。
- 保険証券は各種手続きに必要となりますので、大切に保管ください。

●一時払保険料のお払込みと領収証

ご契約のお申込みに際しては、ご契約者に一時払保険料を当社の指定する金融機関の口座への送金によりお払込みいただきます。この場合、領収証は発行しません。保険証券がお手元に届くまでの間、金融機関から発行される振込金受取書は大切に保管してください。

●ご契約の責任開始期

- 一時払保険料（相当額）を受取った時から、当社は責任を開始します。
- 当社がご契約をお引受けすることを決定（承諾）した場合、当社は一時払保険料（相当額）を受取った時からご契約上の責任を負います。
- 責任開始期について図示すると、次のようになります。

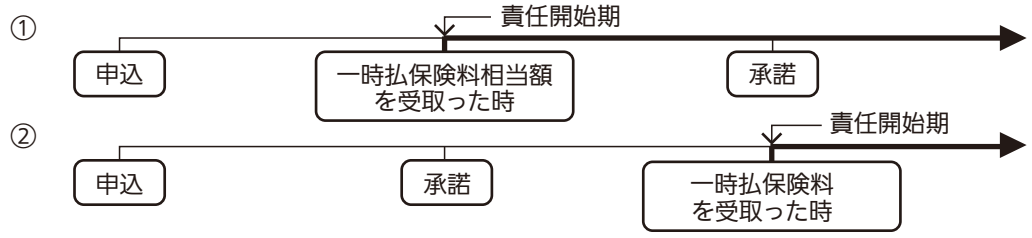

- 契約日は、責任開始日に応じて以下のとおりとなります。

責任開始日	契約日
1日から15日	責任開始日の属する月の翌月1日
16日から末日	責任開始日の属する月の翌月16日

●適用する為替レート

- この保険のご契約において円を外国通貨に換算する場合または外国通貨を円に換算する場合には、当社所定の為替レートを用います。

  当社所定の為替レートは、当社が指標として指定する金融機関が公示する、換算基準日等における TTM（対顧客電信仲値）（＊）または TTM（対顧客電信仲値）（＊）に為替手数料を含んだ額となります。

＊TTM（対顧客電信仲値）とは、銀行が当日の東京外国為替市場の直物為替相場実勢（市場取引に用いられます）を基準にして決定する顧客取引に用いる売買相場の仲値をいいます。TTM（対顧客電信仲値）は午前 10 時から 11 時頃公示され、原則その日中適用されます。ただし、このレートから大きく乖離したときは新たな TTM（対顧客電信仲値）が公示されますが、1 日のうちに TTM の公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値を用います。

保険料円入金特約の為替レート	TTM ＋ 50 銭
円支払特約Ⅱの為替レート 指数連動年金原資部分の積立金を引き出す場合の為替レート 終身保険移行特約を付加して指定通貨を円に変更する場合の為替レート	TTM － 50 銭
年金円支払特約の為替レート	TTM

※上記の為替レートは 2023 年 1 月現在のものであり、将来変更されることがあります。

※募集代理店によっては、保険料円入金特約を付加できない場合があります。なお、外国通貨建の保険料を円貨にてご用意いただく際には、募集代理店にて取扱う換算レートと保険料円入金特約での換算レートとは、異なる場合があります。

●ご契約にかかる諸費用

以下の費用をご負担いただきます。

○ ご契約時の費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

○ 保険期間中の費用

年金支払時の費用として、毎年の年金支払時に年金額の 1%を上限に年金管理費を積立金から控除します。年金管理費は、年金支払開始時に定まり、年金支払期間を通じて適用されます。なお、積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に、ご契約の締結に必要な費用、ご契約の維持に必要な費用および死亡保障に必要な費用を差し引いています。

○ 外国通貨のお取扱いに必要となる費用

- 外国通貨建の保険料を円貨にてご用意される際には為替手数料が必要となる場合があります。また、保険料を外国通貨でお払込みになる際には、銀行への振込手数料等の外貨取扱手数料をご契約者に負担していただく場合があります。また、当社からお支払いする年金等を外国通貨でお受取りになる際や、その外国通貨を円貨に交換してお引出しする際にも手数料が必要となる場合があります。
- 保険料円入金特約（＊）の付加により保険料を円貨でお払込みいただく場合、円支払特約Ⅱの付加により死亡給付金等を円貨でお受取りになる場合、または指数連動年金原資部分の積立金を円貨で引き出す場合および終身保険移行特約を付加して指定通貨を円に変更する場合の為替レートと TTM（対顧客電信仲値）との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

＊募集代理店によっては、保険料円入金特約を付加できない場合があります。

○ 解約・減額時にご負担いただく費用

解約・減額される場合には、積立金から、契約日から解約・減額計算基準日までの経過年数に応じた解約控除を行います。（据置期間中、契約日から最長 10 年間）

< ご注意 >

※終身保険移行特約による終身保険への移行後は、費用等を控除した当社の定める率により運用します。

●元本欠損が生じる場合

- 解約払戻金は、解約計算基準日の基本年金原資部分の積立金に市場価格調整を適用して計算するため、その金額は増減します。また、市場価格調整を適用した金額から、契約日から解約計算基準日までの経過年数に応じて解約控除を差し引いて計算されるため、一時払保険料を下回ることがあります。
- 保険会社の業務又は財産の状況変化により、ご契約時にお約束した年金額、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、ご契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

※生命保険契約者保護機構　TEL 03-3286-2820
「月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前９時～正午、午後１時～午後５時」
ホームページアドレス　https://www.seihohogo.jp/

●為替リスク

この保険は、外国通貨建のため、為替相場の変動による影響（為替リスク）を受けます。

○ **為替リスクの例（米ドル建の場合）**
円高の場合は為替差損が発生します。

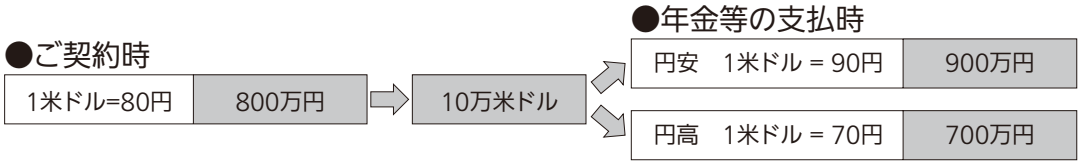

- 年金等の支払時の為替相場により円換算した年金等の支払額が、ご契約時の為替相場により円換算した年金等の支払額を下回ることがあります。
- 為替相場の変動により、年金等の総支払額がご契約時の為替相場により円換算した一時払保険料を下回ることがあります。
- 毎年の指数の上昇率がすべて下限値である０％となった場合、積立金は一度も増加せず、年金原資は一時払保険料相当額（基本給付金額）となりますが、年金原資は、為替相場の変動により、契約締結時における外国為替相場により円換算した一時払保険料を下回る場合があります。

■指数連動型年金特約付指定通貨建個人年金保険の特徴としくみ

この保険の特徴

- この保険は、毎年の指数の上昇率に応じて積立金を増やすしくみの保険料一時払の個人年金保険です。
- 被保険者が所定の年齢に達したときから、毎年一定額の年金を支払います。
- ご契約締結の際、ご契約に適用される通貨として、米ドルまたは豪ドルのいずれかをご指定いただきます。
- 一時払保険料、年金、死亡給付金、解約払戻金等、この年金保険にかかる金銭の授受は、ご契約時に定めた指定通貨で行います。

この保険のしくみ

- この保険の保険期間は、据置期間と年金支払開始日以後の期間の２つに分けられます。
- 据置期間中の積立金は、基本年金原資部分の積立金と、毎年の指数の上昇に応じて増加する指数連動年金原資部分の積立金に分けて積み立てられます。
- 基本年金原資部分の積立金は、据置期間中において、基本給付金額（一時払保険料相当額）と同額となります。
- 据置期間中、毎年の指数の上昇率がすべて下限値である０％となった場合、指数連動年金原資部分の積立金は一度も増加せず、年金原資は、一時払保険料相当額となります。
- 年金支払開始日以後、毎年の年金支払日に被保険者が生存している場合、年金をお支払いします。
- 年金額は、年金支払開始日の積立金額を年金原資として、年金支払開始日における当社の定める率により算出されます。
- 据置期間中に被保険者が死亡した場合は、死亡給付金をお支払いします。

●年金の種類および据置期間

- 年金の種類は、保証期間付終身年金および確定年金があります。
- 据置期間は、５年～ 10 年となります。

＜ご注意＞

※募集代理店により、取扱が異なります。ご契約いただける「年金の種類」「年金支払期間」「保証期間」「据置期間」および「年金支払開始年齢」等は、契約締結前交付書面（契約概要 / 注意喚起情報）をご参照ください。

●積立金および指数

●積立金の計算方法

- 据置期間中の積立金は、基本年金原資部分の積立金と、毎年の指数の上昇に応じて増加する指数連動年金原資部分の積立金に分けて積み立てられます。
- 積増金の計算にあたっては、指数の上昇を積増金に反映させる割合（「連動率」といいます。）を用います。連動率は、市場環境に応じて毎年変動し、申込時には確定しません。

• 積立金の計算方法は次のとおりです。

基本年金原資部分の積立金	・据置期間中を通じて、基本給付金額（一時払保険料相当額）と同額となります。 ※基本給付金額を減額された場合は、減額後の金額となります。
指数連動年金原資部分の積立金	・指数連動年金原資部分の積立金は、次の計算方法により算出した積増金を加算した額とし、当社所定の利率（＊1）を適用して経過した年月数により計算されます。 ＊1 当社所定の利率は、市場金利の変動等により変更することが適切であると当社が認めたときは、将来に向かって変更することがあります（下限は0.01%です）。変更する日以降は、指数連動年金原資部分の積立金の全部について、変更後の利率を適用します。 この場合、変更する日の2ヵ月前までにご契約者にその旨を通知します。なお、変更後の利率の適用を希望されない場合には、指数連動年金原資部分の積立金の払戻（引き出し）が可能です。 ＜積増金の計算方法＞ {（積増判定日末において当社が取得できる最新の指数の終値（＊2）－直前の積増判定日末において当社が取得できる最新の指数の終値（＊2））／直前の積増判定日末において当社が取得できる最新の指数の終値（＊2）}（指数の上昇率）× 積増判定日における連動率 × 積増判定日における基本給付金額 ＊2 積増判定日が当社の休業日の場合は、その直前の当社の営業日末において当社が取得できる最新の終値を用いるものとします。 ＜積増判定日＞ 据置期間中：年単位の契約応当日の前日（＊3） 年金支払開始時：年金支払開始日の前日 ＊3 契約日から1年後の契約応当日の積増金の計算に際して使用する直前の積増判定日は契約日の前日とします。 ＜指数の上昇率について＞ ※指数の上昇率の上限は、当社の定める率あるいは上限なしとなります。下限は0%となります。 ※上限を定める場合は、上限はご契約時に確定し、据置期間満了まで変動しません。

●連動率について

- 連動率とは、指数の上昇を積増金に反映させる割合のことをいい、契約日および毎年の契約応当日ごとに、以下の方法により設定されます。
  「連動率　＝　積立利率　÷　コールオプション料を想定元本で割った率」
- この保険は、コールオプションでの運用を前提としております。（＊4）
- コールオプションの価格が市場環境に応じて毎年変動するため（＊5）、連動率についても、毎年変動し、指数の上昇を積増金に反映させる割合が、毎年変動することとなります。
- コールオプションの価格は、市場環境を反映した取引価格（証券会社が提示する価格）に基づき定まります。
- 連動率は、毎年、契約日および毎年の契約応当日を迎えた後、書面によって通知します。（申込時には確定しません。）

＊4 「■補足（補足1）コールオプションについて」を参照ください。

＊5 コールオプションの価格の変動の要素については、「■補足（補足2）コールオプションの価格の変動要素について」を参照ください。

●指数について

- 指数は、ご契約締結時に、「日経平均株価（日経 225)」「S&P 500®」「NASDAQ-100®」から選択いただきます。

日経平均株価（日経 225）	東京証券取引所プライム市場に上場する株式のうち 225 銘柄を対象として算出。東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）と並んで日本を代表する株価指数。日経 225 とも呼ばれており、日本経済新聞社が算出・公表。
S&P 500®	アメリカ合衆国の指数算出会社である S&P ダウ・ジョーンズ・インデックス社が算出しているアメリカの代表的な株価指数。ニューヨーク証券取引所、アメリカン証券取引所、ナスダック市場に上場している銘柄から代表的な 500 銘柄の株価をもとに算出。
NASDAQ-100®	アメリカ合衆国のナスダック市場に上場する金融セクター以外の銘柄のうち、流動性が高く時価総額の高い上位 100 銘柄によって算出される株価指数。なお、NASDAQ-100 指数は、ナスダック市場の全銘柄で構成される NASDAQ 総合指数 (NASDAQ Composite Index) とは異なる。

＜ご注意＞

※ご契約締結時に選択した指数は、それ以降変更できません。

※指数が消滅する場合など、特別な事情があるときは、当社は指数を変更または廃止することがあります。この場合、指数を変更または廃止する日の１ヵ月前までにご契約者にその旨を通知します。

■日経平均株価
日経平均株価（「日経平均」）は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均」自体および日経平均を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。
「日経」および「日経平均」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属しています。
指数連動型年金特約付指定通貨建個人年金保険（以下、当商品）は、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社の責任のもとで組成・運用・販売されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、当商品を保証するものではなく、当商品に関して、一切の責任を負いません。
株式会社日本経済新聞社は、「日経平均」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。
株式会社日本経済新聞社は、「日経平均」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。
■ＳＡＰ５００
S&P 500®（当指数）は、S&P Global の一部門である S&P Dow Jones Indices LLC またはその関連会社（SPDJI）の商品であり、これを利用するライセンスがニッセイ・ウェルス生命保険株式会社（当社）に付与されています。Standard & Poor's® および S&P® は、S&P Global の一部門である Standard & Poor's Financial Services LLC（S&P）の登録商標で、Dow Jones® は、Dow Jones Trademark Holdings LLC（Dow Jones）の登録商標です。指数に直接投資することはできません。指数連動型年金特約付指定通貨建個人年金保険（当商品）は、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社（総称して「S&P Dow Jones Indices」）によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indices は、当商品の所有者またはいかなる一般人に対して、株式全般または具体的に当商品への投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追跡する当指数の能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。指数の過去のパフォーマンスは、将来の成績を示唆または保証するものでもありません。当指数に関して、S&P Dow Jones Indices と当社との間にある唯一の関係は、当指数と S&P Dow Jones Indices および／またはそのライセンサーの特定の商標、サービスマーク、および／または商標名のライセンス供与です。当指数は当社または当商品に関係なく、S&P Dow Jones Indices によって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indices は、当指数の決定、構成または計算において当社または当商品の所有者のニーズを考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indices は、当商品の価格および数量、または当商品の発行または販売のタイミングの決定、もしくは場合によっては当商品が将来換金、譲渡、または償還される計算式の決定または計算に関して、責任を負わず、またこれに関与したこともありません。S&P Dow Jones Indices は、当商品の管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義務または責任も負いません。当指数に基づく投資商品が、指数のパフォーマンスを正確に追跡する、またはプラスの投資収益率を提供する保証はありません。S&P Dow Jones Indices LLC は投資または税務の顧問会社ではありません。免税証券のポートフォリオへの影響や特定の投資決断の税効果の評価は、税務顧問会社に相談してください。指数に証券が含まれることは、S&P Dow Jones Indices がかかる証券の売り、買い、またはホールドの推奨を意味するものではなく、投資アドバイスとして見なしてはなりません。
S&P Dow Jones Indices は、当指数またはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信（電子通信も含む）を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、または完全性を保証しません。S&P Dow Jones Indices は、これに含まれる過誤、遺漏または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P Dow Jones Indices は、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、商品性、特定の目的または使用への適合性、もしくは当指数を使用することによって、またはそれに関連するデータに関して、当社、当商品の所有者、またはその他の人物や組織が得られる結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P Dow Jones Indices は、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。S&P Dow Jones Indices のライセンサーを除き、S&P Dow Jones Indices と当社との間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

■ NASDAQ-100

指数連動型年金特約付指定通貨建個人年金保険（以下、「当商品」といいます。）は、Nasdaq, Inc. またはその関連会社（以下、Nasdaq, Inc. およびその関連会社を「Nasdaq」と総称します。）によって、支援、推奨、販売または促進されるものではありません。Nasdaq は、当商品に関する記述および開示の合法性、適合性、正確性または妥当性を保証するものではありません。Nasdaq は、当商品の契約者または公衆一般のいかなる者に対しても、当商品への推奨および NASDAQ-100 Index® の一般的な株式市場への追随可能性に関して、明示的または黙示的を問わず、何らの表明または保証も行いません。ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社（以下、「当社」といいます。）と Nasdaq との関係は、Nasdaq®、NASDAQ-100 Index® および NASDAQ−100® の登録商標ならびに Nasdaq の一定の商号の使用を許諾すること、ならびに、当社または当商品とは無関係に Nasdaq が決定、構築および算出を行う NASDAQ-100 Index® の使用を許諾することに限られます。Nasdaq は、NASDAQ-100 Index® の決定、構築および計算を行う際に、当社および当商品の契約者の要望を考慮する義務を負いません。Nasdaq は、当商品の発行に関してのその時期、価格、もしくはその数量の決定について、または当商品を換金する際の算式の決定もしくは計算についての責任を負っておらず、また関与をしていません。Nasdaq は、当商品の管理、マーケティングまたは取引についても責任を負いません。

Nasdaq は、NASDAQ-100 Index® に含まれるデータの正確性および中断のない計算を保証するものではありません。Nasdaq は、NASDAQ-100 Index® に含まれるデータを利用して、当社、当商品の契約者およびその他のいかなる者もしくは組織に生じた結果に関して、明示的または黙示的を問わず、何らの保証も行いません。Nasdaq は、明示的または黙示的を問わず何らの保証も行わず、かつ、NASDAQ-100 Index® またはその中に含まれるデータの使用に関する特定の目的に対する商品性または適合性については、いかなる保証についても明示的に否認します。上記に限らず、いかなる場合においても、Nasdaq は、いかなる逸失利益または特別、付随的、懲罰的、間接的もしくは派生的損害や損失について、たとえもし当該損失等の可能性について通知されたとしても、何らの責任も負いません。

●積立利率

積立利率は、責任開始日の対象期間ごとにその時の市場金利情勢に応じて設定されます。

「積立利率」とは、基準金利に－ 0.5%から 1.5%（＊）を増減させた範囲内で当社の定めた率から、ご契約の締結に必要な費用としての新契約費率、ご契約の維持に必要な費用としての維持費率および死亡保障に必要な費用としての死亡保障費率を差引いた利率をいい、責任開始日ごとに毎月 2 回（1 日～ 15 日と 16 日～末日、以下「対象期間」といいます）設定されます。責任開始日の積立利率を必ずご確認ください。

＊基準金利の算出に用いる国債と実際の運用資産との運用期間の差、積立利率の計算日から実際の運用開始までの金利リスクなどを考慮して定めます。

●市場価格調整

解約払戻金に市場金利に応じて資産の時価の変動を反映する仕組みとなっているため、解約払戻金のお支払いの際には、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されます。

●ご契約上の注意

- この保険に配当金はありません。
- 据置期間をご契約後に変更（延長・短縮）することはできません。
- 基本給付金額を増額することはできません。

○しくみ図

（例）年金の種類：確定年金、年金支払期間：10 年

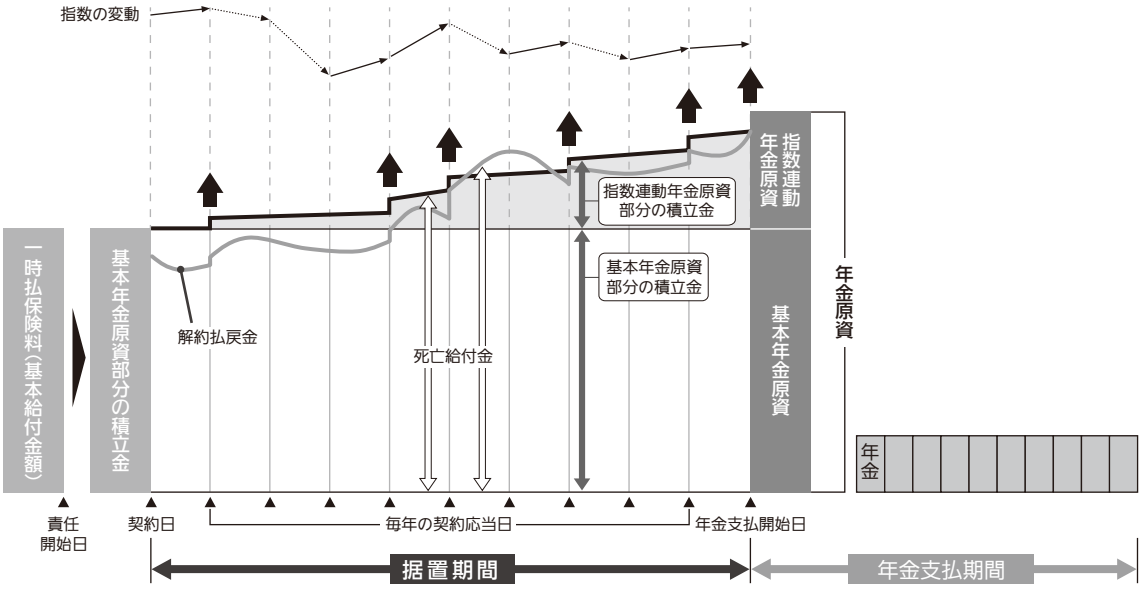

■給付金および年金について

年金支払開始日前の保障内容について

●死亡給付金のお支払い

- 年金支払開始日前に被保険者が亡くなられたときは、死亡給付金をお支払いします。

名称	死亡給付金
支払事由	被保険者が年金支払開始日前に亡くなられたとき
支払額	被保険者が亡くなられた日における次のいずれか大きい額 ①基本年金原資部分の積立金と指数連動年金原資部分の積立金の合計額 ②解約払戻金相当額
受取人	死亡給付金受取人

- 死亡給付金の支払事由が生じましたら、死亡給付金受取人はすみやかにカスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

●死亡給付金受取人の変更

- ご契約者は死亡給付金の支払事由の発生前に限り、被保険者の同意を得た上で、死亡給付金受取人を変更することができます。
- 死亡給付金受取人を変更される場合には、当社へご通知ください。

※当社が通知を受ける前に変更前の死亡給付金受取人に死亡給付金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の死亡給付金受取人から死亡給付金の請求を受けても、当社は死亡給付金をお支払いしません。

●死亡給付金受取人が亡くなられたときは、すみやかにカスタマーサービスセンターまでご連絡ください

- 新しい死亡給付金受取人に変更する手続きをしていただきます。
- 死亡給付金受取人が亡くなられた時以後、死亡給付金受取人の変更手続きがとられていない間は、死亡給付金受取人の死亡時の法定相続人が死亡給付金受取人となります。

※死亡給付金受取人となった人が２人以上いる場合は、死亡給付金の受取割合は均等とします。

○（例）ご契約者・被保険者Ａさん、死亡給付金受取人Ｂさん

Ｂさん（死亡給付金受取人）が死亡し、死亡給付金受取人の変更手続きがとられていない間は、Ｂさんの死亡時の法定相続人であるＡさん、ＣさんとＤさんが死亡給付金受取人となります。その後、Ａさん（ご契約者、被保険者）が死亡した場合は、ＣさんとＤさんが死亡給付金受取人となります。この場合、ＣさんとＤさんの死亡給付金の受取割合は均等（それぞれ５割ずつ）となります。

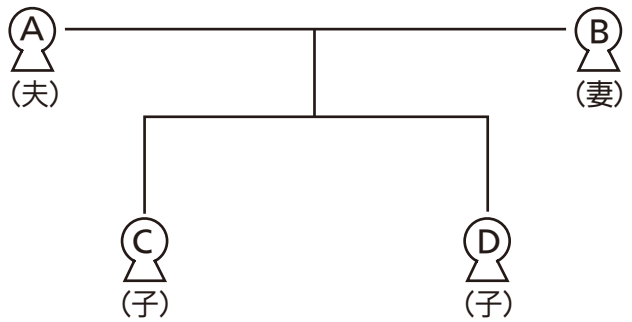

＜ご注意＞

※保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので、カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

●遺言による死亡給付金受取人の変更

- ご契約者は死亡給付金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡給付金受取人を変更することができます。この場合、ご契約者が亡くなられた後、ご契約者の相続人から当社へご通知ください。
- 死亡給付金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

※当社が通知を受ける前に変更前の死亡給付金受取人に死亡給付金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の死亡給付金受取人から死亡給付金の請求を受けても、当社は死亡給付金をお支払いしません。

年金支払開始日以後の保障内容について

●年金および死亡一時金の支払

- 年金支払開始日以後、被保険者が年金支払日に生存しているとき、年金を年金受取人にお支払いします。
- 年金の種類は、保証期間付終身年金および確定年金からお選びいただけます。また、年金支払開始日前に限り、当社の定める取扱範囲内で、年金の種類を変更することができます。

名称		支払事由	支払額	受取人
保証期間付終身年金	年金	被保険者が年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人
	死亡一時金（＊）	被保険者が年金支払開始日以後、保証期間中の最後の年金支払日前に亡くなられたとき	被保険者の亡くなられた日における残余保証期間に対する未払年金の現価	年金受取人
確定年金	年金	被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人
	死亡一時金（＊）	被保険者が年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に亡くなられたとき	被保険者の亡くなられた日における残余年金支払期間に対する未払年金の現価	年金受取人

＊死亡一時金のお支払いにかえて、残余年金支払期間（保証期間付終身年金の場合は残余保証期間）分の年金を継続して受取ることもできます。

＜ご注意＞

※募集代理店により、取扱が異なります。ご契約いただける「年金の種類」「年金支払期間」「保証期間」および「年金支払開始年齢」等は、契約締結前交付書面（契約概要 / 注意喚起情報）をご参照ください。

※年金額は、年金支払開始日の積立金額である年金原資をもとに、年金支払開始日における当社の定める率に基づき計算されます。したがって、年金支払開始日まで確定しません。

※年金支払開始日において年金額が当社の定めた額に満たない場合には、年金によるお支払いを行わず、年金支払開始日における積立金をご契約者にお支払いしてご契約は消滅します。

●年金原資の一時支払

- 年金支払開始日に被保険者が生存している場合に限り、年金のお支払いにかえて、年金原資の一時支払を選択することができます。この場合、年金原資額を年金受取人にお支払いし、保険契約はそのお支払いを行ったときに消滅します。

●年金の分割支払

- 年金受取人は、１年分の年金額を定額に分割する分割支払をご請求いただけます。
- 年金の支払期日は、年金の分割回数に応じてそれぞれ次のとおりとなります。

分割回数	支払期日
年 12 回払	年金支払日および年金支払日の毎月の応当日（応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ）
年６回払	年金支払日および年金支払日の２ヵ月後、４ヵ月後、６ヵ月後、８ヵ月後、10 ヵ月後の月単位の応当日
年４回払	年金支払日および年金支払日の３ヵ月後、６ヵ月後、９ヵ月後の月単位の応当日
年２回払	年金支払日および年金支払日の６ヵ月後の月単位の応当日

＜ご注意＞

※分割後の１回の支払額が所定の金額に満たないときは、お取扱いできません。

※募集代理店により、年金の分割支払のお取扱が異なります。

●年金受取人について

年金受取人は、年金支払開始日にご契約上の一切の権利義務を承継します。

●継続年金受取人のご指定

- ご契約者は、据置期間中に、被保険者の同意を得た上で、年金受取人が亡くなられたときに年金受取人のご契約上の一切の権利義務を承継する継続年金受取人をご指定いただきます。
- 継続年金受取人をご指定される場合には、当社へご通知ください。
- 年金支払開始日以後に年金受取人が亡くなられた場合は、次のとおりとします。
  - 年金受取人が亡くなられた時に継続年金受取人が指定されているときは、継続年金受取人が年金受取人のご契約上の一切の権利義務を承継し、以後、継続年金受取人が年金受取人になるものとします。
  - 年金受取人が亡くなられた時に継続年金受取人が指定されていないときは、継続年金受取人は被保険者とし、被保険者がいない場合には、年金受取人の法定相続人とします。
- 年金支払開始日前に年金受取人が亡くなられた場合で、その亡くなられた時以後、年金受取人の変更が行われずに年金支払開始日が到来したときは、次のとおりとします。
  - 年金支払開始日に継続年金受取人が指定されているときは、継続年金受取人が年金受取人になるものとします。
  - 年金支払開始日に継続年金受取人が指定されていないときは、継続年金受取人は被保険者とします。

●年金受取人または継続年金受取人の変更

- ご契約者は年金支払開始日前に限り、年金受取人は年金支払開始日以後に限り、被保険者の同意を得た上で、年金受取人または継続年金受取人を変更することができます。
- 年金受取人または継続年金受取人を変更される場合には、当社へご通知ください。

※当社が通知を受ける前に変更前の年金受取人に年金等をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の年金受取人から年金等の請求を受けても、当社は年金等をお支払いしません。

●遺言による年金受取人および継続年金受取人の変更

ご契約者および年金受取人は、遺言により年金受取人および継続年金受取人を変更することはできません。

●年金の一括支払

- 年金支払開始日以後、年金受取人は、将来の年金支払にかえて、年金の一括支払をご請求することができます。
- 年金の一括支払額は、年金の種類に応じて次のとおりとなります。

年金の種類	年金の一括支払額
保証期間付終身年金	残余保証期間に対する未払年金の現価
確定年金	残余年金支払期間に対する未払年金の現価

○年金の一括支払後のお取扱い

年金の種類により以下のとおりとなります。

年金の種類	年金の一括支払後のお取扱い
保証期間付終身年金	保証期間満了後、毎年の年金支払日に被保険者が生存されているときは、年金をお支払いします。
確定年金	ご契約は、年金の一括支払を行った時に消滅します。

■積立利率と市場価格調整について

●積立利率について

- 積立利率は、責任開始日の対象期間ごとにその時の市場金利情勢に応じて設定されます。
- 責任開始日の積立利率は必ずご確認ください。
- 「積立利率」とは、基準金利に－ 0.5%から 1.5%（＊ 1）を増減させた範囲内で当社の定めた率から、ご契約の締結に必要な費用としての新契約費率、ご契約の維持に必要な費用としての維持費率および死亡保障に必要な費用としての死亡保障費率を差引いた利率をいい、毎月 2 回（1 日～ 15 日と 16 日～末日）設定されます。

＊ 1 基準金利の算出に用いる国債と実際の運用資産との運用期間の差、積立利率の計算日から実際の運用開始までの金利リスクなどを考慮して定めます。

- 「基準金利」とは、その保険契約の据置期間および契約時の被保険者年齢に応じて、次の「基準金利の算出における期間の表」により定まる期間を残存期間とする指定通貨に応じて定める国債（＊ 2）の複利利回り（＊ 3）（＊ 4）を当社の定める方法により計算した平均値（＊ 5）のことをいいます。

＊ 2 指定通貨が米ドルの場合はアメリカ合衆国国債、豪ドルの場合はオーストラリア国債となります。

＊ 3 当社では Bloomberg（ブルームバーグ）社（金融・経済情報を配信するアメリカ合衆国の総合情報サービス会社）から提供される指定通貨に応じた国債金利（米ドルの場合はアメリカ合衆国国債、豪ドルの場合はオーストラリア国債）を指標金利として使用します。ただし、指標として適切な金利が取得できなくなった場合等には、金融情報サービス会社を将来変更することがあります（この場合、原則、金融情報サービス会社を変更する日の 2 ヵ月前までに契約者にその旨を通知します）。

＊ 4 将来の運用情勢の変化によりアメリカ合衆国国債金利またはオーストラリア国債金利が算出されなくなったときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど、アメリカ合衆国国債金利またはオーストラリア国債金利を指標金利として用いることが適切でなくなったと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、指標金利を変更することがあります（この場合、指標金利を変更する日の 2 ヵ月前までに契約者にその旨を通知します）。

＊ 5 当社所定の方法により計算した平均値は、当社が基準金利を設定する日（毎月の 1 日および 16 日）の 2 営業日前～ 4 営業日前のいずれかの日から遡って 5 日分（指標金利が取得できない日がある場合、その日を除いて 5 日分）の平均値となります。

○基準金利の算出における期間の表

据置期間	契約時（＊）の被保険者の年齢	
	0 歳以上 84 歳以下	85 歳以上 90 歳以下
5年	5年	4年
6年	6年	5年
7年	7年	5年
8年	8年	6年
9年	9年	6年
10 年	10 年	7年

（＊）契約日

【積立利率と基準金利のイメージ】※指定通貨が米ドルの場合

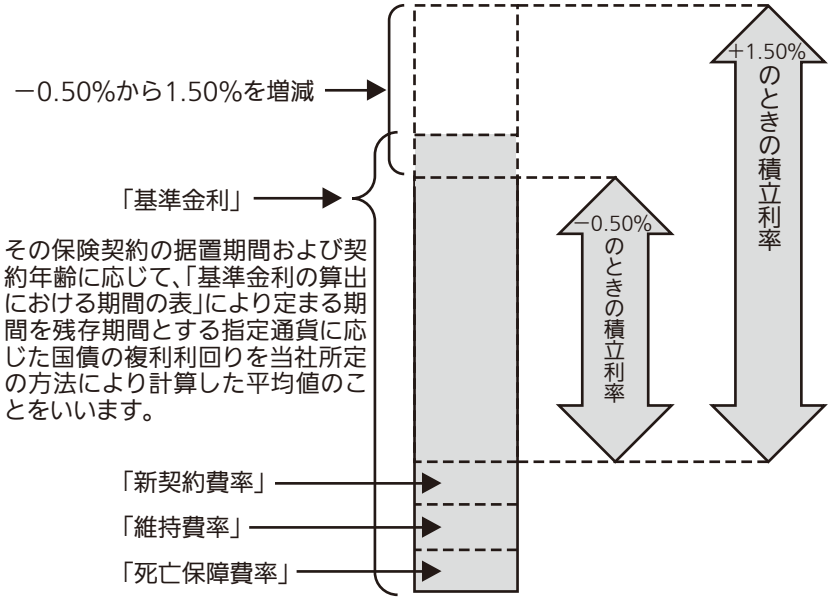

＜ご注意＞

※責任開始日時点の積立利率が適用されるので、申込日時点の積立利率と異なる可能性があります。

※積立利率と基準金利は同じものではありません。

●市場価格調整について

解約払戻金のお支払いの際には、市場価格調整を適用します。

●市場価格調整（Market Value Adjustment）

- 市場価格調整とは、解約払戻金のお支払いの際に、その対象となる額に対する資産の時価を反映させる調整手法で、資産と負債（積立金）をマッチングさせるＡＬＭ（資産・負債総合管理）的要素を取り入れたものです。一般に国債等の固定金利資産に投資されている資産価格は、市場金利の変動に応じて価格が変動します。例えば、投資時点よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、一方、投資時点よりも市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。

  解約払戻金を算出する際には、その対象となる額（基本年金原資部分の積立金）に対して市場価格調整が適用されますので、解約払戻金は、解約が発生した時点で適用される基準金利の変動に応じて変動します。
- この保険では、解約が発生した時点で適用される基準金利が、ご契約時点（投資時点）の基準金利（＊）よりも上昇、あるいは 0.10%未満の低下の場合は、解約払戻金は減少し、解約が発生した時点で適用される基準金利が、0.10%超低下している場合、解約払戻金は増加します。

  解約払戻金は、契約日からの経過年数に応じた解約控除がかかります。

＊ ご契約時点（投資時点）で適用される積立利率を計算するための基準金利となります。

○市場価格調整が適用される場合

市場価格調整は、据置期間において、解約払戻金を支払う場合に適用されます。

適用する場合	適用される市場価格調整
解約の場合	解約の必要書類が当社に到着した日（＊）（以下「解約計算基準日」といいます）の市場価格調整率を適用します。

＊「必要書類が当社に到着した日」とは、完備された必要書類が当社に到着した日をいいます。

■死亡給付金等をお支払いできない場合について

死亡給付金等をお支払いできない場合があります。

●免責事由に該当した場合

次のいずれかにより、被保険者が亡くなられても、死亡給付金をお支払いすることはできません。

①死亡給付金受取人の故意。ただし、その者が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡給付金受取人にお支払いします。

②ご契約者の故意

●重大事由による解除の場合

次のような事由に該当し、当社がご契約を解除した場合、その該当した事由の発生時以後に年金、死亡一時金または死亡給付金（以下「死亡給付金等」といいます）の支払事由が生じていても、死亡給付金等をお支払いすることはできません（下記③の事由にのみ該当した場合で、複数の死亡給付金等の受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、死亡給付金等のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた死亡給付金等を除いた額を、他の受取人にお支払いします）。また、すでに死亡給付金等をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができます。

なお、年金の受取人が下記③の事由のみに該当した場合で、その年金の受取人が年金の一部の受取人であるときは、契約のうち、その受取人に支払われるべき年金に対応する部分を解除するものとします。

①ご契約者または死亡給付金受取人がこの契約の死亡給付金を詐取する目的もしくは他人にこの契約の死亡給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます）をしたとき

②この契約の死亡給付金のご請求に関し、死亡給付金受取人に詐欺行為（未遂を含みます）があったとき

③ご契約者、被保険者、死亡給付金受取人または年金受取人が、反社会的勢力（＊１）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（＊２）を有していると認められるとき

④この契約に付加されている特約もしくは他の契約が重大事由によって解除され、またはご契約者、被保険者、死亡給付金受取人または年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除される等により、当社のご契約者、被保険者、死亡給付金受取人または年金受取人に対する信頼を損ない、この契約を継続することを期待しえない上記①、②、③の事由と同等の事由があるとき

＊１ 暴力団、暴力団員（脱退後５年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

＊２ 反社会的勢力に対する資金等の提供または便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、ご契約者、死亡給付金受取人または年金受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配または実質的な関与があることもいいます。

●不法取得目的による無効の場合

ご契約者が死亡給付金を不法に取得する目的または他人に死亡給付金を不法に取得させる目的でご契約を締結されたときは、ご契約は無効となります。この場合には、お払込みいただいた一時払保険料は払戻しません。

●詐欺による取消の場合

ご契約者または被保険者の詐欺によりご契約を締結されたときは、ご契約は取り消されます。この場合には、お払込みいただいた一時払保険料は払戻しません。

■付加できる特約について

●保険料円入金特約

この特約を付加することにより、米ドルまたは豪ドル建の保険料を円によりお払込みいただけます。

対象	換算基準日	適用する為替レート
一時払保険料（相当額）	一時払保険料（相当額）の受領日	当社所定の為替レート（＊）

＊「当社所定の為替レート」は、当社が指標として指定する金融機関が公示する、換算基準日における TTM（対顧客電信仲値）に為替手数料を含んだ額となります。円を米ドルまたは豪ドルに換算する場合は、TTM（対顧客電信仲値）に 50 銭を加えた額となります。1日のうちに TTM（対顧客電信仲値）の公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

※換算基準日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

※上記の為替レートは 2023 年 1 月現在のものであり、将来変更されることがあります。

＜ご注意＞

※募集代理店によっては、この特約を付加できない場合があります。

●円支払特約Ⅱ

この特約を付加することにより、外国通貨建の解約払戻金および死亡給付金等を円によりお支払いします。

対象	換算基準日	適用する為替レート
解約払戻金	必要書類が当社の本店に到着した日（＊1）	当社所定の為替レート（＊2）
死亡給付金		

＊1「必要書類が当社の本店に到着した日」とは、完備された必要書類が当社の本店に到着した日をいいます。

＊2「当社所定の為替レート」は、当社が指標として指定する金融機関が公示する、換算基準日における TTM（対顧客電信仲値）に為替手数料を含んだ額となります。外国通貨を円に換算する場合は、TTM（対顧客電信仲値）から 50 銭を差し引いた額となります。1日のうちに TTM（対顧客電信仲値）の公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

※換算基準日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

※上記の為替レートは 2023 年 1 月現在のものであり、将来変更されることがあります。

＜ご注意＞

※この特約を死亡給付金等の一部分のみに対して適用することはできません。

●年金円支払特約

- この特約を付加することにより、外国通貨建の年金等を円によりお支払いします。

対象	換算基準日	適用する為替レート
年金	年金支払日または必要書類が当社の本店に到着した日（＊1）の翌営業日のいずれか遅い日	当社所定の為替レート（＊2）
年金原資の一時支払		
年金の一括支払	必要書類が当社の本店に到着した日（＊1）の翌営業日	
死亡一時金		

＊1 「必要書類が当社の本店に到着した日」とは、完備された必要書類が当社の本店に到着した日をいいます。

＊2 「当社所定の為替レート」は、当社が指標として指定する金融機関が公示する、換算基準日におけるTTM（対顧客電信仲値）とします。1日のうちにTTM（対顧客電信仲値）の公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

※換算基準日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

※上記の為替レートは2023年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。

- 年金受取人は第1回の年金の請求時または年金原資の一時支払の請求時に限り、この特約を解約することができます。

＜ご注意＞

※この特約を付加して円により年金をお支払いした後は、毎回円での年金支払となり、以後の年金を外国通貨によりお支払いすることはありません。

●新為替ターゲット特約

この特約を年金円支払特約と併せて付加することにより、毎回の外国通貨建の年金を、為替水準に応じて円によりお支払いまたは外国通貨により据置くことができます。

●為替ターゲットレート

- 為替ターゲットレートとは、円による年金のお支払いまたは外国通貨による年金の据置きを決定する際の基準となる為替レートをいいます。
- ご契約者（第1回の年金の請求時以後は年金受取人）に特約付加申込日の年金円支払特約に定める当社所定の為替レートをもとに当社所定の範囲内でご指定いただけます。
- 年金支払開始日以後、毎回の為替判定日（年金円支払特約に定める年金円換算基準日）において、為替ターゲットレートを基準として、円による年金のお支払いまたは外国通貨による年金の据置きを決定します。

●年金の円によるお支払い

- 為替判定日において、年金円支払特約に定める当社所定の為替レートが為替ターゲットレートと同一または円安となった場合には、円により年金をお支払いし、円高となった場合には、外国通貨により年金を据置きます。
- 為替判定日において据置かれた年金（以下「据置年金」といいます）がある場合、据置年金を当社所定の利率により計算した利息と併せて円によりお支払いします。

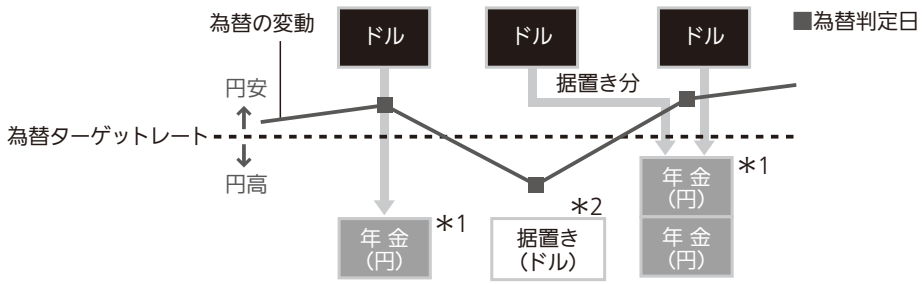

＊1 為替判定日における年金円支払特約に定める当社所定の為替レートが、為替ターゲットレートと同一または為替ターゲットレートよりも円安となった場合

⇒円により年金をお支払い

＊2 為替判定日における年金円支払特約に定める当社所定の為替レートが、為替ターゲットレートよりも円高となった場合

⇒外国通貨により年金を据置き

●据置年金および利息の引出し

年金受取人は、いつでも据置年金および利息の全額を円または外国通貨により引出すことができます。

●最後の年金支払時のお取扱いについて

- 最後の為替判定日における為替判定の結果、為替ターゲットレートと同一または円安となった場合には、円により年金をお支払いし、円高となった場合は、外国通貨により年金をお支払いします（最後の為替判定日において据置年金があるときについても、同様の取扱いとなります）。ただし、年金受取人からお申出があった場合には、円によりお支払いします。

●その他のお取扱い

- 主契約が消滅したときまたはこの特約が解約されたときに据置年金がある場合には、据置年金および利息の全額を外国通貨によりお支払いします。ただし、年金受取人からお申出があった場合には、円によりお支払いします。
- 年金受取人は、主契約の第１回の年金の請求の時および年金支払開始日後、毎年の年金支払日の前日に、為替ターゲットレートの変更または新為替ターゲット特約の解約をすることができます。

＜ご注意＞

※主契約に付加されている年金円支払特約が解約されたときは、この特約は消滅します。

●終身保険移行特約

- 契約日から当社の定める期間を経過している場合または年金開始時に、当社の定める取扱範囲内で、ご契約者からのお申出によってこの特約を付加することにより、この特約に定める終身保険に移行することができます。
- 終身保険への移行日は、次のとおりとなります。

  ①移行の申出に必要な書類を当社の本店が受付けた日

  ②上記①のほか、年金支払開始日前２ヵ月間にご契約者から年金支払開始日を移行日とするお申出があった場合は、年金支払開始日
- 移行日の特約積立金額は、移行日における主契約の解約払戻金とします。ただし、年金支払開始日を移行日とする場合は、主契約の年金原資とします。
- 終身保険の通貨は、主契約の指定通貨と同じとします。
- 契約者から申出があり、当社がこれを承諾した場合は、外国通貨建の解約払戻金または年金原資を、移行日における当社所定の為替レート（＊）で円換算した額を、移行日の特約積立金とすることができます。この場合、特約死亡保険金及び特約災害死亡保険金の支払等、移行後の終身保険に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。

＊当社所定の為替レートは、当社が指標として指定する金融機関が公示する TTM（対顧客電信仲値）に為替手数料を含んだ額となります。外国通貨を円に換算する場合は、TTM（対顧客電信仲値）から 50 銭を差し引いた額となります。1 日のうちに TTM（対顧客電信仲値）の公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

※移行日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、翌営業日の為替レートを用います。

※上記の為替レートは 2023 年 1 月現在のものであり、将来変更されることがあります。

＜ご注意＞

※終身保険に移行した場合、主契約の保障は消滅します。

※移行後の終身保険に適用される利率については、移行日における当社所定の利率が適用されますので、移行前の主契約に適用されていた積立利率より低い利率になる場合があります。

●特約保険金の支払事由

- 次の場合に特約保険金をお支払いします。

名称	支払事由	支払額	受取人
特約死亡保険金	被保険者が移行日以後の保険期間中に亡くなられたとき	被保険者の亡くなられた日における特約積立金額	主契約の死亡給付金受取人
特約災害死亡保険金	被保険者が移行日以後の保険期間中に次のいずれかに該当したとき ①移行日以後に発生した所定の不慮の事故（＊1）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて 180 日以内に亡くなられたとき ②移行日以後に発病した所定の感染症（＊2）を直接の原因として亡くなられたとき	被保険者の亡くなられた日における特約積立金額× 10%	主契約の死亡給付金受取人

＊1 所定の不慮の事故については、終身保険移行特約約款の別表 1「対象となる不慮の事故」をご覧ください。

＊2 所定の感染症については、終身保険移行特約約款の別表 2「対象となる感染症」をご覧ください。

なお、円支払特約Ⅱ（＊3）を付加いただくことにより、外貨建の特約保険金を円でお受取りいただくこともできます。

＊3 円支払特約Ⅱについては、「■付加できる特約について●円支払特約Ⅱ」をご参照ください。

●特約保険金をお支払いできない場合について

○特約死亡保険金をお支払いできない場合

- 免責事由に該当した場合

  次のいずれかにより、被保険者が亡くなられても、特約死亡保険金をお支払いすることはできません。

  ①主契約の死亡給付金受取人の故意。ただし、その者が特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の特約死亡保険金の受取人にお支払いします。

  ②ご契約者の故意

- 重大事由による解除の場合

○特約災害死亡保険金をお支払いできない場合

- 免責事由に該当した場合

  次のいずれかにより、被保険者が亡くなられても、特約災害死亡保険金をお支払いすることはできません。

  ①ご契約者または被保険者の故意または重大な過失

  ②主契約の死亡給付金受取人の故意または重大な過失。ただし、その者が特約災害死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約災害死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の特約災害死亡保険金の受取人にお支払いします。

  ③被保険者の犯罪行為

  ④被保険者の精神障害を原因とする事故

  ⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故

  ⑥被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故

  ⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

  ⑧地震、噴火または津波

  ⑨戦争その他の変乱

- 重大事由による解除の場合

＜ご注意＞

※ただし、上記⑧⑨の場合で、その原因により亡くなられた被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当社は、その影響の程度に応じ、特約災害死亡保険金の全額をお支払い、または削減してお支払いすることがあります。

●特約の解約、特約死亡保険金額の減額

- ご契約者は、いつでも、この特約を解約して解約払戻金を受取ることができます。
- 解約払戻金額は、特約積立金額とし、移行日からその経過した年月数により計算します。
- この特約を解約した場合には、ご契約は消滅します。
- ご契約者は、いつでも、特約死亡保険金額を減額することができます。減額分についてはこの特約を解約したものとして取扱います。

なお、円支払特約Ⅱ（＊）を付加いただくことにより、外貨建の解約払戻金を円でお受取りいただくこともできます。

＊円支払特約Ⅱについては、「■付加できる特約について●円支払特約Ⅱ」をご参照ください。

＜ご注意＞

※減額後の特約死亡保険金額が所定の金額を下回る減額はお取扱いできません。

〇年金移行特約

- 主契約が終身保険移行特約により終身保険に移行した後、主契約のご契約日から５年を経過している場合は、ご契約者のお申出（被保険者の同意が必要となります）によってこの特約を付加することにより、死亡保障等にかえて年金をお支払いします。
- 年金への移行日は、移行の申出に必要な書類を当社の本店が受付けた日となり、その日が第１回年金支払日（年金支払開始日）となります。第２回以後の年金支払日は、第１回の年単位の応当日となります。
- 年金額は、移行日の特約積立金額にもとづき、移行日の当社の定める率等により計算します。（＊１）
- 移行日の特約積立金額は、移行日における終身保険移行特約の特約積立金額となります。
- 年金受取人はご契約者、被保険者または死亡給付金受取人のうちから、ご契約者が指定された方とします。（＊２）
- 年金の通貨は、終身保険の通貨と同じとします。

  ただし、契約者からの申出により、移行日の外国通貨建の特約積立金額を、移行日における当社所定の為替レート（＊３）で円換算した額を、移行日の特約積立金とすることができます。この場合、この特約による年金および死亡一時金の支払等、移行後の定額の年金に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。

＊１ 年金額がこの特約の年金額を通算して所定の金額を超える場合は、その超える部分に相当する特約積立金額を年金移行後の第１回の年金と併せて一時金で年金受取人にお支払いします。

＊２ 年金受取人が死亡した場合には、年金受取人の法定相続人が年金受取人の契約上の一切の権利義務を承継します。

＊３ 当社所定の為替レートは、当社が指標として指定する金融機関が公示するTTM（対顧客電信仲値）に為替手数料を含んだ額となります。外国通貨を円に換算する場合は、TTM（対顧客電信仲値）から50銭を差し引いた額となります。１日のうちにTTM（対顧客電信仲値）の公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

※移行日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、翌営業日の為替レートを用います。

※上記の為替レートは2023年１月現在のものであり、将来変更されることがあります。

＜ご注意＞

※年金への移行後、年金支払時の費用（年金管理費）として年金額の1%を上限に毎年の年金支払日に特約積立金から控除します。年金管理費は、年金支払開始時に定まり、年金の支払期間を通じて適用されます。

※年金額は、基礎率（移行日時点の予定利率、予定死亡率等）にもとづいて、移行日時点に計算され算出されます。

※移行日における被保険者の年齢が所定の年齢をこえる場合は、移行できません。

※年金への移行後の年金額が所定の金額に満たない場合は、移行できません。

＜年金および死亡一時金のお支払い＞

- この特約によりお支払いする年金の種類は、「確定年金」「保証期間付終身年金」「年金総額保証付終身年金」のいずれかとなります。この特約の付加のお申出時にご指定ください。
- 年金の種類によって、次のとおり、年金および死亡一時金をお支払いします。

名称		支払事由	支払額	受取人
保証期間付終身年金	年金	被保険者が年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人
	死亡一時金（＊）	被保険者が年金支払開始日以後、保証期間中の最後の年金支払日前に亡くなられたとき	被保険者の亡くなられた日における残余保証期間に対する未払年金の現価	年金受取人
確定年金	年金	被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人
	死亡一時金（＊）	被保険者が年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に亡くなられたとき	被保険者の亡くなられた日における残余年金支払期間に対する未払年金の現価	年金受取人
年金総額保証付終身年金	年金	年金支払開始日に被保険者が生存されているときであって、次のいずれかに該当したとき ①被保険者が年金支払日に生存されていること ②被保険者が年金支払日に亡くなられているときであって、すでにお支払いした年金およびお支払いすることの確定した年金の合計額が保証金額より少ないこと	年金額	年金受取人

＊死亡一時金のお支払いにかえて、残余年金支払期間（保証期間付終身年金の場合は残余保証期間）分の年金を継続して受取ることもできます。

＜ご注意＞

※年金の種類、保証期間および年金支払期間を変更することはできません。

※保証期間付終身年金においては保証期間経過後に、年金総額保証付終身年金においては保証金額からすでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額を差し引いた残額がなくなった後に、被保険者が亡くなられたときは、ご契約は消滅します。

※年金の種類が年金総額保証付終身年金の場合、死亡一時金はありません。

※死亡一時金をお支払いした場合、以後の年金のお支払いはありません。

＜年金の一括支払＞

- 年金受取人は、将来の年金のお支払いにかえて、年金の一括支払をご請求いただけます。
- 年金の一括支払額は、年金の種類に応じて次のとおりとなります。

年金の種類	年金の一括支払額
保証期間付終身年金	保証期間の残存期間に対する未払年金の現価
確定年金	年金支払期間の残存期間に対する未払年金の現価
年金総額保証付終身年金	受取保証部分の未払年金の現価

○年金の一括支払後のお取扱い

年金の種類により以下のとおりとなります。

年金の種類	年金の一括支払後のお取扱い
保証期間付終身年金	保証期間満了後、毎年の年金支払日に被保険者が生存されているときは、年金をお支払いします。
確定年金	ご契約は、年金の一括支払を行った時に消滅します。
年金総額保証付終身年金	受取保証部分の期間満了後、毎年の年金支払日に被保険者が生存されているときは、年金をお支払いします。

＜ご注意＞

※保証期間付終身年金および年金総額保証付終身年金においては、年金の一括支払が行われた後、被保険者が亡くなられたときは、その時にご契約は消滅します。

●保険契約者代理特約

- この特約における保険契約者とは、保険契約者のほか、次のとおりとします。（以下、総称して「ご契約者」とします。）
  - ①保険契約者の権利および義務のすべてを承継した者（この場合、承継前の保険契約者は、この特約における「保険契約者」には含まれません。）
  - ②保険金等（主契約・特約・特則の約款（以下「主約款等」といいます）に定める保険給付をいい、その名称の如何を問いません）が年金によって支払われている場合のその年金の受取人（この場合、元保険契約の保険契約者は、この特約における「保険契約者」には含まれません。）
  - ③その他保険契約者に準じる者であると当社が認めた者
- ご契約者が、保険契約者代理特約を付加し、保険契約者代理人を指定することにより、ご契約者が当社所定のお手続きを行うことができない次の事情があるとき、この特約によりご契約者の代わりにお手続きを行うことができます。
  - ○手続きを行う意思表示が困難であると当社が認めたとき
  - ○その他これに準じる状態であると当社が認めたとき
- 保険契約者代理人が行うことができるお手続きは次のとおりとします。
  - ①主約款等に定めるご契約者が行うことができる手続き
  - ②ご契約者と保険金等の受取人が同一人である場合における、主約款等に定める保険金等の受取人が行うことができる手続き
  - ③当社の定める特約の付加等の申出
- ただし、次のお手続きを除きます。
  - ①保険金等の受取人の変更または継続年金受取人の指定もしくは変更指定の請求
  - ②ご契約者の変更の請求
  - ③告知を要する手続き
  - ④保険契約者代理人の変更指定の請求
  - ⑤指定代理請求人の指定または変更指定の請求
  - ⑥指定代理請求人が代理することができる手続き（指定代理請求特約が付加されていない場合も含まれます。）
- 保険契約者代理人は 1 名とし、次の範囲から指定していただきます。
  - ・次の範囲内の者
    - ①ご契約者の戸籍上の配偶者
    - ②ご契約者の直系血族
    - ③ご契約者の兄弟姉妹
    - ④ご契約者と同居し、または、ご契約者と生計を一にしているご契約者の 3 親等内の親族

・上記のほか、次の範囲内の者で、ご契約者のために代理手続きを行うべき相当な関係があると当社が認めた者

⑤ご契約者と同居し、または、契約者と生計を一にしている者

⑥ご契約者の財産管理を行っている者

⑦保険金等の受取人または継続年金受取人

⑧その他⑤⑥⑦に掲げる者と同等の関係にある者

なお、保険契約者代理人は代理対象手続き時において、上記の範囲内であることを要します。

- ご契約者は会社の同意を得て、保険契約者代理人を上記の範囲内で変更することができます。
- 代理対象手続き時に、保険契約者代理人がすでに死亡している場合や上記の範囲外になっている場合等は、ご契約者の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合にはご契約者と生計を一にする３親等内の親族）が、当社の承諾を得て、ご契約者の代理人として代理対象手続きを行うことができます。
- 保険契約者代理人が行ったお手続きは、ご契約者に対してその効力を生じます。

＜ご注意＞

※保険契約者代理人が代理対象手続きを行う場合、当社は、保険契約者代理人に対し、保険金等の受取人その他の利害関係人の同意を得ること等を求めることがあります。

※次のいずれかに該当した場合には、保険契約者代理人は代理対象手続きを行うことができません。

①保険契約者代理人が故意に保険金等の支払事由を生じさせたとき

②保険契約者代理人が故意にご契約者を代理対象手続きを行うことができない状態に該当させたとき

③保険契約者代理人の死亡その他の法令に定める代理権が消滅するとき

④保険契約者代理人が上記の当社が求めた事項を行うことができなかったとき

※次のいずれかに該当した場合は、特約は消滅します。

①ご契約者が死亡したとき

②ご契約者が変更されたとき

③主契約が解約その他の事由によって消滅したとき

④ご契約者と年金の受取人が異なる場合で、主約款等に定める年金の支払開始日が到来したとき

※ご契約者が法人の場合は保険契約者代理人によるお手続きはできません。

※保険契約にもとづく支払金を代理対象手続きを行ったご契約者の代理人に支払った場合、その後、重複してその支払金の請求を受けてもお支払いしません。

※ご契約者に後見人等が選任されている場合には、ご契約者の代理人は、代理対象手続きを行うことができません。

●指定代理請求特約

ご契約者（年金支払開始日以後は、年金受取人）が被保険者の同意を得て指定代理請求特約を付加し、指定代理請求人を指定することにより、年金受取人が年金を請求できない次の事情があるとき、この特約により年金受取人の代わりに年金の請求（代理請求）を行うことができます。

〇年金の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めたとき

〇その他これに準じる状態であると当社が認めたとき

- 代理請求を行うことができるのは、被保険者が年金受取人となるご契約の年金の請求となります。
- 指定代理請求人は 1 名とし、次の範囲から指定していただきます。

・次の範囲内の者

①被保険者の戸籍上の配偶者

②被保険者の直系血族

③被保険者の兄弟姉妹

④被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の 3 親等内の親族

・上記のほか、次の範囲内の者で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき相当な関係があると当社が認めた者

⑤被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者

⑥被保険者の財産管理を行っている者

⑦死亡保険金（給付金）受取人等

⑧その他⑤⑥⑦に掲げる者と同等の関係にある者

なお、指定代理請求人は年金の請求時において、上記の範囲内であることを要します。

- ご契約者（年金支払開始日以後は、年金受取人）が被保険者の同意を得て、指定代理請求人を上記の範囲内で変更することができます。
- 代理請求時に、指定代理請求人がすでに死亡している場合や上記の範囲外になっている場合等は、年金受取人の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合にはその年金受取人と生計を一にする 3 親等内の親族）が、当社の承諾を得て、年金受取人の代理人として年金を請求することができます。

＜ご注意＞

※指定代理請求人は、契約内容の変更等をすることはできません。

※故意に年金受取人を年金の請求ができない状態に該当させた指定代理請求人および故意に年金受取人を年金の請求ができない状態に該当させた年金受取人の代理人は、代理請求を行うことはできません。

※代理人から年金の請求を受け、年金をお支払いした場合で、その年金の請求を受けても重複してその年金をお支払いしません。

※年金受取人に後見人等が選任されている場合には、年金受取人の代理人は、代理請求を行うことはできません。

■ご契約後について

●各種変更・請求手続きについて

- 次の場合には、すみやかにご契約者よりカスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

  ご契約の証券番号、ご契約者と被保険者の氏名、ご契約年月日をあらかじめご確認のうえ、ご連絡いただきますと、より早く正確にご回答申し上げることができます。

  ○転居、町名変更等により住所を変更される場合

  ○ご契約者、死亡給付金受取人等の変更や改姓、改名による名義の変更をご希望の場合

  ○ご契約内容の変更をご希望の場合

  ○保険証券を紛失された場合

  ○その他必要書類や請求書記入方法等のご質問

＜ご注意＞

※当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所を変更された場合には、必ずご連絡ください。

- 各種変更・請求手続きのための必要書類は約款の「請求手続」に記載されています。ただし、当社は記載以外の書類のご提出を求めたり、一部の省略を認めることがありますので、各種手続きの必要が生じた場合には、カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

●カスタマーサービスセンターについて

お電話により、次のサービスをご利用いただけます。

○ご契約内容等のご照会

○各種請求書類のお取寄せ

【お問い合わせ先】

カスタマーサービスセンター　0120-001-262

受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00 ～ 17：00

※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

※お問い合わせの際は、証券番号または年金支払証書番号をご確認のうえ、ご契約者または年金受取人ご本人よりお願いいたします。

●年金・死亡一時金・死亡給付金のお支払期限について

- 支払事由が生じた年金・死亡一時金・死亡給付金のご請求があった場合、必要書類が当社に到着した日（＊）の翌日からその日を含めて 5 営業日以内にお支払いします。ただし、年金・死亡一時金・死亡給付金をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、次のとおりとなります。

①	年金・死亡一時金・死亡給付金をお支払いするための確認が必要な次の場合には、必要書類が当社に到着した日（＊）の翌日からその日を含めて 45 日を経過する日以内にお支払いします。 • 年金・死亡一時金・死亡給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 • 死亡給付金の免責事由に該当する可能性がある場合 • 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	
②	上記①の確認をするために特別な照会や調査が必要な次の場合には、必要書類が当社に到着した日（＊）の翌日からその日を含めてそれぞれに定める日数（複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日以内にお支払いします。	
	• 医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会が必要な場合	60 日
	• 弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会が必要な場合	180 日
	• 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合	180 日
	• ご契約者、被保険者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合	180 日
	• 日本国外における調査が必要な場合	180 日

＊「必要書類が当社に到着した日」とは、完備された必要書類が当社に到着した日（年金の場合は、年金支払日または完備された必要書類が当社に到着した日のいずれか遅い日）をいいます。

- 年金・死亡一時金・死亡給付金をお支払いするための上記①および②の確認等に際し、ご契約者・被保険者・死亡給付金受取人・年金受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金・死亡一時金・死亡給付金をお支払いしません。

●基本給付金額の減額

- ご契約者は、据置期間中であればいつでも、基本給付金額を減額することができます。ただし、減額後の基本給付金額が所定の金額に満たないときは、お取扱いしません。
- 基本給付金額を減額したときは、同じ割合で基本年金原資部分の積立金について減額されるものとします。
- 減額を行った場合、減額分の基本年金原資部分の積立金について解約したものとして取扱い、解約払戻金がある場合には、ご契約者にお支払いします。

※指数連動年金原資部分の積立金は減額されません。指数連動年金原資部分の積立金を払い戻すには、指数連動年金原資部分の積立金の引き出しをご請求いただく必要があります。

●指数連動年金原資部分の積立金の払戻（引き出し）

- ご契約者は、指数連動年金原資部分の積立金がある場合はいつでも、当社の定める取扱範囲内で、指数連動年金原資部分の積立金の全部または一部を引き出すことができます。
- 契約者から申出があり、当社がこれを承諾した場合は、外貨建の指数連動年金原資部分の積立金を円で受取ることができます。

対象	換算基準日	適用する為替レート
指数連動年金原資部分の積立金の引き出し額	必要書類が当社の本店に到着した日（＊1）	当社所定の為替レート（＊2）

＊1「必要書類が当社の本店に到着した日」とは、完備された必要書類が当社の本店に到着した日をいいます。

＊2「当社所定の為替レート」は、当社が指標として指定する金融機関が公示する、換算基準日におけるTTM（対顧客電信仲値）に為替手数料を含んだ額となります。外国通貨を円に換算する場合は、TTM（対顧客電信仲値）から50銭を差し引いた額となります。1日のうちにTTM（対顧客電信仲値）の公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

※換算基準日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

※上記の為替レートは2023年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。

●積立金の計算方法の変更

ご契約者は、積立金の計算方法について、年単位の契約応当日の3か月前から2週間前までの間に申し出ていただくことにより、据置期間を通じて1回に限り、その契約応当日から、次のとおり、積立金の計算方法を変更することができます。

変更前	基本年金原資部分の積立金：基本給付金額と同額 指数連動年金原資部分の積立金：毎年の指数の上昇に応じて計算された積増金を指数連動年金原資部分の積立金に加算し、当社所定の利率で積み立てる。
変更後	基本年金原資部分の積立金：契約応当日より、積立利率を適用し、経過した年月数により当社所定の方法で積み立てる。 指数連動年金原資部分の積立金：計算方法が変更された契約応当日の次の契約応当日より、積増金の計算は行われない。（積増金の加算はなく、そのまま当社所定の利率で積み立てられる。）

【変更した場合のイメージ】

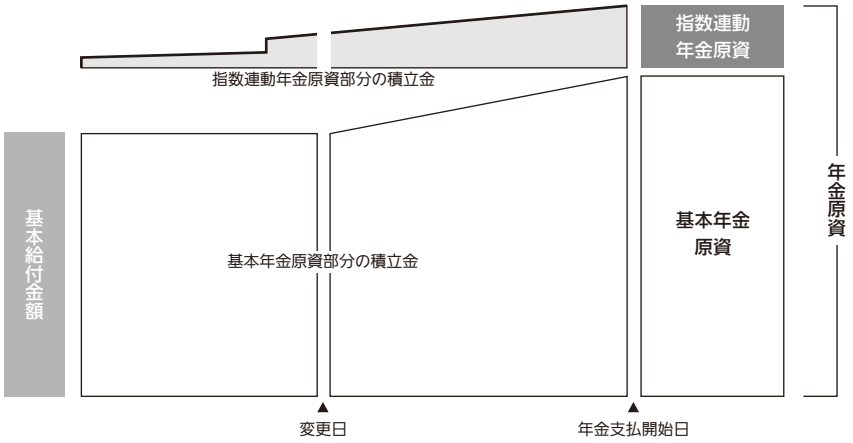

●年金の種類等の変更

ご契約の申込時にお選びいただいた年金の種類、保証期間および年金支払期間は、年金支払開始日前に限り、当社の定める取扱範囲内で変更することができます。

●解約

- ご契約者は、年金支払開始日前であればいつでも、ご契約を解約して解約払戻金を受取ることができます。ただし、解約されたときの解約払戻金は、一時払保険料より少ない金額になる場合があります。
- 解約払戻金は、必要書類が当社に到着した日（＊）の翌日からその日を含めて５営業日以内にお支払いします。

＊「必要書類が当社に到着した日」とは、完備された必要書類が当社に到着した日をいいます。

●解約払戻金額の計算方法

- 解約された場合、実際にお支払いする解約払戻金は、次の①、②の合計額とします。
  ①解約計算基準日の基本年金原資部分の積立金に対して市場金利情勢に応じた市場価格調整を適用した金額から解約控除を差し引いた金額
  ②解約計算基準日の指数連動年金原資部分の積立金
- 解約払戻金は積立金をもとに次のとおり計算します。
  解約払戻金＝①＋②
  ①解約計算基準日の基本年金原資部分の積立金×（１－市場価格調整率）－基本給付金額×解約控除率
  ②解約計算基準日の指数連動年金原資部分の積立金
- 解約控除率は据置期間およびご契約日から解約計算基準日までの経過年数に応じた率となります。

●解約計算基準日の市場価格調整率

解約計算基準日の市場価格調整率は、次のとおり計算します。

$$\text{解約計算基準日の市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1+i}{1+j+c}\right)^{k(n-t)/12}$$

- ｉ　は、解約計算基準日において契約に適用されている積立利率を計算するための基準金利
- ｊ　は、解約計算基準日においてｉと同様に計算される基準金利
- ｃ　は、金利変動等の影響を補正するための率（＊）で、0.10%
- ｎ　は、据置期間の月数
- ｋ　は、年金支払開始日における被保険者の年齢に応じた係数

年金支払開始日における被保険者の年齢	係数
84 歳以下	1.00
85 歳以上	0.80

- ｔ　は、契約日（据置期間の再設定が行われた場合は、その再設定された据置期間の開始日）からの経過月数

解約控除率は、据置期間および契約日から解約計算基準日までの経過年数に応じて会社の定める率とします。

＊解約払戻金額の計算に用いる利率を設定する時期（毎月１日～ 15 日、16 日～末日）と解約計算基準日の間に生じる金利変動や、運用資産の売却に係る取引費用等に備えるため、解約払戻金額を計算する際の市場価格調整において所定の係数（0.10%）を設定しています。

このため、「解約計算基準日の基準金利」が「責任開始日の基準金利」と同一であっても、解約計算基準日の積立金に対して経過年数ごとに一定率が控除されます。例えば、解約計算基準日の基準金利と責任開始日の基準金利が 2.00%の場合、解約計算基準日の積立金に対してご契約日からの経過年数ごとに以下の値が控除されます。

経過年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
控除率	0.88%	0.78%	0.68%	0.59%	0.49%	0.39%	0.29%	0.20%	0.10%	0.00%

※年金支払開始年齢：70 歳、据置期間：10 年、指定通貨：米ドルで計算しています。

○市場価格調整率の与える影響（解約計算基準日の基本年金原資部分の積立金額を１とした場合の市場価格調整適用後の金額）

【ご契約例】年金支払開始年齢：70 歳 / 据置期間：10 年
ご契約に適用されている積立利率を計算するための基準金利：2.00%
指定通貨：米ドル

ご契約日からの経過年数	基準金利の変動幅						
	2.00%上昇	1.00%上昇	0.50%上昇	変化なし	0.10%低下	0.50%低下	1.00%低下
1	0.832	0.908	0.949	0.991	1.000	1.036	1.083
2	0.850	0.918	0.954	0.992	1.000	1.032	1.074
3	0.867	0.928	0.960	0.993	1.000	1.028	1.064
4	0.885	0.938	0.965	0.994	1.000	1.024	1.055
5	0.903	0.948	0.971	0.995	1.000	1.020	1.045
6	0.922	0.958	0.977	0.996	1.000	1.016	1.036
7	0.941	0.968	0.983	0.997	1.000	1.012	1.027
8	0.960	0.979	0.988	0.998	1.000	1.008	1.018
9	0.980	0.989	0.994	0.999	1.000	1.004	1.009
10	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000

※表の数値は、端数処理の関係から、実際の数値と異なるものもあります。

●解約計算基準日の解約控除率

解約計算基準日の解約控除率は、次のとおりです。

- 指定通貨が米ドル・豪ドルの場合

ご契約日からの経過年数	据置期間	
	5年	10年
0	3.50%	7.00%
1	2.80%	6.30%
2	2.10%	5.60%
3	1.40%	4.90%
4	0.70%	4.20%
5	−	3.50%
6	−	2.80%
7	−	2.10%
8	−	1.40%
9	−	0.70%

○解約払戻金額の計算例

この計算例は、それぞれの条件の場合における解約払戻金額の計算例です。なお、いずれも以下のご契約例を仮定して計算した例で、将来の支払額を約束するものではありません。

【ご契約例】

契約年齢：60 歳

年金支払開始年齢：70 歳

据置期間：10 年（120 ヵ月）

基本給付金額：100,000 米ドル

解約計算基準日の基本年金原資部分の積立金額：100,000 米ドル

解約計算基準日の指数連動年金原資部分の積立金額：10,000 米ドル

ご契約に適用されている積立利率を計算するための基準金利：2.00%

ご契約に適用されている積立利率：1.50%

ご契約日から解約計算基準日までの経過年数：３年（36 ヵ月）

□解約計算基準日に計算される基準金利が 1.00%の場合

$$\text{解約計算基準日の市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1+2.00\%}{1+1.00\%+0.10\%} \right)^{1.00\times(120-36)/12}$$

$$= -6.40\%$$

解約払戻金額 ＝｛100,000米ドル×（1－（－6.40%））－100,000米ドル×4.9%｝
＋10,000米ドル
＝（106,400米ドル－4,900米ドル）＋10,000米ドル
＝ 111,500米ドル

□解約計算基準日に計算される基準金利が 3.00%の場合

$$\text{解約計算基準日の市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1+2.00\%}{1+3.00\%+0.10\%} \right)^{1.00\times(120-36)/12}$$

$$= 7.23\%$$

解約払戻金額 ＝｛100,000米ドル×（1－7.23%）－100,000米ドル×4.9%｝
＋10,000米ドル
＝（92,770米ドル－4,900米ドル）＋10,000米ドル
＝97,870米ドル

●被保険者によるご契約者への解約請求について

被保険者とご契約者が異なるご契約の場合、次に掲げる事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。

この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

①ご契約者または死亡給付金受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として死亡給付金のお支払事由を発生させようとした場合

②死亡給付金受取人が当該生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合

③上記①②の他、被保険者のご契約者または死亡給付金受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合

④ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

●差押債権者、破産管財人等による解約について

ご契約者の差押債権者、破産管財人等（以下、「債権者等」といいます）によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到達した時から１ヵ月を経過した日に効力を生じます。

●死亡給付金受取人によるご契約の存続について

- 債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、以下のすべてを満たす死亡給付金受取人は、ご契約を存続させることができます。
  - ・ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
  - ・ご契約者でないこと
- 死亡給付金受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到達した時から１ヵ月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行う必要があります。
  - ①ご契約者の同意を得ること
  - ②解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
  - ③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても期間内に行うこと）
- 解約の通知が当社に到達した時から１ヵ月を経過する日までの間に年金支払開始日が到来することとなっている場合は、このお取扱いは適用せず、解約の通知が当社に到達した時に解約の効力が生じます。

●年金支払証書のご確認

- 第１回の年金支払時に、当社は年金支払証書を年金受取人にお送りします。内容をご確認のうえ、ご不明な点がございましたら、カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。
- 年金支払証書は各種手続きに必要となりますので、大切に保管してください。

●管轄裁判所

このご契約における年金、死亡給付金等のご請求に関する訴訟については、当社の本店の所在地または年金受取人もしくは死亡給付金受取人（２人以上いるときは、その代表者とします）の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

●時効

年金、死亡給付金、解約払戻金等のご請求は、請求権者が権利を行使できるようになった時から３年を経過しますと、その権利がなくなりますので、ご注意ください。

■生命保険料控除と税金について

●生命保険料控除

お払込みいただいた一時払保険料は「一般の生命保険料控除」の対象となりますので、その年の所得税と住民税のご負担が軽減されます。

＜ご注意＞

※「個人年金保険料控除」の対象ではありませんのでご注意ください。

○生命保険料控除の対象となるご契約

納税する人が保険料を支払い、受取人がご自身または配偶者、その他の親族であるご契約です。

○生命保険料控除の対象となる保険料

1月から12月まで（＊）にお払込みいただいた保険料の合計額です。

＊契約日の属する年が基準となります。

□所得税の生命保険料控除

年間正味払込保険料	生命保険料控除額
80,000円をこえるとき	一律に40,000円

□住民税の生命保険料控除

年間正味払込保険料	生命保険料控除額
56,000円をこえるとき	一律に28,000円

○生命保険料控除の手続き

生命保険料控除をお受けになるには、申告が必要です。当社より、「生命保険料控除証明書（一般用）」を発行しますので、次の要領で申告してください。

□給与所得者

「給与所得者の保険料控除申告書」に、「生命保険料控除証明書（一般用）」を添付して勤務先に提出し、年末調整を受けてください。

□申告納税者

事業所得者等の申告納税者の方は、確定申告の際、「確定申告書」に生命保険料控除対象額を記入し、「生命保険料控除証明書」を添付して、2月16日から3月15日の間に税務署に提出し、控除を受けてください。

●死亡給付金に対する課税

ご契約内容	ご契約例			税金の種類
	契約者	被保険者	死亡給付金受取人	
ご契約者と被保険者が同一人で受取人が相続人の場合	夫	夫	妻	相続税
	夫	夫	子	
受取人がご契約者自身の場合	夫	妻	夫	所得税（一時所得）＋住民税
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税

●解約時の課税

- 年金の種類が保証期間付終身年金の場合

  解約差益（解約払戻金額と一時払保険料との差額）は一時所得として所得税・住民税の対象となります。

- 年金の種類が確定年金の場合

  ご契約から５年以内に解約された場合には、解約差益（解約払戻金額と一時払保険料との差額）が一律 20.315%の源泉分離課税の対象となります。５年をこえて解約された場合には、一時所得として所得税・住民税の対象となります。

●指数連動年金原資部分の積立金の払戻（引き出し）に対する課税

- 指数連動年金原資部分の積立金の引き出しを行った場合、引き出した額に相当する保険料が所得計算上の必要経費となります。
- 引き出した額より一時払保険料残額（＊）が大きい場合は課税されません。
- 引き出した額より一時払保険料残額（＊）が小さい場合は引き出した額と一時払保険料残額の差額が、所得税（一時所得）＋住民税（年金の種類が確定年金で、契約日から５年以内の場合は源泉分離課税）の対象となります。

＊一時払保険料残額は、ご契約時の一時払保険料から、すでに引き出された指数連動年金原資部分の積立金の合計額に相当する保険料（基本給付金額を減額された場合はその解約払戻金額に相当する保険料を含む）を差し引いた金額（マイナスの場合はゼロ）となります。

●一時金受取（年金原資の一時支払）時の課税

年金受取開始時に、ご契約から５年以内に年金原資を一時金でお受取りされた場合には、年金原資額と一時払保険料相当額との差益が一律 20.315%の源泉分離課税の対象となります。５年をこえて年金原資を一時金でお受取りされた場合には、一時所得として所得税・住民税の対象となります。

※契約者と年金受取人が異なる場合、一時受取額に対し贈与税が課税されます。

●年金受取時の課税

ご契約内容	課税時		税金の種類
ご契約者が年金受取人の場合	毎年の年金支払時		所得税（雑所得）＋住民税
	未払年金の一括支払時	保証期間付終身年金	所得税（雑所得）＋住民税
		確定年金	所得税（一時所得）＋住民税

※契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取開始時に年金受給権の評価額に対し贈与税が課税されます。また、毎年の年金受取時に所得税（雑所得）・住民税が課税されます。

●税務取扱上の適用為替レート

この契約にかかる金銭の授受は、全て指定通貨により行われますが、日本において契約される生命保険契約ですので、税法上のお取扱いについては、他の円建の生命保険と同じになります。

円換算時に用いる為替レートは、一般的に次の為替レートを適用し、円に換算するものとされています。詳しくは、税務署等にご確認ください。

対象	換算基準日	適用為替レート（＊1）
保険料	一時払保険料の受領日	TTM
死亡給付金	支払事由発生日（相続税・贈与税の対象となる場合）	TTB（＊2）
	支払事由発生日（所得税の対象となる場合）	TTM
年金	年金支払日	TTM
年金原資の一時支払	年金支払開始日（源泉分離課税の対象となる場合）	TTB（＊2）
	年金支払開始日（所得税の対象となる場合）	TTM
年金の一括支払	必要書類の当社到着日	TTM
解約払戻金／指数連動年金原資部分の積立金の引き出し	必要書類の当社到着日（源泉分離課税の対象となる場合）	TTB（＊2）
	必要書類の当社到着日（所得税の対象となる場合）	TTM

※保険料円入金特約（＊3）、年金円支払特約または円支払特約Ⅱを付加する場合等、円で行われた金銭の授受については、実際に授受された円の金額により税務計算します。

＊1 当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における最終の値となります。

＊2 「TTB（対顧客電信買相場）」とは、金融機関で外国通貨を円に替える場合の為替レートのことです。

＊3 募集代理店によっては、保険料円入金特約を付加できない場合があります。

●税務取扱上のご注意

- 税務のお取扱いについては2023年1月現在の税制にもとづくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別のお取扱い等につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。
- 2013年1月1日から2037年12月31日までの所得について、所得税とあわせて復興特別所得税として「基準所得税額×2.1%」が課税されます。

■補足

（補足 1）コールオプションについて

1. コールオプションの定義

オプションとは、「特定の期日に特定の売買を行う権利」のことをいい、コールオプションとは、次の権利を意味します。

「ある商品（原資産）を、予め定められた期日（権利行使日）に、予め定められた価格（権利行使価格）で、買う権利」

2. コールオプションの購入価格

コールオプションの取引きは「買う」権利の取引きであり、その権利を購入するために支払う対価が「コールオプションの購入価格」となります。

3. コールオプションによる運用結果の計算

【権利行使（利益の確定）】

原資産の価格が権利行使日において権利行使価格を上回った場合、権利行使を行い、権利行使価格で原資産を買います。それをただちにその日の価格で売ることにより、利益が発生します。（現実の取引きにおいては、実際に売買を行うのではなく、差額のやりとりだけで決済を行います（＊）。また、権利行使日は決済日と同日となります。）

＊オプション取引で実際に受渡しされる金額を計算するための想定上（名目上）の元本を「想定元本」といいます。

■コールオプションにおける権利行使のイメージ

①権利行使価格　11,000 円

②コールオプションの購入価格　1,000 円

○権利行使日の株価指数が 14,300 円（＋ 30%）の場合、権利行使日の価格が、権利行使価格より高いので、権利行使を行うことで利益を得ることができます。

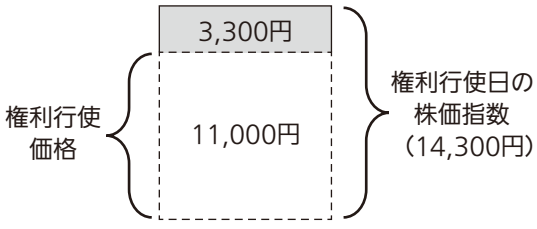

売買による利益	3,300円
-）オプション購入価格	1,000円
権利行使による利益	2,300円

【権利放棄（損失の確定）】

権利行使日において原資産の価格が権利行使価格を下回っている（または同額）場合、権利行使を行う意味はないので、権利放棄します。この場合には、権利放棄をするだけであるため、原資産の価格の下落による損失は発生しません。この場合、コールオプションを購入する際に支払ったコールオプション購入価格に相当する金額が損失となります。

■コールオプションにおける権利放棄のイメージ

①権利行使価格　11,000 円

②コールオプションの購入価格　1,000 円

○権利行使日の株価指数が 7,700 円（-30%）の場合、権利を放棄することで、株価指数下落による損失をゼロにとどめることができます。この場合の損失は、コールオプションの購入価格 1,000 円のみとなります。

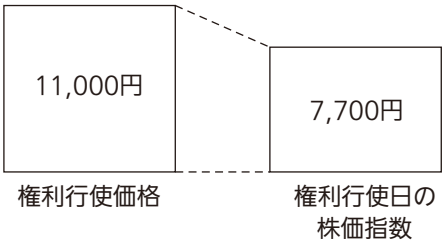

売買による損失	0円
（売買を行わないため）	
−）オプション購入価格	1,000円
権利放棄による損失	▲1,000円

◇指数連動型年金特約におけるオプション取引

この商品は、上記のコールオプションの仕組みを活用しています。

- 一時払保険料（＊）に対応する毎年の利息（一時払保険料×積立利率）で１年満期のコールオプションを毎年購入します。

  ＊基本給付金額を減額した場合には、減額後の基本給付金額に相当する金額
- 毎年の積増判定日（契約応当日の前日）を権利行使日として、権利行使日の価格が１年前の積増判定日の権利行使価格より上回った場合は利益が確定され、積立金が積み増しされます。
- １年前の積増判定日の権利行使価格を下回った場合は、権利放棄することにより、積立金が減ることはありません。

■指数が上昇した場合　→　権利行使する　→積立金が積み増されます。

■指数が下落した場合　→　権利放棄する　→積立金の変動はありません。

（補足２）コールオプションの価格の変動要素について

一般的に、コールオプションの価格の変動は、次の要素があります。

①ボラティリティ

ボラティリティとは、株価指数（原資産）の変動性、つまり値動きの激しさを指します。

一般的には、ボラティリティが上昇すると、株価指数が上昇する場合の上昇率の期待値が大きくなるため、コールオプションの価格は上昇します。（株価指数が下落する場合の下落率の期待値も大きくなりますが、下落時の損失はコールオプションの購入価格までであるため、下落時の影響は限定されています。）

■ボラティリティが低い場合

→コールオプションの価格は低くなる。

→連動率は高くなる。

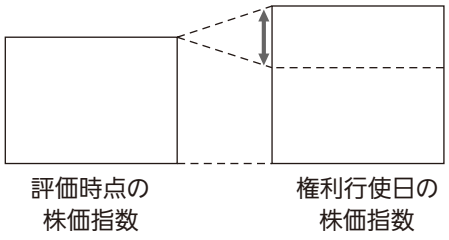

■ボラティリティが高い場合

→コールオプションの価格は高くなる。

→連動率は低くなる。

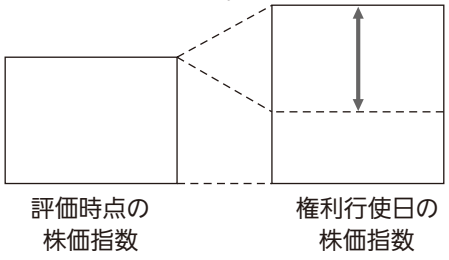

②市場金利

一般的に、市場金利が上昇すると、株式市場での期待収益率（株価指数の上昇率の期待値等）も上昇します。よって、市場金利が上昇すると、コールオプションの価格は上昇します。

③配当率

一般には株式の価格は、配当の支払いがあるとその分下落します。これを配当落ちといいます。そのため、配当の支払は株価指数の下落要因となります。

一方で、コールオプションの保有者は、株式の配当を受け取る権利を有しないため、株式の配当率が上昇した場合、コールオプションの価格は下落します。

④株価指数の変動率

一般的には評価時点の株価指数が権利行使価格より高い場合、権利行使日においても株価指数が権利行使価格を上回ることへの期待が高まるため、コールオプションの価格は上昇します。

評価時点の株価指数が権利行使価格より低い場合、権利行使日においても株価指数が権利行使価格を下回る可能性が高まるため、コールオプションの価格は下落します。

⑤残存期間

残存期間が短くなるにつれて、権利行使日において株価指数が変動する可能性が低くなり、残存行使日でのコールオプションの精算額の期待値が小さくなるため、コールオプションの価格は下落する傾向にあります。

なお、評価時点の株価が既に大きく上昇している場合においては、残存期間が短くなるにつれて、精算額の期待値の変動はほとんどない一方、配当落ちによる将来の逸失利益が減少するため、逆にコールオプションの価格は上昇する傾向にあります。

約　　款

- 指定通貨建個人年金保険普通保険約款
- 指数連動型年金特約
- 保険料円入金特約
- 円支払特約Ⅱ
- 年金円支払特約
- 新為替ターゲット特約
- 年金移行特約
- 終身保険移行特約
- 保険契約者代理特約
- 指定代理請求特約
- 情報端末による保険契約の申込等に関する特約

指定通貨建個人年金保険普通保険約款　目次

この年金保険の内容

1．通貨
第1条　通貨

2．会社の責任開始期
第2条　会社の責任開始期

3．用語の意義、年金額および年金の種類
第3条　用語の意義
第4条　年金額
第5条　年金の種類

4．年金および死亡一時金の支払
第6条　年金および死亡一時金の支払
第7条　年金支払開始日における年金原資の一時支払
第8条　年金受取人および継続年金受取人
第9条　年金の分割支払
第10条　年金の一括支払

5．死亡給付金の支払
第11条　死亡給付金の支払

6．年金、死亡一時金または死亡給付金の請求・支払の時期および場所
第12条　年金、死亡一時金または死亡給付金の請求・支払の時期および場所

7．契約の無効、取消および解除
第13条　不法取得目的による無効
第14条　詐欺による取消
第15条　告知義務
第16条　重大事由による解除

8．解約
第17条　解約

9．払戻金の支払
第18条　払戻金の支払

10．死亡給付金受取人による契約の存続
第19条　死亡給付金受取人による契約の存続

11．契約内容の変更
第20条　基本給付金額の減額
第21条　年金の種類等の変更
第22条　年金支払開始日の繰延べ
第23条　指定通貨の変更

12. 契約者、死亡給付金受取人または年金受取人の変更

第 24 条 契約者の変更
第 25 条 会社への通知による死亡給付金受取人の変更
第 26 条 会社への通知による年金受取人または継続年金受取人の変更
第 27 条 遺言による死亡給付金受取人の変更
第 28 条 遺言による年金受取人および継続年金受取人の変更

13. 契約者、死亡給付金受取人または年金受取人の代表者

第 29 条 契約者、死亡給付金受取人または年金受取人の代表者

14. 契約者の住所の変更

第 30 条 契約者の住所の変更

15. 年齢の計算および年齢または性別の誤りの処理

第 31 条 年齢の計算
第 32 条 年齢または性別の誤りの処理

16. 契約者配当金

第 33 条 契約者配当金

17. 請求手続

第 34 条 請求手続

18. 管轄裁判所

第 35 条 管轄裁判所

19. 時効

第 36 条 時効

20. 特則

第 37 条 法人契約の特則
第 38 条 生存保障重視特則

「別表 1 」基準金利の算出における期間
「別表 2 」解約払戻金
（備　考）

指定通貨建個人年金保険普通保険約款

この年金保険の内容

この年金保険は、被保険者が所定の年齢に達した時から年金を支払うことを主な内容とした保険契約者（以下「契約者」といいます。）が指定する通貨建の保険料一時払の年金保険で、次の給付を主な内容とするものです。

1. 年金
   （1）保証期間付終身年金
   年金支払開始日以後、被保険者が生存している限り、終身にわたって年金を支払います。また、年金支払開始日以後、保証期間中の最後の年金支払日前に被保険者が死亡したときに、保証期間の残存期間に対する未払年金の現価を死亡一時金として支払います。
   （2）確定年金
   年金支払開始日以後、年金支払期間中に被保険者が生存している限り、年金を支払います。また、年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に被保険者が死亡したときに、年金支払期間の残存期間に対する未払年金の現価を死亡一時金として支払います。
2. 死亡給付金
   被保険者が、年金支払開始日前に死亡したときに支払います。

1．通貨

第1条 契約者は、この保険契約（以下「契約」といいます。）締結の際、会社の定める取扱範囲内で、この契約に適用される通貨を次の各号から1つ指定するものとします。
（1）日本国通貨（以下「円」といいます。）
（2）アメリカ合衆国通貨（以下「米ドル」といいます。）
（3）オーストラリア通貨（以下「豪ドル」といいます。）
（4）欧州単一通貨（以下「ユーロ」といいます。）

2. 一時払保険料の払込および年金の支払等、この契約にかかわる金銭の授受は、すべて前項の規定により契約者の指定する通貨（以下「指定通貨」といいます。）をもって行います。

2．会社の責任開始期

第2条 会社は、次の時から契約上の責任を負います。
（1）契約の申込を承諾した後に一時払保険料を受け取った場合
一時払保険料を受け取った時
（2）一時払保険料相当額を受け取った後に契約の申込を承諾した場合
一時払保険料相当額を受け取った時

2. 前項の規定による会社の責任開始の日を契約日とし、保険期間はその日を含めて計算します。
3. 会社が契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付します。保険証券には、契約を締結した日を記載せず、前項の契約日を記載します。

3．用語の意義、年金額および年金の種類

（用語の意義）

第3条 この普通保険約款において使用される次の各号の用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
（1）「積立金」
「積立金」とは、将来の年金および死亡給付金を支払うために積み立てる金額をいい、一時払保険料の額に、会社の定める方法により計算した利率（以下「積立利率」といいます。）を適用して、経過した年月数に応じて会社の定める方法により計算します。
（2）「基準金利」
①「基準金利」とは、第4号に定める据置期間および契約時（据置期間の再設定が行われた場合は、その再設定時）の被保険者の年齢に応じて「別表1」により定まる期間を残存期間と

する指定通貨に応じて次の（ｱ）から（ｴ）の複利利回り（会社が指定する金融情報サービス会社から提供される利回りで、これを「指標金利」とします。）を会社の定める方法により計算した平均値をいい、積立利率の設定および市場価格調整率の計算に用います。

（ｱ）指定通貨が円の場合

日本国債

（ｲ）指定通貨が米ドルの場合

アメリカ合衆国国債

（ｳ）指定通貨が豪ドルの場合

オーストラリア国債

（ｴ）指定通貨がユーロの場合

ユーロ圏国債

②前記①の規定にかかわらず、会社は、将来の運用情勢の変化により前記（ｱ）から（ｴ）の複利利回りが算出されなくなったときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど前記（ｱ）から（ｴ）の複利利回りを指標金利として用いることが適切でなくなったと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、指標金利を変更することがあります。この場合、指標金利を変更する日の２ヵ月前までに契約者にその旨を通知します。

（3）「積立利率」

①「積立利率」とは、基準金利に指定通貨に応じて次の（ｱ）から（ｴ）の率を増減させた範囲内で会社の定めた率から、契約の締結に必要な費用としての新契約費率、契約の維持に必要な費用としての維持費率および死亡保障に必要な費用としての死亡保障費率を差し引いた率をいい、据置期間において適用します。ただし、0.01%を下回ることはありません。

（ｱ）指定通貨が円の場合

差し引くときの率は、最大0.5%、加えるときの率は、最大1.0%

（ｲ）指定通貨が米ドルの場合

差し引くときの率は、最大0.5%、加えるときの率は、最大1.5%

（ｳ）指定通貨が豪ドルの場合

差し引くときの率は、最大0.5%、加えるときの率は、最大1.5%

（ｴ）指定通貨がユーロの場合

差し引くときの率は、最大0.5%、加えるときの率は、最大1.5%

②据置期間の再設定が行われた場合は、再設定された据置期間に応じた、再設定された据置期間の開始日における積立利率を、その据置期間に適用します。

（4）「据置期間」

①「据置期間」とは、契約者が契約締結時に会社の定める取扱範囲内で設定した、契約日からその日を含めて年金支払開始日の前日までの期間（据置期間の再設定が行われた場合は、その再設定された据置期間の開始日からその日を含めて年金支払開始日の前日までの期間）をいいます。

②契約者は、据置期間の満了日に限り、会社の承諾を得て、その満了日の翌日に、会社の定める取扱範囲内で据置期間を再設定することができます。この場合には、第34条（請求手続）に規定する必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

（5）「基本給付金額」

①「基本給付金額」とは、死亡給付金を支払う場合に基準となる金額として、契約締結の際に、会社の定める金額の範囲内で、契約者の申出によって定めた金額をいい、これと同額の金額をこの契約の一時払保険料とします。

②前記①の規定にかかわらず、据置期間の再設定が行われた場合の再設定後の基本給付金額は、再設定前の据置期間の満了日における積立金と同額とします。

③前記①および②の規定にかかわらず、契約締結後にその金額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。

（6）「年金原資」
「年金原資」とは、年金支払開始日における積立金をいいます。
（7）「年金支払開始日」
「年金支払開始日」とは、据置期間満了日の翌日をいい、据置期間の再設定が行われた場合は、その再設定後の据置期間の満了日の翌日とします。
（8）「年金支払日」
「年金支払日」とは、年金支払開始日以後の毎年の応当日をいいます（年金支払開始日を含みます。）。

（年金額）

第4条 この契約の年金支払開始日以後に支払われる年金額は、年金原資にもとづき、年金支払開始日における会社の定める率により計算した金額とします。

2. 年金支払開始日において年金額が会社の定めた額に達しない場合には、第6条（年金および死亡一時金の支払）第1項の規定にかかわらず、年金の支払を行わず、契約は、年金支払開始日の前日末に消滅したものとします。この場合、会社は、年金原資を契約者に支払います。
3. 会社は、毎年の年金支払日に会社所定の年金管理費を積立金から控除します。

（年金の種類）

第5条 この契約の年金の種類は次のとおりとし、契約締結の際、会社の定める取扱範囲内で、契約者の申出によって定めます。

（1）保証期間付終身年金
保証期間は、会社の定める期間の範囲内から、契約者が指定した期間とします。
（2）確定年金
年金支払期間は、会社の定める期間の範囲内で、契約者が指定した期間とします。

4．年金および死亡一時金の支払

（年金および死亡一時金の支払）

第6条 この契約の年金および死亡一時金の支払事由が生じたときは、会社は、その支払事由に応じて年金および死亡一時金を受取人に支払います。この契約の年金および死亡一時金の支払は、次のとおりです。

名称	（1）保証期間付終身年金	
	年金	死亡一時金
支払事由	被保険者が年金支払日に生存しているとき	被保険者が年金支払開始日以後、保証期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき
支払額	年金額	被保険者の死亡した日における保証期間の残存期間に対する未払年金の現価
受取人	年金受取人	

名称	（2）確定年金	
	年金	死亡一時金
支払事由	被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	被保険者が年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき
支払額	年金額	被保険者の死亡した日における年金支払期間の残存期間に対する未払年金の現価
受取人	年金受取人	

2. 保証期間付終身年金においては保証期間経過後に、被保険者が死亡したときは、契約は消滅します。
3. 被保険者の生死がわからない場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。
4. 年金受取人は、死亡一時金の支払にかえて、年金の継続支払を選択することができます。この場合、

保証期間付終身年金においては保証期間の残存期間中の年金支払日に、確定年金においては年金支払期間の残存期間中の年金支払日に、年金を支払います。

5. 第1回の年金を支払うときに、会社は、年金支払証書を年金受取人に交付します。

（年金支払開始日における年金原資の一時支払）

第7条 年金受取人は、年金支払開始日に被保険者が生存している場合に限り、第6条（年金および死亡一時金の支払）に定める年金の全部の支払にかえて、年金原資の一時支払を請求することができます。この場合には、第 34 条（請求手続）に規定する必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

2. 前項の場合、会社は、年金原資を年金受取人に一時に支払い、契約はその支払を行ったときに消滅します。
3. 本条の年金原資の一時支払の請求、支払の時期および場所については、第 12 条（年金、死亡一時金または死亡給付金の請求・支払の時期および場所）第3項から第6項までの規定を準用します。

（年金受取人および継続年金受取人）

第8条 年金受取人は、契約者または被保険者のうちから、契約者が指定するものとし、年金支払開始日に契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

2. 契約者は、年金支払開始日前に、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、年金受取人が死亡したときに年金受取人の契約上の一切の権利義務を承継すべき者（以下「継続年金受取人」といいます。）を指定して下さい。
3. 年金支払開始日以後に年金受取人が死亡した場合には、次のとおりとします。
   （1）年金受取人の死亡時に継続年金受取人が指定されているときは、継続年金受取人が年金受取人の契約上の一切の権利義務を承継し、以後、継続年金受取人が年金受取人になるものとします。
   （2）年金受取人の死亡時に、継続年金受取人が指定されていないとき、または、継続年金受取人がすでに死亡しており、かつ、継続年金受取人の死亡後に第26条（会社への通知による年金受取人または継続年金受取人の変更）の規定により継続年金受取人の変更が行われていないときは、会社は、次の順位の者を継続年金受取人とみなして、前号の取扱を行います。
   ①被保険者
   ②前記①に該当する者がいない場合
   年金受取人の法定相続人
4. 年金支払開始日前に年金受取人が死亡した場合で、その死亡時以後、年金受取人の変更が行われずに年金支払開始日が到来したときは、次のとおりとします。
   （1）年金支払開始日に継続年金受取人が指定されているときは、継続年金受取人が年金受取人になるものとします。
   （2）年金支払開始日に、継続年金受取人が指定されていないとき、または、継続年金受取人がすでに死亡しており、かつ、継続年金受取人の死亡後に第26条（会社への通知による年金受取人または継続年金受取人の変更）の規定により継続年金受取人の変更が行われていないときは、会社は、次の順位の者を継続年金受取人とみなして、前号の取扱を行います。
   ①被保険者
   ②前記①に該当する者がいない場合
   年金受取人の法定相続人
5. 第3項または前項の規定により年金受取人となった者が2人以上いる場合は、その受取割合は均等とします。
6. 第3項および第4項の規定にかかわらず、故意に年金受取人または先順位者もしくは同順位者を死亡させた者は、継続年金受取人としての取扱を受けることができません。
7. 年金受取人の契約上の一切の権利義務を承継した継続年金受取人は、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、新たに継続年金受取人を指定して下さい。
8. 第 30 条（契約者の住所の変更）の規定は、年金支払開始日以後、年金受取人の住所の変更の場合に準用します。

（年金の分割支払）

第9条 年金受取人は、会社の定める取扱範囲内で、1年分の年金額を、会社の定める方法により、定額に分割する分割支払を請求することができます。この場合、年金の支払期日は、年金の分割回数に応じて次のとおりとします。ただし、分割後の年金額が会社の定める金額に満たないときは、取り扱いません。

（1）年12回払
年金支払日および年金支払日の毎月の応当日（応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。）

（2）年6回払
年金支払日および年金支払日の2ヵ月後、4ヵ月後、6ヵ月後、8ヵ月後、10ヵ月後の月単位の応当日

（3）年4回払
年金支払日および年金支払日の3ヵ月後、6ヵ月後、9ヵ月後の月単位の応当日

（4）年2回払
年金支払日および年金支払日の6ヵ月後の月単位の応当日

2. 年金の分割支払の毎年の最初の支払分については、支払期日となる年金支払日または必要書類が会社に到着した日のいずれか遅い日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本店で支払います。ただし、支払を行うために確認が必要な場合には、第12条（年金、死亡一時金または死亡給付金の請求・支払の時期および場所）第4項から第6項までの規定を準用して会社の本店で支払います。
3. 年金の分割支払中に契約が消滅した場合または第10条（年金の一括支払）に定める年金の一括支払の請求があった場合は、その年度の年金に未支払分があるときは、その未支払分を年金受取人に支払います。

（年金の一括支払）

第10条 年金受取人は、次のとおり年金の種類に応じて年金の一括支払を請求することができます。

（1）保証期間付終身年金

①年金支払開始日以後、保証期間中の最後の年金支払日前に限り、保証期間中の将来の年金の支払にかえて、保証期間の残存期間に対する未払年金の一括支払を請求することができます。この場合の支払額は、保証期間の残存期間に対する未払年金の現価とします。

②前記①による年金の一括支払が行われた場合、保証期間経過後、毎年の年金支払日に被保険者が生存しているときは、会社は、第6条第1項第1号に規定する年金を支払います。また、年金の一括支払が行われた後、被保険者が死亡したときは、その時に契約は消滅します。

③保証期間中において、被保険者の死亡後に年金を継続して支払っている場合で、前記①による年金の一括支払が行われたときは、契約は年金の一括支払を行った時に消滅します。

（2）確定年金

年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に限り、年金支払期間中の将来の年金の支払にかえて、年金支払期間の残存期間に対する未払年金の一括支払を請求することができます。この場合の支払額は、年金支払期間の残存期間に対する未払年金の現価とし、契約は年金の一括支払を行った時に消滅します。

2. 年金受取人が本条の年金の一括支払を請求するときは、第34条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して下さい。
3. 本条の年金の一括支払の請求、支払の時期および場所については、第12条（年金、死亡一時金または死亡給付金の請求・支払の時期および場所）第3項から第6項までの規定を準用します。

5．死亡給付金の支払

第11条 この契約の死亡給付金の支払事由が生じたときは、会社は、死亡給付金を死亡給付金受取人に支払います。ただし、免責事由に該当するときは、支払いません。この契約の死亡給付金の支払は、次のとおりです。

名称	死亡給付金
支払事由	被保険者が年金支払開始日前に死亡したとき
支払額	被保険者が死亡した日における積立金額または解約払戻金相当額のいずれか大きい金額
受取人	死亡給付金受取人
免責事由	次のいずれかにより被保険者が死亡したとき ①死亡給付金受取人の故意。ただし、その者が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。 ②契約者の故意

2. 被保険者の生死がわからない場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、前項の規定を適用して死亡給付金を支払います。
3. 免責事由に該当したことによって死亡給付金を支払わないときは、会社は、被保険者が死亡した日における積立金（第 18 条（払戻金の支払）の規定によって計算されたその日における解約払戻金額が積立金額を上回る場合には、解約払戻金額とします。以下本項において同じ。）を契約者に支払います。なお、死亡給付金受取人の故意による場合で、その者が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金が支払われない部分の積立金を契約者に支払います。
4. 前項の規定にかかわらず、契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって死亡給付金を支払わない場合には、積立金その他の払戻金の支払はありません。
5. 第３項の場合には、第 12 条（年金、死亡一時金または死亡給付金の請求・支払の時期および場所）第３項の規定を準用します。

6．年金、死亡一時金または死亡給付金の請求・支払の時期および場所

第12条 死亡一時金または死亡給付金の支払事由が生じたときは、契約者、年金受取人または死亡給付金受取人は、遅滞なく会社に通知して下さい。

2. 支払事由が生じた年金、死亡一時金または死亡給付金の受取人は、遅滞なく第 34 条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して、年金、死亡一時金または死亡給付金を請求して下さい。
3. 年金、死亡一時金または死亡給付金は前項の請求があった場合、必要書類が会社に到着した日（年金の場合は、年金支払日または必要書類が会社に到着した日のいずれか遅い日。以下本条において同じ。）の翌日からその日を含めて５営業日以内に、会社の本店で支払います。
4. 年金、死亡一時金または死亡給付金を支払うために確認が必要な次の各号の場合において、契約の締結時から年金、死亡一時金または死亡給付金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、年金、死亡一時金または死亡給付金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて 45 日を経過する日とし、会社は、年金、死亡一時金または死亡給付金を請求した者に通知をします。
   （1）年金、死亡一時金または死亡給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
   　　年金、死亡一時金または死亡給付金の支払事由に該当する事実の有無
   （2）死亡給付金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合
   　　死亡給付金の支払事由が発生した原因
   （3）この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
   　　前号に定める事項、第16条（重大事由による解除）第１項第３号①から⑤までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の契約締結の目的もしくは死亡給付金請求の意図に関する契約の締結時から死亡給付金請求時までにおける事実
5. 前項の確認をするため、次の各号に定める事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第３項および第４項の規定にかかわらず、年金、死亡一時金または死亡給付金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とし、会社は、年金、死亡一時金または死亡給付金を請求した者に通知をします。

（1）前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会
60日
（2）前項各号に定める事項について弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
180日
（3）前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
180日
（4）前項各号に定める事項に関し、契約者、被保険者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
180日
（5）前項各号に定める事項についての日本国外における調査
180日

6. 第４項および第５項に定める必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者、死亡給付金受取人または年金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金、死亡一時金または死亡給付金を支払いません。

7. 契約の無効、取消および解除

（不法取得目的による無効）

第13条 契約者が死亡給付金を不法に取得する目的または他人に死亡給付金を不法に取得させる目的をもって契約を締結したときは、契約は無効とし、すでに払い込まれた一時払保険料は払い戻しません。

（詐欺による取消）

第14条 契約者または被保険者の詐欺により契約を締結したときは、会社は、契約を取り消します。この場合、すでに払い込まれた一時払保険料は払い戻しません。

（告知義務）

第15条 会社は、契約の締結の際、被保険者に関し書面による告知を求めず、または口頭による医師の質問を行いません。

（重大事由による解除）

第16条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この契約を将来に向かって解除することができます。
（1）契約者または死亡給付金受取人がこの契約の死亡給付金を詐取する目的もしくは他人にこの契約の死亡給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
（2）この契約の死亡給付金の請求に関し、死亡給付金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
（3）契約者、被保険者、死亡給付金受取人または年金受取人が、次のいずれかに該当する場合
①暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、これらを総称して「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
③反社会的勢力を不当に利用していると認められること
④契約者、死亡給付金受取人または年金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営

を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
⑤その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

（4）この契約に付加されている特約もしくは他の契約が重大事由によって解除され、または　契約者、被保険者、死亡給付金受取人または年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除される等により、会社の契約者、被保険者、死亡給付金受取人または年金受取人に対する信頼を損ない、この契約を継続することを期待しえない第1号から第3号までに掲げる事由と同等の事由がある場合

2. 年金、死亡一時金または死亡給付金の支払事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの契約を解除することができます。この場合、次のとおりとします。

（1）会社は、前項各号の事由の発生時以後に生じた支払事由による年金、死亡一時金または死亡給付金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号①から⑤までに該当した者が年金受取人または死亡給付金受取人のみであり、その年金受取人または死亡給付金受取人が年金、死亡一時金または死亡給付金の一部の受取人であるときは、年金、死亡一時金または死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき年金、死亡一時金または死亡給付金をいいます。以下本項において同じ。）を支払いません。もし、すでに年金、死亡一時金または死亡給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。

（2）前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号①から⑤までに該当した者が年金受取人のみであり、その年金受取人が年金の一部の受取人であるときは、契約のうち、その受取人に支払われるべき年金に対応する部分を解除するものとします。

3. 本条による解除は、契約者（年金支払開始日以後の場合は、年金受取人とします。以下本条において同じ。）に対する通知によって行います。ただし、正当な事由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または死亡給付金受取人に通知します。

4. この契約を解除した場合は、会社は、第 18 条（払戻金の支払）の規定によって解約払戻金（年金支払開始日以後の場合は、第 10 条（年金の一括支払）の規定に準じた支払金。以下本条において同じ。）を契約者に支払います。

5. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によって契約を解除した場合で、年金、死亡一時金または死亡給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し年金、死亡一時金または死亡給付金を支払わないときは、契約のうち支払われない年金、死亡一時金または死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を契約者に支払います。

8．解　　約

第17条　契約者は、年金支払開始日前に限り、いつでも将来に向かって契約を解約し、解約払戻金を請求することができます。

2. 契約者が本条の請求をするときは、第 34 条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して下さい。

9．払戻金の支払

第18条　契約の解約払戻金はその経過した年月日数により「別表2」に定める方法で計算します。

2. 本条の払戻金の請求、支払の時期および場所については、第 12 条（年金、死亡一時金または死亡給付金の請求・支払の時期および場所）第3項の規定を準用します。

10．死亡給付金受取人による契約の存続

第19条　契約者以外の者で契約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1ヵ月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の各号のすべてを満たす死亡給付金受取人が、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

（1）契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
（2）契約者でないこと

3. 前項の通知をするときは、第 34 条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して下さい。
4. 第１項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第２項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、会社が死亡給付金を支払うべきときは、当該支払うべき金額を限度として、第２項に規定する金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人に支払います。
5. 第１項の解約の通知が会社に到達した時において、その解約の通知が会社に到達した時から１ヵ月を経過するまでの間に年金支払開始日が到来することとなっている場合は、第１項から４項までの規定は適用しません。

11. 契約内容の変更

（基本給付金額の減額）

第20条 契約者は、年金支払開始日前に限り、いつでも将来に向かって基本給付金額を減額することができます。この場合には、第 34 条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して下さい。

2. 前項の規定により基本給付金額を減額したときは、同じ割合で積立金額についても減額されるものとします。
3. 第１項の規定にかかわらず、会社は、減額後の基本給付金額が、会社の定める限度を下回る場合には、この取扱をしません。
4. 基本給付金額を減額した場合には、減額分については契約を解約したものとして取り扱い、第 18 条（払戻金の支払）の規定を準用します。

（年金の種類等の変更）

第21条 契約者は、年金支払開始日前に限り、会社の定める取扱範囲内で、年金の種類、保証期間または年金支払期間を変更することができます。

2. 契約者が本条の変更を請求するときは、第 34 条（請求手続）に規定する必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出して下さい。

（年金支払開始日の繰延べ）

第22条 契約者は、年金支払開始日前日に、会社の定める取扱範囲内で、年金支払開始日を繰り延べることができます。

2. 年金支払開始日を繰り延べる年数は１年とします。
3. 第１項の年金支払開始日の繰延べが行われた契約については、繰延べ後の年金支払開始日の５営業日前（ただし、契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。）までに反対の申出がない限り、繰延べ後の年金支払開始日の前日に、年金支払開始日を自動的に繰り延べるものとします。ただし、繰延べ後の年金支払開始日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえる場合には、会社は、年金支払開始日の繰延べを行いません。
4. 契約者が第１項の年金支払開始日の繰延べを請求するとき、または前項の年金支払開始日の繰延べの反対の申出をするときは、その年金支払開始日の５営業日前（ただし、契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。）までに第 34 条（請求手続）に規定する必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出して下さい。
5. 第１項から第３項までの年金支払開始日の繰延べを行う場合、次のとおり取り扱います。
（1）繰延べ中は、会社所定の利率による利息をつけて積み立てます。
（2）死亡給付金の支払額は、被保険者が死亡した日における積立金相当額とします。
（3）解約払戻金は、必要書類が会社に到着した日における積立金額とします。
6. 本条の規定により、年金支払開始日の繰延べが行われた場合は、会社は、その旨を契約者に書面によって通知します。

（指定通貨の変更）

第23条 契約者は、年金支払開始日の前日または据置期間の満了日に限り、会社の承諾を得て、会社の定める取扱範囲内で、指定通貨を異なる通貨に変更することができます。

2. 指定通貨の変更をする場合は、契約者は、第 34 条（請求手続）に規定する必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
3. 指定通貨の変更をした場合は、年金支払開始日または据置期間の満了日の翌日以後、年金の支払等、この契約にかかわる金銭の支払は、すべて変更後の指定通貨をもって行います。
4. 年金支払開始日の前日に指定通貨を変更した場合は、次の各号のとおり取り扱います。
   （1）年金原資は、年金支払開始日における変更前の指定通貨の積立金額を年金支払開始日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて変更後の指定通貨に換算した金額とします。
   （2）前号の会社所定の為替レートは、次の（ｱ）から（ｳ）のとおり取り扱います。
      （ｱ）変更前の指定通貨および変更後の指定通貨がいずれも円以外の場合
         会社が指標として指定する金融機関が公示する年金支払開始日における変更後の指定通貨の対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。以下本号において同じ。）を変更前の指定通貨の対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。以下本号において同じ。）で除すことによって得られるレートを上回ることはありません。
      （ｲ）変更前の指定通貨が円以外かつ変更後の指定通貨が円の場合
         会社が指標として指定する金融機関が公示する年金支払開始日における変更前の指定通貨の対顧客電信買相場（TTB）を下回ることはありません。
      （ｳ）変更前の指定通貨が円かつ変更後の指定通貨が円以外の場合
         会社が指標として指定する金融機関が公示する年金支払開始日における変更後の指定通貨の対顧客電信売相場（TTS）を上回ることはありません。
5. 据置期間の満了日に指定通貨を変更し、据置期間を再設定した場合は、次の各号のとおり取り扱います。
   （1）基本給付金額は、再設定された据置期間の開始日における変更前の指定通貨の積立金額を再設定された据置期間の開始日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて変更後の指定通貨に換算した金額とします。
   （2）前号の会社所定の為替レートは、次の（ｱ）から（ｳ）のとおり取り扱います。
      （ｱ）変更前の指定通貨および変更後の指定通貨がいずれも円以外の場合
         会社が指標として指定する金融機関が公示する再設定された据置期間の開始日における変更後の指定通貨の対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。以下本号において同じ。）を変更前の指定通貨の対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。以下本号において同じ。）で除すことによって得られるレートを上回ることはありません。
      （ｲ）変更前の指定通貨が円以外かつ変更後の指定通貨が円の場合
         会社が指標として指定する金融機関が公示する再設定された据置期間の開始日における変更前の指定通貨の対顧客電信買相場（TTB）を下回ることはありません。
      （ｳ）変更前の指定通貨が円かつ変更後の指定通貨が円以外の場合
         会社が指標として指定する金融機関が公示する再設定された据置期間の開始日における変更後の指定通貨の対顧客電信売相場（TTS）を上回ることはありません。
   （3）指定通貨を変更した後の基本給付金額が会社の定める金額に満たない場合には、据置期間の再設定の申出はなかったものとします。
6. 据置期間の満了日に 指定通貨を変更し、年金支払開始日の繰延べを行った場合は、次の各号のとお

り取り扱います。

（1）繰延べ前の年金支払開始日における積立金額は、変更前の指定通貨の積立金額を、繰延べ前の年金支払開始日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて変更後の指定通貨に換算した金額とします。

（2）前号の会社所定の為替レートは、次の（ｱ）から（ｳ）のとおり取り扱います。

（ｱ）変更前の指定通貨および変更後の指定通貨がいずれも円以外の場合

会社が指標として指定する金融機関が公示する繰延べ前の年金支払開始日における変更後の指定通貨の対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。以下本号において同じ。）を変更前の指定通貨の対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。以下本号において同じ。）で除すことによって得られるレートを上回ることはありません。

（ｲ）変更前の指定通貨が円以外かつ変更後の指定通貨が円の場合

会社が指標として指定する金融機関が公示する繰延べ前の年金支払開始日における変更前の指定通貨の対顧客電信買相場（TTB）を下回ることはありません。

（ｳ）変更前の指定通貨が円かつ変更後の指定通貨が円以外の場合

会社が指標として指定する金融機関が公示する繰延べ前の年金支払開始日における変更後の指定通貨の対顧客電信売相場（TTS）を上回ることはありません。

12.　契約者、死亡給付金受取人または年金受取人の変更

（契約者の変更）

第24条　契約者は、被保険者および会社の同意を得て、契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。この場合には、第 34 条（請求手続）に規定する必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出して下さい。

（会社への通知による死亡給付金受取人の変更）

第25条　契約者は、死亡給付金の支払事由発生前に限り、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、死亡給付金受取人を変更することができます。

2. 前項の通知をするときは、第 34 条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出してください。
3. 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡給付金受取人に死亡給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡給付金受取人から死亡給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
4. 死亡給付金受取人が支払事由発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡給付金受取人とします。
5. 前項の規定により死亡給付金受取人となった者が死亡した場合に、その者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡給付金受取人となった者のうち生存している他の死亡給付金受取人を死亡給付金受取人とします。
6. 第4項および第5項の規定により死亡給付金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

（会社への通知による年金受取人または継続年金受取人の変更）

第26条　契約者は年金支払開始日前に限り、年金受取人は年金支払開始日以後に限り、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、年金受取人および継続年金受取人を変更することができます。

2. 年金支払開始日以後に、前項の規定により年金受取人が変更された場合には、変更後の年金受取人は、契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
3. 第1項の通知をするときは、第 34 条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して下さい。
4. 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の年金受取人に年金を支払ったときは、その支払後に変更後の年金受取人からその年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

（遺言による死亡給付金受取人の変更）

第27条 第 25 条（会社への通知による死亡給付金受取人の変更）に定めるほか、契約者は、死亡給付金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡給付金受取人を変更することができます。

2. 前項の死亡給付金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 第１項および第２項による死亡給付金受取人の変更は、契約者が死亡した後、契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
4. 前項の通知をするときは、第 34 条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して下さい。

（遺言による年金受取人および継続年金受取人の変更）

第28条 契約者および年金受取人は、遺言により年金受取人および継続年金受取人を変更することはできません。

13. 契約者、死亡給付金受取人または年金受取人の代表者

第29条 この契約につき、契約者、死亡給付金受取人または年金受取人が２人以上あるときは、各代表者１人を定めて下さい。この場合、その代表者は、それぞれ他の契約者、死亡給付金受取人または年金受取人を代理するものとします。

2. 前項の代表者が定まらないとき、またはその所在が不明なときは、会社が契約者、死亡給付金受取人または年金受取人の１人に対してした行為は、他の者に対してもその効力を生じます。
3. 契約者が２人以上ある場合には、その責任は連帯とします。

14. 契約者の住所の変更

第30条 契約者が住所（以下「通信先」を含みます。）を変更したときは、遅滞なく会社の本店または会社の指定した場所に通知して下さい。

2. 前項の通知がなく、契約者の住所を会社が確認できなかった場合、会社が知った最終の住所あてに発した通知は、契約者に到達したものとみなします。

15. 年齢の計算および年齢または性別の誤りの処理

（年齢の計算）

第31条 被保険者の契約年齢は、満年で計算し、１年未満の端数については、切り捨てます。

2. 被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに１歳を加えて計算します。

（年齢または性別の誤りの処理）

第32条 契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合、契約日およびその誤りの事実が発見された日における実際の年齢が会社の定める年齢の範囲外のときは、会社は、契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を契約者に払い戻し、その他のときは、会社の定める方法により、実際の年齢にもとづいて積立利率、年金額の変更およびすでに支払った年金額の差額の精算等を行います。

2. 契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合は、会社の定める方法により、実際の性別にもとづいて年金額の変更およびすでに支払った年金額の差額の精算等を行います。

16. 契約者配当金

第33条 この契約に対する契約者配当金はありません。

17.　請求手続

第34条　この普通保険約款にもとづく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類
1．年金の支払	（1）会社所定の請求書 （2）被保険者の住民票（ただし、住民票で確認できない場合は、戸籍抄本） （3）年金受取人の戸籍抄本 （4）年金受取人の印鑑証明書 （5）年金支払証書（第1回の年金支払の場合には保険証券）
2．死亡一時金の支払	（1）会社所定の請求書 （2）会社所定の様式による医師の死亡診断書または検案書 （3）被保険者の住民票（ただし、住民票で確認できない場合は、戸籍抄本） （4）年金受取人の戸籍抄本 （5）年金受取人の印鑑証明書 （6）年金支払証書
3．年金原資の一時支払	（1）会社所定の請求書 （2）被保険者の住民票（ただし、住民票で確認できない場合は、戸籍抄本） （3）年金受取人の戸籍抄本 （4）年金受取人の印鑑証明書 （5）保険証券
4．年金の一括支払	（1）会社所定の請求書 （2）年金受取人の戸籍抄本 （3）年金受取人の印鑑証明書 （4）年金支払証書
5．死亡給付金の支払	（1）会社所定の請求書 （2）会社所定の様式による医師の死亡診断書または検案書 （3）被保険者の住民票（ただし、住民票で確認できない場合は、戸籍抄本） （4）死亡給付金受取人の戸籍抄本 （5）死亡給付金受取人の印鑑証明書 （6）保険証券
6．解約（払戻金の支払）	（1）会社所定の請求書 （2）契約者の印鑑証明書 （3）保険証券
7．基本給付金額の減額	（1）会社所定の請求書 （2）契約者の印鑑証明書 （3）保険証券
8．年金種類、保証期間または年金支払期間の変更	（1）会社所定の請求書 （2）契約者の印鑑証明書 （3）保険証券
9．年金支払開始日の繰延べ	（1）会社所定の請求書 （2）契約者の印鑑証明書 （3）保険証券
10．指定通貨の変更	（1）会社所定の請求書 （2）契約者の印鑑証明書 （3）保険証券
11．据置期間の再設定	（1）会社所定の請求書 （2）契約者の印鑑証明書 （3）保険証券

12. 契約者の変更	（1）会社所定の請求書 （2）変更前の契約者の印鑑証明書 （3）変更前の契約者死亡の場合 ①変更前の契約者の戸籍謄本 ②相続人代表者の念書と署名押印者の印鑑証明書 （4）保険証券
13. 会社への通知による死亡給付金受取人の変更	（1）会社所定の請求書 （2）契約者の印鑑証明書 （3）保険証券
14. 会社への通知による年金受取人または継続年金受取人の変更	（1）会社所定の請求書 （2）契約者または年金受取人の印鑑証明書 （3）保険証券または年金支払証書
15. 遺言による死亡給付金受取人の変更	（1）会社所定の請求書 （2）法律上有効な遺言書の写し （3）契約者の相続人の戸籍謄本および印鑑証明書 （4）保険証券
16. 死亡給付金受取人による契約の存続	（1）会社所定の請求書 （2）契約者の印鑑証明書 （3）死亡給付金受取人の戸籍謄本および印鑑証明書 （4）支払うべき金額を支払ったことを証明する書類 （5）保険証券

2. 会社は、前項の提出書類の全部または一部の省略を認め、または、前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
3. 第1項中、4および7から11までの場合には書面によって通知します。また、12、13および15の場合は保険証券に、14の場合には保険証券または年金支払証書に表示します。
4. 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下本項において「団体」といいます。）を契約者および死亡給付金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする契約の場合、契約者である団体が当該契約の死亡給付金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下本項において「死亡退職金等」といいます。）として死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡給付金の請求の際、次の第1号および第2号の書類も必要とします。
   （1）死亡退職金等の受給者が死亡給付金の請求内容を確認した書類（死亡退職金等の受給者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。）
   （2）受給者本人であることを契約者である団体が確認した書類

18. 管轄裁判所

第35条 この契約における死亡給付金の請求に関する訴訟については、会社の本店の所在地または死亡給付金受取人（死亡給付金受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

2. この契約における年金および死亡一時金の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

19. 時　　効

第36条 年金、死亡一時金、死亡給付金、払戻金等の請求権は、これらを行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

20. 特　　則

（法人契約の特則）

第37条 契約者および死亡給付金受取人が法人の場合には、第11条（死亡給付金の支払）の「契約者」は「契約者である法人の代表者（法人の代表権を有する者が複数のときは、その各人とします。）」と読み替えます。

（生存保障重視特則）

第38条 契約者は、契約締結の際、会社の定める取扱範囲内で、据置期間中の死亡保障を抑制する生存保障重視特則を付加することができます。この場合、次のとおりとします。

2. この特則において使用される「死亡給付割合」とは、死亡給付金の計算の際に、基本給付金額に乗じる割合をいいます。
3. 契約者は、この特則の付加の際、会社の定める取扱範囲内で、死亡給付金の計算の基準となる割合（死亡給付割合）を指定してください。なお、指定された死亡給付割合は、以後変更することができません。
4. 第3条（用語の意義）第1項第5号の規定にかかわらず、据置期間の再設定がおこなわれた場合の再設定後の基本給付金額は、再設定後の据置期間の開始日における積立金と同額とします。
5. 第3条第1項第4号②に規定する据置期間の再設定を行う場合、または第 22 条（年金支払開始日の繰延べ）第1項に規定する年金支払開始日の繰延べを行う場合には、契約者は、被保険者の同意を得るものとします。
6. 第 11 条（死亡給付金の支払）第1項の規定にかかわらず、この契約の死亡給付金の支払は、次のとおりとします。ただし、免責事由に該当するときは、支払いません。

名称	死亡給付金
支払事由	被保険者が年金支払開始日前に死亡したとき
支払額	被保険者が死亡した日における基本給付金額に死亡給付割合を乗じた額。ただし、据置期間の再設定が行われた場合の再設定後の据置期間については、被保険者が死亡した日における積立金額または解約払戻金相当額のいずれか大きい金額。
受取人	死亡給付金受取人
免責事由	次のいずれかにより被保険者が死亡したとき ①死亡給付金受取人の故意 ただし、その者が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。 ②契約者の故意

7. 第 11 条第3項の規定にかかわらず、免責事由に該当したことによって死亡給付金を支払わないときは、会社は、被保険者が死亡した日における死亡給付金相当額を契約者に支払います。なお、死亡給付金受取人の故意による場合で、その者が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金が支払われない部分の死亡給付金相当額を契約者に支払います。
8. 第 18 条（払戻金の支払）第1項の規定にかかわらず、この契約の解約払戻金は、その経過した年月日数により「別表2」に定める方法で計算し、死亡給付金額を限度とした金額（据置期間の再設定が行われた場合の再設定後の据置期間については、その経過した年月日数により「別表2」に定める方法で計算した金額）とします。
9. 本特則のみの解約はできません。
10. 次の各号の場合には、この特則は消滅したものとみなします。
    （1）主契約が解約その他の事由により消滅したとき
    （2）主契約に付加されている目標額到達時円建終身保険移行特約により、主契約が円建の終身保険へ移行したとき

「別表１」基準金利の算出における期間

基準金利の算出に用いる期間は次のとおりです。

据置期間	契約時（据置期間の再設定が行われた場合は、再設定時）の被保険者の年齢	
	0歳以上 84歳以下	85歳以上 92歳以下
3年	3年	3年
4年	4年	3年
5年	5年	4年
6年	6年	5年
7年	7年	5年
8年	8年	6年
9年	9年	6年
10年以上11年以下	10年	7年
12年以上14年以下	12年	－
15年以上19年以下	15年	－
20年	20年	－

「別表２」解約払戻金

解約払戻金は積立金をもとに会社の定める方法により次のとおり計算します。

ただし、生存保障重視特則により死亡保障を抑制している期間中は、死亡給付金額を限度とします。

解約払戻金＝計算日の積立金×（１－市場価格調整率）－基本給付金額×解約控除率

市場価格調整率は、据置期間に適用し、次の計算式により計算します。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1+i}{1+j+c}\right)^{k(n-t)/12}$$

ここにそれぞれの要素は次のとおりとします。

- i は、計算日において契約に適用されている積立利率を計算するための基準金利
- j は、計算日においてiと同様に計算される基準金利
- c は、金利変動等の影響を補正するための率で、0.10%
- n は、据置期間の月数
- k は、年金支払開始日における被保険者の年齢に応じた係数

年金支払開始日における被保険者の年齢	係数
84 歳以下	1.00
85 歳以上	0.80

- t は、契約日（据置期間の再設定が行われた場合は、その再設定された据置期間の開始日）からの経過月数

解約控除率は、据置期間および契約日から計算日までの経過年数に応じて会社の定める率とします。

（備　　考）

市場価格調整（MVA＝Market Value Adjustment）

市場価格調整は、解約払戻金の支払の際に、解約払戻金に対する資産の時価を反映させる手法であり、資産と負債（積立金）をマッチングさせるALM的要素を取り入れたものです。一般に国債等の固定金利資産に投資されている資産価格は、市場金利の変動に応じて価格が変動します。投資時点よりも市場金利が高くなると、資産価値は減少し、投資時点よりも市場金利が低くなると、資産価値は増加する性質があります。

指数連動型年金特約　目次

この特約の内容

第１条　特約の締結
第２条　契約日
第３条　用語の意義
第４条　積増金の計算
第５条　死亡給付金
第６条　特約の解約
第７条　払戻金の支払
第８条　基本給付金額の減額
第９条　指数連動年金原資部分の積立金の払戻
第 10 条 基本年金原資部分の積立金の計算方法の変更
第 11 条 据置期間の再設定
第 12 条 年金支払開始日の繰延べ
第 13 条 指数の変更または廃止
第 14 条 指定通貨の変更
第 15 条 特約の消滅とみなす場合
第 16 条 請求手続
第 17 条 主契約に生存保障重視特則が付加されている場合の取扱
第 18 条 主約款等の規定の準用

「別表１」解約払戻金
「別表２」主契約に生存保障重視特則が付加されている場合の解約払戻金
（備　考）

指数連動型年金特約

この特約の内容

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の積立金を、指数に連動して増やす仕組みとすることを主な内容とするものです。

（特約の締結）

第１条　この特約は、主契約締結の際、保険契約者（以下、「契約者」といいます。）から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に、主契約に付加して締結します。

（契約日）

第２条　主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、この特約を付加した場合は次に定める日を契約日とします。

（１）会社の責任開始の日が１日から15日までの間に属する日の場合
主契約の責任開始の日の属する月の翌月１日

（２）会社の責任開始の日が16日から末日までの間に属する日の場合
主契約の責任開始の日の属する月の翌月16日

（用語の意義）

第３条　この特約において使用される次の各号の用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

（１）年金原資
主約款の年金原資に関する規定にかかわらず、「年金原資」とは、次の①、②の合計額となります。
①基本年金原資
「基本年金原資」とは、年金支払開始日における基本年金原資部分の積立金とします。
②指数連動年金原資
「指数連動年金原資」とは、年金支払開始日における指数連動年金原資部分の積立金とします。

（２）積立金
主約款の積立金に関する規定に関わらず、この特約を付加した場合の積立金は、将来の年金および死亡給付金を支払うために積み立てる金額をいい、次の①、②とします。
①基本年金原資部分の積立金
「基本年金原資部分の積立金」は、基本給付金額と同額とします。
②指数連動年金原資部分の積立金
「指数連動年金原資部分の積立金」は、第４条（積増金の計算）に定めるところにより計算した積増金を加算した額とし、会社の定める率および経過した年月数により、会社の定める方法で計算します。

（３）指数
「指数」とは、指数連動年金原資部分の積立金に加算する積増金の計算に用いるために会社が指定する指標のことをいい、会社の定める取扱範囲内で契約締結時に契約者が指定するものとします。

（４）連動率
「連動率」とは、積増金の計算に用いるために会社の定める方法により設定する率のことをいい、契約締結時または年金支払開始日の前日までの期間における年単位の契約応当日（契約日を含みます。）ごとに設定されます。

（５）積増判定日
「積増判定日」とは、契約日の前日および年金支払開始日までの期間における年単位の契約応当日の前日をいいます。

（積増金の計算）

第４条　積増判定日（契約日の前日を除きます。）の直後の年単位の契約応当日に、指数連動年金原資部分の積立金に加算する積増金の計算方法は、次のとおりとします。

$$\left(\frac{\text{積増判定日末において会社が取得できる最新の指数の終値} - \text{直前の積増判定日末において会社が取得できる最新の指数の終値}}{\text{直前の積増判定日末において会社が取得できる最新の指数の終値}}\right) \times \text{積増判定日における連動率} \times \text{積増判定日における基本給付金額}$$

（括弧内：指数の上昇率）

2. 前項の指数の終値は、積増判定日が会社の休業日の場合は、その直前の会社の営業日末において会社が取得できる最新の終値とします。
3. 第１項の指数の上昇率の上限は、会社の定める取扱範囲内で設定するものとします。また、下限は0%とします。

（死亡給付金）

第５条　主約款の死亡給付金の支払の規定にかかわらず、この特約を付加した場合の死亡給付金の支払は、次のとおりです。

名称	死亡給付金
支払事由	被保険者が年金支払開始日前に死亡したとき
支払額	被保険者が死亡した日における次のいずれか大きい金額 ①基本年金原資部分の積立金と指数連動年金原資部分の積立金の合計額 ②解約払戻金相当額
受取人	死亡給付金受取人
免責事由	次のいずれかにより被保険者が死亡したとき ①死亡給付金受取人の故意。 　ただし、その者が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。 ②契約者の故意

2. 前項の規定にかかわらず、被保険者が責任開始期から契約日の前日までの間に死亡した場合には、会社は、責任開始の日を契約日とみなして、一時払保険料相当額を死亡給付金受取人に支払います。
3. 被保険者の生死がわからない場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、第１項の規定を適用して死亡給付金を支払います。
4. 免責事由に該当したことによって死亡給付金を支払わないときは、会社は、被保険者が死亡した日における基本年金原資部分の積立金と指数連動年金原資部分の積立金の合計額（第７条（払戻金の支払）の規定によって計算されたその日における解約払戻金額が基本年金原資部分の積立金と指数連動年金原資部分の積立金の合計額を上回る場合には、解約払戻金額とします。以下本項において同じ。）を契約者に支払います。なお、死亡給付金受取人の故意による場合で、その者が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金が支払われない部分の基本年金原資部分の積立金と指数連動年金原資部分の積立金の合計額を契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって死亡給付金を支払わない場合には、基本年金原資部分の積立金と指数連動年金原資部分の積立金の合計額その他の払戻金の支払はありません。
6. 第４項の場合には、主約款第 12 条（年金、死亡一時金または死亡給付金の請求・支払の時期および場所）第３項の規定を準用します。

（特約の解約）

第６条　この特約のみの解約は取り扱いません。

（払戻金の支払）

第７条　主約款の払戻金の支払に関する規定にかかわらず、この特約を付加した場合の解約払戻金は、「別表１」に定める方法で計算した金額とします。

（基本給付金額の減額）

第8条 主約款の基本給付金額の減額に関する規定にかかわらず、基本給付金額を減額したときは、次のとおりとします。

（1）基本給付金額を減額したときは、同じ割合で基本年金原資部分の積立金額が減額されるものとします。

（2）基本給付金額を減額した場合には、減額分については契約を解約したものとして取り扱い、第7条（払戻金の支払）の規定を準用します。

（指数連動年金原資部分の積立金の払戻）

第9条 契約者は、指数連動年金原資部分の積立金がある場合には、いつでも将来に向かって、指数連動年金原資部分の積立金に対応する部分の全部または一部について解約払戻金を請求することができます。この取扱いを「指数連動年金原資部分の積立金の払戻」といいます。

2. 指数連動年金原資部分の積立金の払戻を行った場合には、その部分については契約を解約したものとして取り扱い、第7条（払戻金の支払）の規定を準用して指数連動年金原資部分の積立金に対応する部分の解約払戻金を支払います。
3. 契約者が本条の請求をするときには、第16条（請求手続）に規定する必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
4. 指定通貨が外国通貨の場合、契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときは、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、第1項の指数連動年金原資部分の積立金を円により支払います。
5. 前項により指数連動年金原資部分の積立金を円により支払う場合には、必要書類が会社の本店に到着した日（その日が第6項に規定する会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートを用いて円に換算します。
6. 前項の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する必要書類が会社の本店に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）の対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
7. 死亡給付金の支払事由に該当した後に、本条の規定により指数連動年金原資部分の積立金に対応する部分の解約払戻金が支払われていたときは、死亡給付金その他の払戻金からその支払われていた指数連動年金原資部分の積立金に対応する部分の解約払戻金を差し引きます。
8. 本条の指数連動年金原資部分の積立金の払戻の請求、支払の時期および場所については、主約款第12条（年金、死亡一時金または死亡給付金の請求・支払の時期および場所）第3項の規定を準用します。

（基本年金原資部分の積立金の計算方法の変更）

第10条 第3条（用語の意義）の積立金に関する規定にかかわらず、契約者は、年単位の契約応当日の3カ月前から2週間前までの間に申し出ることにより、基本年金原資部分の積立金について、その契約応当日から、その契約応当日における基本年金原資部分の積立金に、積立利率を適用して、経過した年月数により会社の定める方法で計算する方法に変更することができます。この場合には、第16条（請求手続）に規定する必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

2. 前項の変更が行なわれた場合には、その変更後の契約応当日の直後に到来する年単位の契約応当日以降、第4条（積増金の計算）に規定する積増金の計算は行われないものとします。

（据置期間の再設定）

第11条 主約款の基本給付金額および据置期間の再設定に関する規定にかかわらず、据置期間の再設定が行われた場合の再設定後の基本給付金額は、次の①、②の合計額とします。

①再設定後の据置期間の開始日における基本年金原資部分の積立金

②再設定後の据置期間の開始日における指数連動年金原資部分の積立金

2. 第3条（用語の意義）の積立金に関する規定に関わらず、据置期間の再設定が行われた場合は、次

のとおりとします。

（1）据置期間の再設定が行われた場合の基本年金原資部分の積立金は、再設定後の据置期間の開始日における指数連動年金原資部分の積立金を、再設定後の据置期間の開始日において基本年金原資部分の積立金に全額繰り入れ、積立利率を適用して、経過した年月数により会社の定める方法で計算した金額とします。

（2）第４条（積増金の計算）に定めるところによる積増金の計算は行われないものとします。

（年金支払開始日の繰延べ）

第12条 主約款および第３条（用語の意義）の積立金に関する規定にかかわらず、年金支払開始日の繰延べが行われた場合は、次のとおりとします。

（1）基本年金原資部分の積立金は、繰延べ前の年金支払開始日における指数連動年金原資部分の積立金を、繰延べ前の年金支払開始日において基本年金原資部分の積立金に全額繰り入れ、会社所定の利率による利息をつけて積み立てた金額とします。

（2）第４条（積増金の計算）に定めるところによる積増金の計算は行われないものとします。

（3）死亡給付金の支払額は、被保険者が死亡した日における基本年金原資部分の積立金相当額とします。

（4）解約払戻金は、必要書類が会社に到着した日における基本年金原資部分の積立金とします。

（指数の変更または廃止）

第13条 指数が消滅する場合など特別な事情があるときは、会社はその指数を変更または廃止することがあります。

2. 前項により指数を変更する場合、会社は、その指数を用いて積増金が計算される契約の契約者に、指数を変更する日の１ヵ月前までに次の事項を通知します。

（1）新たな指数の内容

（2）指数を変更する日

3. 第１項により指数を廃止する場合、会社は、その指数を用いて積増金が計算される契約の契約者に、指数を廃止する日（以下「指数廃止日」といいます。）の１ヵ月前までに次の事項を通知します。

（1）指数廃止日

（2）指数廃止日以降の最初の年単位の契約応当日より、第10条（基本年金原資部分の積立金の計算方法の変更）に定める方法により積立金が計算されること。

4. 第１項により指数を廃止する場合、指数廃止日以降の最初の年単位の契約応当日に加算する積増金は、次のとおりとします。

（会社が定める利率）×（積増判定日の基本給付金額）

（指定通貨の変更）

第14条 主約款の指定通貨の変更に関する規定にかかわらず、指定通貨の変更を行う場合は、次のとおりとします。

（1）年金支払開始日の前日に指定通貨を変更した場合は、次のとおりとします。

①基本年金原資は、年金支払開始日における変更前の指定通貨の基本年金原資部分の積立金を年金支払開始日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて変更後の指定通貨に換算した金額とします。

②指数連動年金原資は、年金支払開始日における変更前の指定通貨の指数連動年金原資部分の積立金を年金支払開始日における会社所定の為替レートを用いて変更後の指定通貨に換算した金額とします。

（2）据置期間の満了日に指定通貨を変更し、据置期間を再設定する場合は、次のとおりとします。

①再設定された据置期間の開始日における基本年金原資部分の積立金

再設定後の据置期間の開始日における変更前の指定通貨の基本年金原資部分の積立金を、再設定後の据置期間の開始日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場

合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて変更後の指定通貨に換算した金額とします。

②再設定された据置期間の開始日における指数連動年金原資部分の積立金

再設定後の据置期間の開始日における変更前の指定通貨の指数連動年金原資部分の積立金を、再設定後の据置期間の開始日における会社所定の為替レートを用いて変更後の指定通貨に換算した金額とします。

（3）据置期間の満了日に 指定通貨を変更し、年金支払開始日の繰延べを行う場合は次のとおりとします。

①繰延べ前の年金支払開始日における基本年金原資部分の積立金

変更前の指定通貨の基本年金原資部分の積立金を、繰延べ前の年金支払開始日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて変更後の指定通貨に換算した金額とします。

②繰延べ前の年金支払開始日における指数連動年金原資部分の積立金

変更前の指定通貨の指数連動年金原資部分の積立金を、繰延べ前の年金支払開始日における会社所定の為替レートを用いて変更後の指定通貨に換算した金額とします。

（特約の消滅とみなす場合）

第15条 主契約が消滅したときは、この特約は消滅したものとみなします。

（請求手続）

第16条 この特約にもとづく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類
1．指数連動年金原資部分の積立金の払戻	（1）会社所定の請求書 （2）契約者の印鑑証明書 （3）保険証券
2．基本年金原資部分の積立金の計算方法の変更	（1）会社所定の請求書 （2）契約者の印鑑証明書 （3）保険証券

2．会社は、前項の提出書類の全部または一部の省略を認め、または、前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

3．第1項の場合には書面によって通知します。

（主契約に生存保障重視特則が付加されている場合の取扱）

第17条 第5条（死亡給付金）の規定にかかわらず、主契約に生存保障重視特則が付加されている場合は次のとおりとします。

（1）死亡給付金の支払額は、被保険者が死亡した日における基本給付金額に死亡給付割合を乗じて得た金額と、指数連動年金原資部分の積立金の合計額とします。ただし、据置期間の再設定が行われた場合の再設定後の据置期間については、被保険者が死亡した日における基本年金原資部分の積立金の額または解約払戻金相当額のいずれか大きい金額とします。

（2）免責事由に該当したことによって死亡給付金を支払わないときは、会社は、被保険者が死亡した日における死亡給付金相当額を契約者に支払います。なお、死亡給付金受取人の故意による場合で、その者が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金が支払われない部分の死亡給付金相当額を契約者に支払います。

（3）前号の規定にかかわらず、契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって死亡給付金を支払わない場合には、死亡給付金相当額その他の払戻金の支払はありません。

2．主契約に生存保障重視特則が付加されている場合の解約払戻金は、「別表2」に定めるとおりとします。

（主約款等の規定の準用）

第18条　この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款等の規定を準用します。

「別表１」解約払戻金

解約払戻金は、次の①、②の合計額とします。

①基本年金原資部分の積立金に対応する部分の解約払戻金

計算日の基本年金原資部分の積立金×（１－市場価格調整率）－基本給付金額×解約控除率

市場価格調整率は、据置期間に適用し、次の計算式により計算します。

$$市場価格調整率 = 1 - \left(\frac{1+i}{1+j+c}\right)^{k(n-t)/12}$$

ここにそれぞれの要素は次のとおりとします。

・i は、計算日において契約に適用されている積立利率を計算するための基準金利

・j は、計算日において i と同様に計算される基準金利

・c は、金利変動等の影響を補正するための率で、0.10%

・n は、据置期間の月数

・k は、年金支払開始日における被保険者の年齢に応じた係数

年金支払開始日における被保険者の年齢	係数
84 歳以下	1.00
85 歳以上	0.80

・t は、契約日（据置期間の再設定が行われた場合は、その再設定された据置期間の開始日）からの経過月数

解約控除率は、据置期間および契約日から計算日までの経過年数に応じた率とします。

②指数連動年金原資部分の積立金に対応する部分の解約払戻金

計算日の指数連動年金原資部分の積立金

「別表２」主契約に生存保障重視特則が付加されている場合の解約払戻金

主契約に生存保障重視特則が付加されている場合の解約払戻金は、次の①、②の合計額とします。

①基本年金原資部分の積立金に対応する部分の解約払戻金

計算日の基本年金原資部分の積立金×（１－市場価格調整率）－基本給付金額×解約控除率の額と、死亡給付金のいずれか小さい額

ただし、据置期間の再設定が行われた場合は、次の額とする。

計算日の基本年金原資部分の積立金×（１－市場価格調整率）－基本給付金額×解約控除率の額

解約控除率は、据置期間および契約日から計算日までの経過年数に応じた率とします。

$$市場価格調整率 = 1 - \left(\frac{1+i}{1+j+c}\right)^{k(n-t)/12}$$

ここにそれぞれの要素は次のとおりとします。

・i は、計算日において契約に適用されている積立利率を計算するための基準金利

・j は、計算日において i と同様に計算される基準金利

・c は、金利変動等の影響を補正するための率で、0.10%

・n は、据置期間の月数

・k は、年金支払開始日における被保険者の年齢に応じた係数

年金支払開始日における 被保険者の年齢	係数
84 歳以下	1.00
85 歳以上	0.80

・t は、契約日（据置期間の再設定が行われた場合は、その再設定された据置期間の開始日）からの経過月数

②指数連動年金原資部分の積立金に対応する部分の解約払戻金

計算日の指数連動年金原資部分の積立金

（備　　考）

市場価格調整（MVA＝Market Value Adjustment）

市場価格調整は、解約払戻金の支払の際に、解約払戻金に対する資産の時価を反映させる手法であり、資産と負債（積立金）をマッチングさせるALM的要素を取り入れたものです。一般に国債等の固定金利資産に投資されている資産価格は、市場金利の変動に応じて価格が変動します。投資時点よりも市場金利が高くなると、資産価値は減少し、投資時点よりも市場金利が低くなると、資産価値は増加する性質があります。

保険料円入金特約

この特約の内容

この特約は、主たる保険契約の普通保険約款における外国通貨建の保険料を円により払い込む取扱について定めたものです。

（特約の締結）

第1条　この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者から申出があった場合に、主契約に付加して締結します。

（特約の適用）

第２条　この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、保険料を円で払い込むことができるものとします。

2.　会社は、円で受領した保険料を、主約款に定める外国通貨建の保険料に換算し、当該外国通貨建の保険料を受領したものとして、主約款の規定を適用します。

（外国通貨建保険料の算出に用いる為替レート）

第３条　前条に規定する外国通貨建の保険料への換算には、会社が保険料を円で受領する日（以下「受領日」といいます。ただし、その日が、第２項に規定する会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートを用いるものとします。

2.　前項の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する受領日における対顧客電信売相場（TTS）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上回ることはありません。

円支払特約Ⅱ　目次

この特約の内容

第１条　特約の適用
第２条　解約払戻金を支払う場合の取扱
第３条　死亡給付金を支払う場合の取扱
第４条　主契約が積立利率金利連動型年金（米ドル建）の場合の取扱
第５条　主契約が予定利率金利連動型一時払終身保険（豪ドル建）の場合の取扱
第６条　主契約が積立利率金利連動型終身保険（米ドル建・確定積立金区分型）の場合の取扱
第７条　主契約が予定利率金利連動型一時払終身保険（米ドル建）の場合の取扱
第８条　主契約が予定利率金利連動型一時払終身保険（米ドル建・初期死亡保険金抑制型）の場合の取扱
第９条　主契約が予定利率金利連動型一時払終身保険（豪ドル建・初期死亡保険金抑制型）の場合の取扱
第 10 条　主契約が積立利率金利連動型生存給付金付終身保険（指定通貨建）の場合の取扱
第 11 条　主契約が外貨建一時払終身医療保険（低解約払戻金型）の場合の取扱
第 12 条　主契約が指定通貨建個人年金保険の場合の取扱
第 13 条　主契約に生存給付金円支払特約（目標額指定型）が付加されている場合の取扱
第 14 条　主契約が指定通貨建終身保険の場合の取扱
第 15 条　主契約に介護前払特約が付加されている場合の取扱
第 16 条　終身保険移行特約により終身保険へ移行した場合の取扱
第 17 条　主契約が指定通貨建特別終身保険の場合の取扱
第 18 条　主契約に初期死亡時円保証特約が付加されている場合の取扱
第 19 条　主契約が指定通貨建一時払終身医療保険（低解約払戻金型）の場合の取扱
第 20 条　主約款の規定の準用

円支払特約Ⅱ

この特約の内容

この特約は、外国通貨建の解約払戻金および死亡給付金等を円により支払う取扱について定めたものです。

（特約の適用）

第1条　この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）における外国通貨建の解約払戻金、死亡給付金および免責事由により死亡給付金が支払われない場合の積立金（以下「給付金等」といいます。）の請求の際、給付金等の受取人から申出があった場合に、主契約に付加して締結します。

2. この特約を主契約に付加した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、外国通貨建の給付金等を円に換算した金額により支払うものとします。

（解約払戻金を支払う場合の取扱）

第2条　主契約の解約払戻金の請求の際、保険契約者（以下「契約者」といいます。）から申出があった場合には、解約払戻金を円により支払います。

2. 円により解約払戻金を支払う場合には、必要書類が会社の本店に到着した日（その日が、第3項に規定する会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートを用いて解約払戻金を円に換算します。
3. 前項の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する必要書類が会社の本店に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）の対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（死亡給付金を支払う場合の取扱）

第3条　死亡給付金の請求の際、死亡給付金受取人から申出があった場合には、死亡給付金を円により支払います。

2. 円により死亡給付金を支払う場合には、必要書類が会社の本店に到着した日（その日が、第3項に規定する会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートを用いて死亡給付金を円に換算します。
3. 前項の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する必要書類が会社の本店に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）の対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
4. 免責事由により死亡給付金が支払われない場合で契約者から申出があったときは、前3項の規定を準用して、主約款に定める金額を円により支払います。

（主契約が積立利率金利連動型年金（米ドル建）の場合の取扱）

第4条　主契約が積立利率金利連動型年金（米ドル建）の場合で、年金支払開始日において、年金額が会社の定めた金額に達しないことにより契約が消滅したものとみなされた場合には、支払うべき金額を第2条（解約払戻金を支払う場合の取扱）の規定を準用して円に換算します。この場合、「解約払戻金」を「支払うべき金額」に、「必要書類が会社の本店に到着した日」を「年金支払開始日または必要書類が会社の本店に到着した日のいずれか遅い日」と読み替えます。

（主契約が予定利率金利連動型一時払終身保険（豪ドル建）の場合の取扱）

第5条　主契約が予定利率金利連動型一時払終身保険（豪ドル建）の場合には、次のとおりとします。

1. この特約の内容の規定中「死亡給付金等」を「死亡保険金等」と読み替えます。
2. 第1条（特約の適用）中、「死亡給付金」を「死亡保険金または高度障害保険金」、「給付金等」を「保険金等」と読み替えます。

3. 第3条（死亡給付金を支払う場合の取扱）中、「死亡給付金」を「死亡保険金または高度障害保険金」、「死亡給付金受取人」を「死亡保険金または高度障害保険金の受取人」と読み替えます。

（主契約が積立利率金利連動型終身保険（米ドル建・確定積立金区分型）の場合の取扱）

第6条 主契約が積立利率金利連動型終身保険（米ドル建・確定積立金区分型）の場合には、次のとおりとします。

1. この特約の内容の規定中「死亡給付金等」を「死亡保険金等」と読み替えます。
2. 第1条（特約の適用）中、「死亡給付金」を「死亡保険金」、「給付金等」を「保険金等」と読み替えます。
3. 第3条（死亡給付金を支払う場合の取扱）中、「死亡給付金」を「死亡保険金」、「死亡給付金受取人」を「死亡保険金受取人」と読み替えます。

（主契約が予定利率金利連動型一時払終身保険（米ドル建）の場合の取扱）

第7条 主契約が予定利率金利連動型一時払終身保険（米ドル建）の場合には、次のとおりとします。

1. この特約の内容の規定中「死亡給付金等」を「死亡保険金等」と読み替えます。
2. 第1条（特約の適用）中、「死亡給付金」を「死亡保険金または高度障害保険金」、「給付金等」を「保険金等」と読み替えます。
3. 第3条（死亡給付金を支払う場合の取扱）中、「死亡給付金」を「死亡保険金または高度障害保険金」、「死亡給付金受取人」を「死亡保険金または高度障害保険金の受取人」と読み替えます。

（主契約が予定利率金利連動型一時払終身保険（米ドル建・初期死亡保険金抑制型）の場合の取扱）

第8条 主契約が予定利率金利連動型一時払終身保険（米ドル建・初期死亡保険金抑制型）の場合には、次のとおりとします。

1. この特約の内容の規定中「死亡給付金等」を「死亡保険金等」と読み替えます。
2. 第1条（特約の適用）中、「死亡給付金」を「死亡保険金」、「給付金等」を「保険金等」と読み替えます。
3. 第3条（死亡給付金を支払う場合の取扱）中、「死亡給付金」を「死亡保険金」、「死亡給付金受取人」を「死亡保険金受取人」と読み替えます。

（主契約が予定利率金利連動型一時払終身保険（豪ドル建・初期死亡保険金抑制型）の場合の取扱）

第9条 主契約が予定利率金利連動型一時払終身保険（豪ドル建・初期死亡保険金抑制型）の場合には、次のとおりとします。

1. この特約の内容の規定中「死亡給付金等」を「死亡保険金等」と読み替えます。
2. 第1条（特約の適用）中、「死亡給付金」を「死亡保険金」、「給付金等」を「保険金等」と読み替えます。
3. 第3条（死亡給付金を支払う場合の取扱）中、「死亡給付金」を「死亡保険金」、「死亡給付金受取人」を「死亡保険金受取人」と読み替えます。

（主契約が積立利率金利連動型生存給付金付終身保険（指定通貨建）の場合の取扱）

第10条 主契約が積立利率金利連動型生存給付金付終身保険（指定通貨建）の場合には、次のとおりとします。

1. この特約の内容の規定中「死亡給付金等」を「死亡保険金等」と読み替えます。
2. 第1条（特約の適用）中、「死亡給付金」を「死亡保険金」、「給付金等」を「保険金等」と読み替えます。
3. 第3条（死亡給付金を支払う場合の取扱）中、「死亡給付金」を「死亡保険金」、「死亡給付金受取人」を「死亡保険金受取人」と読み替えます。

（主契約が外貨建一時払終身医療保険（低解約払戻金型）の場合の取扱）

第11条 主契約が外貨建一時払終身医療保険（低解約払戻金型）の場合には、次のとおりとします。

1. この特約の内容の規定中「死亡給付金等」を「死亡保険金等」と読み替えます。
2. 第1条（特約の適用）中、「死亡給付金」を「死亡保険金」、「給付金等」を「保険金等」、「積立金」

を「責任準備金」と読み替えます。

3. 第3条（死亡給付金を支払う場合の取扱）中、「死亡給付金」を「死亡保険金」、「死亡給付金受取人」を「死亡保険金受取人」と読み替えます。

（主契約が指定通貨建個人年金保険の場合の取扱）

第12条 主契約が指定通貨建個人年金保険の場合で、年金支払開始日において、年金額が会社の定めた金額に達しないことにより契約が年金支払開始日の前日末に消滅したものとみなされた場合には、年金原資を第2条（解約払戻金を支払う場合の取扱）の規定を準用して円に換算します。この場合、「解約払戻金」を「年金原資」に、「必要書類が会社の本店に到着した日」を「年金支払開始日または必要書類が会社の本店に到着した日のいずれか遅い日」と読み替えます。

（主契約に生存給付金円支払特約（目標額指定型）が付加されている場合の取扱）

第13条 主契約に生存給付金円支払特約（目標額指定型）が付加されている場合で、生存給付金円支払特約（目標額指定型）の規定により、目標準備金を契約者に払い戻す際、契約者から申出があった場合には、第1条（特約の適用）および第2条（解約払戻金を支払う場合の取扱）の規定を準用して円に換算して支払います。

（主契約が指定通貨建終身保険の場合の取扱）

第14条 主契約が指定通貨建終身保険の場合には、次のとおりとします。

1. この特約の内容の規定中「死亡給付金等」を「死亡保険金等」と読み替えます。
2. 第1条（特約の適用）中、「死亡給付金」を「死亡保険金、高度障害保険金または介護保険金」、「給付金等」を「保険金等」と読み替えます。
3. 第3条（死亡給付金を支払う場合の取扱）中、「死亡給付金」を「死亡保険金、高度障害保険金または介護保険金」、「死亡給付金受取人」を「死亡保険金、高度障害保険金または介護保険金の受取人」と読み替えます。

（主契約に介護前払特約が付加されている場合の取扱）

第15条 主契約に介護前払特約が付加されている場合で、介護前払保険金の請求の際、介護前払保険金の受取人から申出があった場合には、第1条（特約の適用）および第3条（死亡給付金を支払う場合の取扱）の規定を準用して円に換算して支払います。

（終身保険移行特約により終身保険へ移行した場合の取扱）

第16条 主契約に終身保険移行特約が付加されている場合には、次のとおりとします。

（1）第1条（特約の適用）を次のとおり読み替えます。

第1条　この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加されている終身保険移行特約における外国通貨建の解約払戻金、特約死亡保険金、特約災害死亡保険金および免責事由により特約死亡保険金が支払われない場合の特約積立金（以下「保険金等」といいます。）の請求の際、保険金等の受取人から申出があった場合に、主契約に付加して締結します。

2. この特約を主契約に付加した場合には、終身保険移行特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、外国通貨建の保険金等を円に換算した金額により支払うものとします。

（2）第2条（解約払戻金を支払う場合の取扱）第1項中、「主契約の」を「主契約に付加されている終身保険移行特約における」と読み替えます。

（3）第3条（死亡給付金を支払う場合の取扱）中、次のとおり読み替えます。

①第1項および第2項中、「死亡給付金」を「特約死亡保険金および特約災害死亡保険金」と読み替えます。

②第1項中、「死亡給付金受取人」を「主契約の死亡給付金受取人」と読み替えます。

③第4項中、「死亡給付金」を「特約死亡保険金」、「主約款に定める金額」を「終身保険移行特約条項に定める金額」と読み替えます。

（主契約が指定通貨建特別終身保険の場合の取扱）

第17条　主契約が指定通貨建特別終身保険の場合には、次のとおりとします。

1. この特約の内容の規定中「死亡給付金等」を「死亡保険金等」と読み替えます。
2. 第1条（特約の適用）中、「死亡給付金」を「死亡保険金または介護保険金」、「給付金等」を「保険金等」と読み替えます。
3. 第3条（死亡給付金を支払う場合の取扱）中、「死亡給付金」を「死亡保険金または介護保険金」、「死亡給付金受取人」を「死亡保険金または介護保険金の受取人」と読み替えます。

（主契約に初期死亡時円保証特約が付加されている場合の取扱）

第18条　主契約に初期死亡時円保証特約が付加されている場合には、第3条（死亡給付金を支払う場合の取扱）の規定は適用しません。

（主契約が指定通貨建一時払終身医療保険（低解約払戻金型）の場合の取扱）

第19条　主契約が指定通貨建一時払終身医療保険（低解約払戻金型）の場合には、次のとおりとします。

1. この特約の内容の規定中「死亡給付金等」を「死亡保険金等」と読み替えます。
2. 第1条（特約の適用）中、「死亡給付金」を「死亡保険金」、「給付金等」を「保険金等」、「積立金」を「責任準備金」と読み替えます。
3. 第3条（死亡給付金を支払う場合の取扱）中、「死亡給付金」を「死亡保険金」、「死亡給付金受取人」を「死亡保険金受取人」と読み替えます。

（主約款の規定の準用）

第20条　この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

年金円支払特約　目次

この特約の内容

第１条　特約の締結
第２条　特約の適用
第３条　年金を支払う場合の取扱
第４条　年金の一括支払の取扱
第５条　年金の支払中に契約が消滅した場合の取扱
第６条　特約の解約
第７条　主契約において年金の分割支払が行われている場合の取扱
第８条　主契約に即時払年金特則が適用された年金額確定特約が付加されている場合の取扱
第９条　主契約が積立利率金利連動型年金（豪ドル建）の場合の取扱
第 10 条 主契約が指定通貨建個人年金保険の場合の取扱
第 11 条 主契約が指定通貨建積立利率金利連動型年金の場合の取扱
第 12 条 終身保険移行特約による終身保険から年金移行特約による定額の年金に移行した場合の取扱

年金円支払特約

この特約の内容

この特約は、毎回の外国通貨建の年金を円により支払う取扱について定めたものです。

（特約の締結）

第1条　この特約は、次の場合に、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。

（1）主契約締結の際、保険契約者（以下「契約者」といいます。）から申出があったとき

（2）主契約の第１回の年金の請求の際、年金受取人から申出があったとき

（3）主契約の第１回の年金支払日後、年金受取人から申出があったとき

（特約の適用）

第２条　この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の通貨に関する規定にかかわらず、この特約の締結後に年金支払日を迎える年金を円により支払うものとします。

（年金を支払う場合の取扱）

第３条　円により年金を支払う場合には、第２項に定める年金円換算基準日における会社所定の為替レートを用いて、主約款または主契約に付加した年金額確定特約の規定により計算される外国通貨建の年金額を円に換算します。

2.　年金円換算基準日は、年金支払日または必要書類が会社の本店に到着した日の翌営業日のいずれか遅い日（その日が、第３項に規定する会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）とします。

3.　第１項の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する年金支払日または必要書類が会社の本店に到着した日の翌営業日のいずれか遅い日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）の対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

4.　円により年金を支払う場合には、主約款の年金の支払時期に関する規定にかかわらず、毎回の年金は、年金支払日または必要書類が会社に到着した日のいずれか遅い日の翌日からその日を含めて５営業日以内に支払います。ただし、支払を行うために確認が必要な場合には、主約款の年金の支払時期に関する規定を準用します。

（年金の一括支払の取扱）

第４条　年金の一括支払を行う場合には、必要書類が会社の本店に到着した日の翌営業日（その日が、第２項に規定する会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートを用いて主約款または主契約に付加した年金額確定特約の年金の一括支払の規定により計算した金額を円に換算します。

2.　前項の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する必要書類が会社の本店に到着した日の翌営業日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）の対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（年金の支払中に契約が消滅した場合の取扱）

第５条　契約の消滅時にその年度の年金に未支払分がある場合、その未支払分を前条の規定を準用して円に換算します。

（特約の解約）

第６条　年金受取人は、第１回の年金の請求時に限り、この特約を解約することができます。

（主契約において年金の分割支払が行われている場合の取扱）

第７条　主契約において年金の分割支払が行われている場合には、第３条（年金を支払う場合の取扱）の規定において、「年金額」を「分割回数に応じた各回の金額」に、「年金支払日」を「分割回数に応じた各回の支払期日」に読み替えます。

（主契約に即時払年金特則が適用された年金額確定特約が付加されている場合の取扱）

第８条　主契約に即時払年金特則が適用された年金額確定特約が付加されている場合には、第３条（年金を支払う場合の取扱）の規定において、「年金額」を「年金の支払方法に応じた各回の金額」に、「年金支払日」を「年金の支払方法に応じた各回の支払期日」に読み替えます。

（主契約が積立利率金利連動型年金（豪ドル建）の場合の取扱）

第９条　主契約が積立利率金利連動型年金（豪ドル建）の場合には、次のとおりとします。

（１）第３条（年金を支払う場合の取扱）第１項および第４条（年金の一括支払の取扱）第１項中、「主約款または主契約に付加した年金額確定特約」を「主約款または主契約に付加した即時払年金特約」と読み替えます。

（２）主契約に即時払年金特約が付加されている場合には、第３条（年金を支払う場合の取扱）の規定において、「年金額」を「年金の支払方法に応じた各回の金額」に、「年金支払日」を「年金の支払方法に応じた各回の支払期日」に読み替えます。

（主契約が指定通貨建個人年金保険の場合の取扱）

第10条　主契約が指定通貨建個人年金保険の場合には、前条までに定めるほか、次の通りとします。

（１）第１条第１項第２号「主契約の第１回の年金の請求の際、年金受取人から申出があったとき」を、「主契約の第１回の年金の請求または年金原資の一時支払の請求の際、年金受取人から申出があったとき」に読み替えます。

（２）死亡一時金の請求の際、年金受取人から申出があった場合には、その支払うべき金額を次のとおり円により支払います。

①死亡一時金を支払う場合には、必要書類が会社の本店に到着した日の翌営業日（その日が、②に規定する会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートを用いて主約款の死亡一時金の規定により計算した金額を円に換算します。

②前記①の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する必要書類が会社の本店に到着した日の翌営業日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）の対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（３）年金原資の一時支払の請求の際、年金受取人から申出があった場合には、その支払うべき金額を次のとおり円により支払います。

①年金原資の一時支払を行う場合には、年金支払開始日または必要書類が会社の本店に到着した日の翌営業日のいずれか遅い日（その日が、②に規定する会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートを用いて年金原資を円に換算します。

②前記①の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する年金支払開始日または必要書類が会社の本店に到着した日の翌営業日のいずれか遅い日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）の対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（４）第６条中「第１回の年金の請求時に限り、」を、「第１回の年金の請求時または年金原資の一時支払の請求時に限り、」に読み替えます。

（主契約が指定通貨建積立利率金利連動型年金の場合の取扱）

第11条　主契約が指定通貨建積立利率金利連動型年金の場合には、前条までに定めるほか、次のとおりとします。

（1）第３条（年金を支払う場合の取扱）第１項および第４条（年金の一括支払の取扱）第１項中、「主約款または主契約に付加した年金額確定特約」を「主約款または主契約に付加した即時払年金特約」と読み替えます。

（2）主契約に即時払年金特約が付加されている場合には、第３条（年金を支払う場合の取扱）の規定において、「年金額」を「年金の支払方法に応じた各回の金額」に、「年金支払日」を「年金の支払方法に応じた各回の支払期日」に読み替えます。

（3）主契約に指数連動型年金特約Ⅱが付加されている場合には、次のとおり取り扱います。

①第１条（特約の締結）第１項第２号「主契約の第１回の年金の請求の際、年金受取人から申出があったとき」を、「主契約の第１回の年金の請求の際、年金受取人から申出があったとき、または第１回の特約年金もしくは指数連動年金原資の一時支払の請求の際、特約年金受取人から申出があったとき」に読み替えます。

②指数連動年金原資の一時支払の請求の際、特約年金受取人から申出があった場合には、その支払うべき金額を次のとおり円により支払います。

(ｱ) 指数連動年金原資の一時支払を行う場合には、特約年金支払開始日または必要書類が会社の本店に到着した日の翌営業日（その日が、(ｲ) に規定する会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートを用いて指数連動年金原資を円に換算します。

(ｲ) 前記（ｱ）の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する特約年金支払開始日または必要書類が会社の本店に到着した日の翌営業日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）の対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

③第６条（特約の解約）を次のとおり読み替えます。

第６条　年金受取人は、第１回の年金の請求時に限り、この特約を解約することができます。

2．前項の規定にかかわらず、特約年金受取人は、第１回の特約年金の請求時または指数連動年金原資の一時支払の請求時に限り、この特約を解約することができます。

（終身保険移行特約による終身保険から年金移行特約による定額の年金に移行した場合の取扱）

第12条　終身保険移行特約による終身保険から年金移行特約による定額の年金に移行した場合には、次のとおりとします。

（1）第１条（特約の締結）第１項第２号および第３号中、「主契約の」を「定額年金の」に読み替えます。

（2）第２条（特約の適用）中、「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）」を「年金移行特約条項」に読み替えます。

（3）第３条（年金を支払う場合の取扱）第１項および第４条（年金の一括支払の取扱）第１項中、「主約款または主契約に付加した年金額確定特約」を「年金移行特約条項」に読み替えます。

（4）第３条（年金を支払う場合の取扱）第４項中、「主約款」を「年金移行特約条項」に読み替えます。

（5）死亡一時金の請求の際、年金受取人から申出があった場合には、その支払うべき金額を次のとおり円により支払います。

①死亡一時金を支払う場合には、必要書類が会社の本店に到着した日の翌営業日（その日が、②に規定する会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートを用いて年金移行特約条項の死亡一時金の規定により計算した金額を円に換算します。

②前記①の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する必要書類

が会社の本店に到着した日の翌営業日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）の対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

新為替ターゲット特約　目次

この特約の内容

第１条　特約の締結
第２条　特約の適用
第３条　用語の意義
第４条　年金を支払う場合の取扱
第５条　為替ターゲットレートの変更
第６条　特約の消滅とみなす場合
第７条　特約の解約
第８条　請求手続
第９条　主契約に為替ターゲット特約が付加されている場合の取扱
第 10 条 外貨建個人年金保険、予定利率変動型外貨建個人年金保険または予定利率金利連動型外貨建個人年金保険に付加した場合の取扱
第 11 条 主契約が指定通貨建個人年金保険の場合の取扱
第 12 条 主契約が指定通貨建積立利率金利連動型年金の場合の取扱
第 13 条 終身保険移行特約による終身保険から年金移行特約による定額の年金へ移行した場合の取扱

新為替ターゲット特約

この特約の内容

この特約は、毎回の外国通貨建の年金を、為替水準に応じて円により支払いまたは外国通貨により据え置くことを内容とするものです。

（特約の締結）

第1条　この特約は、次の場合に、年金円支払特約または年金円支払特約Ⅱ（以下「年金円支払特約」といいます。）と併せて主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。

（1）主契約締結の際、保険契約者（以下「契約者」といいます。）から申出があったとき

（2）主契約の第１回の年金の請求の際、年金受取人から申出があったとき

（3）主契約の第１回の年金支払日後、年金受取人から申出があったとき

（特約の適用）

第2条　この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および主契約に付加されている年金円支払特約の規定にかかわらず、この特約の締結後に年金支払日を迎える年金を、為替水準に応じて円により支払いまたは外国通貨により据え置くものとします。

（用語の意義）

第3条　この特約において使用される次の各号の用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

（1）「為替ターゲットレート」

円による年金の支払または外国通貨による年金の据置を決定する際に基準となる為替レートをいい、この特約の締結の際、会社の定める取扱範囲内で、契約者または年金受取人の申出によって定めます。

（2）「為替判定日」

円による年金の支払または外国通貨による年金の据置を決定する日をいい、主契約に付加されている年金円支払特約に定める年金円換算基準日とします。

（年金を支払う場合の取扱）

第4条　この特約を付加した主契約の年金の支払については、次のとおり取り扱います。

2. 為替判定日における主契約に付加されている年金円支払特約に定める会社所定の為替レートが、為替ターゲットレートと同一または為替ターゲットレートよりも円安となった場合には、主契約に付加されている年金円支払特約の規定により、円により年金を支払います。
3. 為替判定日における主契約に付加されている年金円支払特約に定める会社所定の為替レートが、為替ターゲットレートよりも円高となった場合には、主約款および主契約に付加されている年金円支払特約の規定にかかわらず、主約款に定める外国通貨により年金を据え置きます。
4. 前項の規定にかかわらず、主契約の年金種類が確定年金の場合、または主契約の年金種類が年金総額保証付終身年金もしくは年金総額保証付後厚終身年金の場合ですでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額が保証金額に達する前に被保険者が死亡している場合には、最後の為替判定日において、主契約に付加されている年金円支払特約に定める会社所定の為替レートが、為替ターゲットレートよりも円高となったときには、主約款に定める外国通貨により年金を支払います。ただし、年金受取人から申出があった場合には、主契約に付加されている年金円支払特約の規定により、円により支払います。
5. 第３項により年金を据え置く場合、次のとおり取り扱います。

（1）第３項の為替判定日後の為替判定日において、主契約に付加されている年金円支払特約に定める会社所定の為替レートが為替ターゲットレートと同一または円安となった場合には、据え置かれた年金（以下「据置年金」といいます。）を会社所定の利率により計算した利息と併せて支払います。

（2）前号の規定にかかわらず、年金受取人は、いつでも据置年金および利息の全額を円または主約

款に定める外国通貨により引き出すことができます。この場合には、第８条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して下さい。

（3）前号において、据置年金および利息の全額を円により引き出す場合には、主契約に付加されている年金円支払特約における年金の一括支払の取扱の規定を準用します。

（4）最後の為替判定日において据置年金があるときは、前項の規定を準用して、据置年金および利息の全額を支払います。

（5）主契約が消滅したときまたはこの特約が解約されたときに据置年金がある場合には、据置年金および利息の全額を主約款に定める外国通貨により支払います。この場合には、第８条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して下さい。なお、年金受取人から申出があった場合には、主契約に付加されている年金円支払特約における年金の支払中に契約が消滅した場合の取扱の規定を準用して、円により支払います。

6．主契約の年金種類が確定年金の場合、または主契約の年金種類が年金総額保証付終身年金もしくは年金総額保証付後厚終身年金の場合ですでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額が保証金額に達する前に被保険者が死亡している場合の最後の為替判定日における年金または据置年金および利息（以下本条において「年金等」といいます。）については、次のとおり取り扱います。

（1）会社が主約款または第８条（請求手続）に規定する必要書類の提出を省略している場合でも、最後の為替判定日前に、年金受取人に所定の請求書類を送付しますので、年金受取人は、遅滞なくその請求書類を会社に提出して、年金等を請求して下さい。この場合、年金等の請求、支払の時期および場所については主約款の年金または死亡給付金の請求、支払の時期および場所の規定を準用します。

（2）年金支払日（主契約において年金の分割支払が行われている場合または主契約に即時払年金特則が適用された年金額確定特約が付加されている場合もしくは即時払年金特約が付加されている場合には支払期日とし、年金支払日または支払期日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）を主契約に付加されている年金円支払特約に定める年金円換算基準日として取り扱います。

（3）第1号に定める請求書類が最終の為替判定日までに会社に到着しなかった場合で、第４条（年金を支払う場合の取扱）第２項の規定により、円で支払うこととなった場合には、最後の為替判定日にその請求書類が会社に到着していたものとして円により年金等の全額を支払います。なお、年金円支払特約に定める年金円換算基準日については前号の規定を適用して、年金等の額を円に換算します。

（為替ターゲットレートの変更）

第５条　年金受取人は、主契約の第１回の年金の請求の際および年金支払開始日後、毎年の年金支払日の前日（主契約に即時払年金特則が適用された年金額確定特約が付加されている場合または即時払年金特約が付加されている場合には、毎年の年金支払日の前々日とします。以下同じ。）に、会社の定める取扱範囲内で、為替ターゲットレートを変更することができます。この場合には、第８条（請求手続）に規定する必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出して下さい。

（特約の消滅とみなす場合）

第６条　次の各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

（1）主契約が解約その他の事由により消滅したとき

（2）主契約に付加されている年金円支払特約が解約されたとき

（特約の解約）

第７条　年金受取人は、主契約の第１回の年金の請求の際および年金支払開始日後、毎年の年金支払日の前日に、将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合には、第８条（請求手続）に規定する必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出して下さい。

（請求手続）

第８条　この特約にもとづく支払および変更については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類
1．据置年金の引き出し	（1）会社所定の請求書 （2）被保険者の住民票（ただし、住民票で確認できない場合は、戸籍抄本） （3）年金受取人の戸籍抄本 （4）年金受取人の印鑑証明書 （5）保険証券または年金支払証書
2．為替ターゲットレートの変更	（1）会社所定の請求書 （2）年金受取人の印鑑証明書 （3）保険証券または年金支払証書
3．特約の解約	（1）会社所定の請求書 （2）年金受取人の印鑑証明書 （3）保険証券または年金支払証書

2．会社は、前項の提出書類の全部または一部の省略を認め、または、前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
3．第1項中、2および3の場合には書面によって通知します。
4．会社は、この特約を付加した場合、主約款に規定する年金の支払に関する提出書類のうち第2回目以降の提出書類については、全部の省略を認めることがあります。

（主契約に為替ターゲット特約が付加されている場合の取扱）

第9条　主契約にすでに為替ターゲット特約（以下「前特約」といいます。）が付加されている場合で、この特約を付加するときには、次のとおり取り扱います。
（1）この特約の締結時以後、この特約に定めるところにより取り扱います。
（2）前特約はこの特約の締結時に消滅したものとし、前特約の据置年金および利息の取扱については、前特約とこの特約は継続しているものとして取り扱います。
（3）第2条（特約の適用）の規定にかかわらず、この特約は、この特約の締結後に年金支払日または支払期日を迎える年金から適用します。
（4）第3条（用語の意義）第1号の規定にかかわらず、この特約の締結時の為替ターゲットレートは、この特約の締結時における前特約の為替ターゲットレートと同一とします。

（外貨建個人年金保険、予定利率変動型外貨建個人年金保険または予定利率金利連動型外貨建個人年金保険に付加した場合の取扱）

第10条　この特約を外貨建個人年金保険、予定利率変動型外貨建個人年金保険または予定利率金利連動型外貨建個人年金保険に付加した場合には、次のとおり取り扱います。
（1）第1条（特約の締結）第1項中、「年金円支払特約または年金円支払特約Ⅱ（以下「年金円支払特約」といいます。）」とあるのを「年金円換算支払特約」と読み替えます。
（2）第2条（特約の適用）、第3条（用語の意義）、第4条（年金を支払う場合の取扱）および第6条（特約の消滅とみなす場合）中、「年金円支払特約」とあるのを「年金円換算支払特約」と読み替えます。

（主契約が指定通貨建個人年金保険の場合の取扱）

第11条　この特約を指定通貨建個人年金保険に付加する場合は、次のとおり取り扱います。
（1）第4条第4項を次のとおり読み替えます。
4．前項の規定にかかわらず、主契約の年金種類が確定年金の場合は年金支払期間の満了前、または保証期間付終身年金の場合は被保険者が死亡している場合での保証期間の満了前の最後の為替判定日において、主契約に付加されている年金円支払特約に定める会社所定の為替レートが、為替ターゲットレートよりも円高となったときには、主約款に定める外国通貨により年金を支払います。ただし、年金受取人から申出があった場合には、主契約に付加されている年金円支払特約の規定により、円により支払います。
（2）第4条第6項中、「主契約の年金種類が確定年金の場合、または主契約の年金種類が年金総額

保証付終身年金もしくは年金総額保証付後厚終身年金の場合ですでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額が保証金額に達する前に被保険者が死亡している場合の」とあるのを「主契約の年金種類が確定年金の場合は年金支払期間の満了前、保証期間付終身年金の場合は被保険者が死亡している場合での保証期間の満了前の」と読み替えます。

（主契約が指定通貨建積立利率金利連動型年金の場合の取扱）

第12条 この特約を指定通貨建積立利率金利連動型年金に付加する場合は、次のとおり取り扱います。

（1）第４条第４項を次のとおり読み替えます。

４．前項の規定にかかわらず、主契約の年金種類が確定年金の場合、主契約の年金種類が保証期間付終身年金の場合で保証期間の満了前に被保険者が死亡している場合、または主契約の年金種類が年金総額保証付終身年金の場合ですでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額が保証金額に達する前に被保険者が死亡している場合には、最後の為替判定日において、主契約に付加されている年金円支払特約に定める会社所定の為替レートが、為替ターゲットレートよりも円高となったときには、主約款に定める外国通貨により年金を支払います。ただし、年金受取人から申出があった場合には、主契約に付加されている年金円支払特約の規定により、円により支払います。

（2）第４条第６項中、「主契約の年金種類が確定年金の場合、または主契約の年金種類が年金総額保証付終身年金もしくは年金総額保証付後厚終身年金の場合ですでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額が保証金額に達する前に被保険者が死亡している場合の」とあるのを「主契約の年金種類が確定年金の場合、主契約の年金種類が保証期間付終身年金の場合で保証期間の満了前に被保険者が死亡している場合、または主契約の年金種類が年金総額保証付終身年金の場合ですでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額が保証金額に達する前に被保険者が死亡している場合の」と読み替えます。

（終身保険移行特約による終身保険から年金移行特約による定額の年金へ移行した場合の取扱）

第13条 終身保険移行特約による終身保険から年金移行特約による定額の年金に移行した場合には、次のとおりとします。

（1）第１条（特約の締結）第１項第２号および第３号中、「主契約の」を「定額年金の」に読み替えます。

（2）第２条（特約の適用）中、「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）」を「年金移行特約条項」に読み替えます。

（3）第４条（年金を支払う場合の取扱）中、「主契約の年金の支払」を「定額年金の支払」に、「主約款」を「年金移行特約条項」に読み替えます。

（4）第４条（年金を支払う場合の取扱）第４項を次のとおり読み替えます。

４．前項の規定にかかわらず、定額年金の年金種類が確定年金の場合は年金支払期間の満了前、年金総額保証付終身年金の場合はすでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額が保証金額に達する前に被保険者が死亡している場合、または保証期間付終身年金の場合は被保険者が死亡している場合での保証期間の満了前の最後の為替判定日において、主契約に付加されている年金円支払特約に定める会社所定の為替レートが、為替ターゲットレートよりも円高となったときには、年金移行特約に定める外国通貨により年金を支払います。ただし、年金受取人から申出があった場合には、主契約に付加されている年金円支払特約の規定により、円により支払います。

（5）第４条第６項中、「主契約の年金種類が確定年金の場合、または主契約の年金種類が年金総額保証付終身年金もしくは年金総額保証付後厚終身年金の場合ですでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額が保証金額に達する前に被保険者が死亡している場合の」とあるのを「定額年金の年金種類が確定年金の場合は年金支払期間の満了前、年金総額保証付終身年金の場合ですでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額が保証金額に達する前に被保険者が死亡している場合の、保証期間付終身年金の場合は被保険者が死亡している場合での保証期間の満了前の」と読み替えます。

（6）第5条（為替ターゲットレートの変更）および第7条（特約の解約）中、「主契約の」を「定額年金の」に読み替えます。

年金移行特約　目次

この特約の内容

第１条　特約の締結および責任開始期
第２条　特別勘定
第３条　用語の意義
第４条　年金の種類および型
第５条　年金額
第６条　年金および死亡一時金の支払
第７条　年金受取人
第８条　年金の一括支払
第９条　年金または死亡一時金の請求・支払の時期および場所
第 10 条 会社への通知による年金受取人の変更
第 11 条 遺言による年金受取人の変更
第 12 条 告知義務
第 13 条 重大事由による解除
第 14 条 契約者配当金
第 15 条 請求手続
第 16 条 定額終身保険移行特約による定額終身保険からの移行の場合の特則
第 17 条 一時払変額終身保険に付加した場合の特則
第 18 条 積立利率金利連動型終身保険に付加した場合の特則
第 19 条 予定利率金利連動型一時払終身保険（豪ドル建）に付加した場合の特則
第 20 条 円建終身保険移行特約、目標額到達時円建終身保険移行特約、目標額到達時円建終身保険移行特約Ⅱまたは円建終身保険移行特約Ⅱによる円建終身保険からの移行の場合の特則
第 21 条 積立利率金利連動型終身保険（確定積立金区分型）に付加した場合の特則
第 22 条 積立利率金利連動型終身保険（米ドル建・確定積立金区分型）に付加した場合の特則
第 23 条 予定利率金利連動型一時払終身保険（米ドル建）に付加した場合の特則
第 24 条 予定利率金利連動型一時払終身保険（米ドル建・初期死亡保険金抑制型）に付加した場合の特則
第 25 条 予定利率金利連動型一時払終身保険（豪ドル建・初期死亡保険金抑制型）に付加した場合の特則
第 26 条 積立利率金利連動型生存給付金付終身保険（指定通貨建）に付加した場合の特則
第 27 条 外貨建一時払終身医療保険（低解約払戻金型）に付加した場合の特則
第 28 条 指定通貨建終身保険に付加した場合の特則
第 29 条 終身保険移行特約による終身保険からの移行の場合の特則
第 30 条 指定通貨建特別終身保険に付加した場合の特則
第 31 条 指定通貨建一時払終身医療保険（低解約払戻金型）に付加した場合の特則
第 32 条 主約款の規定の準用

年金移行特約

この特約の内容

この特約は、特別勘定で運用する主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部について、一般勘定で運用する定額年金へ移行することを主な内容とするものです。

（特約の締結および責任開始期）

第１条　この特約は、主契約の契約日から５年を経過している場合、被保険者の同意を得て、保険契約者（以下「契約者」といいます。）から主契約の全部を定額の年金へ移行する旨の申出があった場合に、主契約に付加して締結します。この場合、年金への移行日は、移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日の翌営業日の翌日とします。

2．この特約の責任開始日は、年金への移行日とします。

3．年金への移行後の被保険者の年齢は、年金への移行日において、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の年齢の計算の規定を準用して計算します。

4．第１項の規定によって、この特約が締結されたときに、会社は、年金支払証書を第７条（年金受取人）に規定する年金受取人に交付します。この場合、年金支払証書には、この特約を締結した日を記載せず、この特約の年金への移行日を記載します。

5．第１項の規定にかかわらず、移行日における被保険者の年齢が会社の定める上限年齢をこえる場合または移行後の年金額が会社の定める金額に満たない場合には、年金への移行は取り扱いません。

（特別勘定）

第２条　特約積立金については、移行日以後特別勘定による運用は行いません。

（用語の意義）

第３条　この特約において使用される次の各号の用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

（1）「特約積立金」

「特約積立金」とは、将来の年金を支払うために積み立てる金額をいいます。移行日始の特約積立金額は、移行日前日における主契約の解約払戻金額とし、移行後は、移行日における会社の定める率等によって計算します。

（2）「年金支払開始日」

「年金支払開始日」とは、第１回年金支払日をいい、年金への移行日とします。

（3）「年金支払日」

「年金支払日」とは、年金支払開始日以後の毎年の応当日をいいます（年金支払開始日を含みます。）。

（年金の種類および型）

第４条　この特約により支払われる年金の種類は次のとおりとし、特約締結の際、会社の定める取扱範囲内で、契約者の申出によって定めます。

（1）保証期間付終身年金

保証期間は、会社の定める期間の範囲内から、契約者が指定した期間とします。

（2）年金総額保証付終身年金

被保険者の生死にかかわらず、年金支払の場合には、移行日前日における主契約の解約払戻金額（以下「保証金額」といいます。）を保証します。

（3）確定年金

年金支払期間は、会社の定める期間の範囲内から、契約者が指定した期間とします。

2．この特約の年金の型は、各回の年金額が第１回の年金額と同額である定額型とします。

（年金額）

第5条　この特約の年金支払開始日以後に支払われる年金額は、移行日前日における主契約の解約払戻金額にもとづき、移行日の会社の定める率により計算した金額とします。

2. 前項の年金額が会社の定める上限金額をこえることとなる場合には、上限金額を年金額とし、これをこえる部分に対応する特約積立金については、第1回の年金と併せて一時金で第7条（年金受取人）に規定する年金受取人に支払います。
3. 会社は、毎年の年金支払日に会社所定の年金管理費を特約積立金から控除します。

（年金および死亡一時金の支払）

第6条　会社は、年金支払開始日以後、主約款に定める保険金の支払にかえて、この特約による年金および死亡一時金を受取人に支払います。この特約の年金および死亡一時金の支払は、次のとおりです。

名称	（1）保証期間付終身年金	
	年金	死亡一時金
支払事由	被保険者が年金支払日に生存しているとき	被保険者が年金支払開始日以後、保証期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき
支払額	年金額	被保険者の死亡した日における保証期間の残存期間に対する未払年金の現価
受取人	第7条（年金受取人）に規定する年金受取人	

名称	（2）年金総額保証付終身年金
	年金
支払事由	年金支払開始日に被保険者が生存しているときであって、次のいずれかに該当したとき ①被保険者が年金支払日に生存していること ②被保険者が年金支払日に死亡しているときであって、すでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額が保証金額より少ないこと
支払額	年金額
受取人	第7条に規定する年金受取人

名称	（3）確定年金	
	年金	死亡一時金
支払事由	被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	被保険者が年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき
支払額	年金額	被保険者の死亡した日における年金支払期間の残存期間に対する未払年金の現価
受取人	第7条に規定する年金受取人	

2. 保証期間付終身年金においては保証期間経過後に、年金総額保証付終身年金においては保証金額からすでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額を差し引いた残額がなくなった後に、被保険者が死亡したときは、保険契約は消滅します。
3. 被保険者の生死がわからない場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。
4. 年金受取人は、保証期間付終身年金および確定年金においては、死亡一時金の支払にかえて、年金の継続支払を選択することができます。この場合、保証期間付終身年金においては保証期間の残存期間中の年金支払日に、確定年金においては年金支払期間の残存期間中の年金支払日に、年金を支払います。

（年金受取人）

第7条　年金受取人は、契約者、被保険者または主契約の死亡保険金受取人のうちから、契約者が指定するものとし、年金支払開始日に契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

2. 年金受取人が死亡した場合には、年金受取人の法定相続人が年金受取人の契約上の一切の権利義務を承継します。
3. 前項の規定により年金受取人となった者が２人以上いる場合は、その受取割合は均等とします。
4. 第２項の規定にかかわらず、故意に年金受取人または先順位者もしくは同順位者を死亡させた者は、年金受取人としての取扱を受けることができません。
5. 主約款の契約者の住所の変更の規定は、年金支払開始日以後、年金受取人の住所の変更の場合に準用します。

（年金の一括支払）

第8条　年金受取人は、次のとおり年金の種類に応じて年金の一括支払を請求することができます。

（1）保証期間付終身年金

①年金支払開始日以後、保証期間中の最後の年金支払日前に限り、保証期間中の将来の年金の支払にかえて、保証期間の残存期間に対する未払年金の一括支払を請求することができます。この場合の支払額は、保証期間の残存期間に対する未払年金の現価とします。

②前記①による年金の一括支払が行われた場合、保証期間経過後、毎年の年金支払日に被保険者が生存しているときは、会社は、第６条（年金および死亡一時金の支払）第１項に規定する年金を支払います。また、年金の一括支払が行われた後、被保険者が死亡したときは、その時に保険契約は消滅します。

③保証期間中において、被保険者の死亡後に年金を継続して支払っている場合で、前記①による年金の一括支払が行われたときは、保険契約は年金の一括支払を行った時に消滅します。

（2）年金総額保証付終身年金

①年金支払開始日以後、保証金額からすでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額を差し引いた残額がある場合、第６条第１項第２号②に該当したときに支払われる将来の年金（以下「受取保証部分」といいます。）の支払にかえて、その受取保証部分の一括支払を請求することができます。この場合の支払額は、受取保証部分の現価とします。

②前記①による年金の一括支払が行われた場合、受取保証部分の最後の年金支払日後、毎年の年金支払日に被保険者が生存しているときは、会社は、第６条第１項に規定する年金を支払います。また、年金の一括支払が行われた後、被保険者が死亡したときは、その時にこの保険契約は消滅します。

（3）確定年金

年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に限り、年金支払期間中の将来の年金の支払にかえて、年金支払期間の残存期間に対する未払年金の一括支払を請求することができます。この場合の支払額は、年金支払期間の残存期間に対する未払年金の現価とし、保険契約は、年金の一括支払を行った時に消滅します。

2. 年金受取人が本条の年金の一括支払を請求するときは、第 15 条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して下さい。
3. 本条の年金の一括支払の請求、支払の時期および場所については、第９条（年金または死亡一時金の請求・支払の時期および場所）第３項ないし第６項の規定を準用します。

（年金または死亡一時金の請求・支払の時期および場所）

第9条　死亡一時金の支払事由が生じたときは、契約者またはその死亡一時金の受取人は、遅滞なく会社に通知して下さい。

2. 支払事由が生じた年金または死亡一時金の受取人は、その事由の発生を知ったときは遅滞なく第 15 条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して、年金または死亡一時金を請求して下さい。
3. 年金または死亡一時金は前項の請求があった場合、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日

を含めて5営業日以内に、会社の本店で支払います。

4. 年金または死亡一時金を支払うために年金または死亡一時金の支払事由発生の有無、または主約款の重大事由の解除の規定に定める契約者等が反社会的勢力に該当すると認められること等その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められることに該当する事実の有無（以下「反社会的勢力に該当する事実の有無」といいます。）の確認が必要な場合において、この特約の締結時から年金または死亡一時金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、年金または死亡一時金の支払事由に該当する事実の有無、または反社会的勢力に該当する事実の有無の確認を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず年金または死亡一時金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて 45 日を経過する日とし、会社は、年金または死亡一時金を請求した者に通知をします。

5. 前項の確認をするため、次の各号に定める事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、年金もしくは死亡一時金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とし、会社は、年金または死亡一時金を請求した者に通知をします。

（1）前項に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会
60日

（2）前項に定める事項について弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
180日

（3）前項に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
180日

（4）前項に定める事項に関し、契約者、被保険者または年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
180日

（5）前項に定める事項についての日本国外における調査
180日

6. 前2項に定める必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または年金受取人が、正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金または死亡一時金を支払いません。

（会社への通知による年金受取人の変更）

第10条 年金受取人は、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、年金受取人を変更することができます。

2. 前項の規定により年金受取人が変更された場合には、変更後の年金受取人は、契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
3. 年金受取人が第1項の通知をするときは、第 15 条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して下さい。
4. 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の年金受取人に年金を支払ったときは、その支払後に変更後の年金受取人からその年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

（遺言による年金受取人の変更）

第11条 前条に定めるほか、年金受取人は、法律上有効な遺言により、年金受取人を変更することができます。

2. 前項の年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 前2項による年金受取人の変更は、年金受取人が死亡した後、年金受取人の相続人が会社に通知し

なければ、これを会社に対抗することができません。

4. 前項の通知をするときは、第 15 条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して下さい。

（告知義務）

第12条 会社は、この特約の締結の際、被保険者に関し書面による告知を求めず、または口頭による医師の質問を行いません。

（重大事由による解除）

第13条 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。この場合、次のとおりとします。

（1）主約款の重大事由の解除の規定に定める契約者等が反社会的勢力に該当すると認められること等その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められることのみに該当した場合で、それに該当した者が年金受取人のみであり、その年金受取人が年金の一部の受取人であるときは、この特約のうち、その受取人に支払われるべき年金に対応する部分を解除するものとします。

（2）この特約を解除するときには、会社は、第８条（年金の一括支払）の規定に準じた支払金を年金受取人に支払います。ただし、前号に該当する場合には、その部分に対応した支払金とします。

（契約者配当金）

第14条 この特約に対する契約者配当金はありません。

（請求手続）

第15条 この特約にもとづく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類
1．年金の支払	（1）会社所定の請求書 （2）被保険者の住民票（ただし、住民票で確認できない場合は、戸籍抄本） （3）年金受取人の戸籍抄本 （4）年金受取人の印鑑証明書 （5）年金支払証書
2．年金の一括支払	（1）会社所定の請求書 （2）年金受取人の戸籍抄本 （3）年金受取人の印鑑証明書 （4）年金支払証書
3．死亡一時金の支払	（1）会社所定の請求書 （2）会社所定の様式による医師の死亡診断書または検案書 （3）被保険者の住民票（ただし、住民票で確認できない場合は、戸籍抄本） （4）年金受取人の戸籍抄本 （5）年金受取人の印鑑証明書 （6）年金支払証書
4．会社への通知による年金受取人の変更	（1）会社所定の請求書 （2）年金受取人の印鑑証明書 （3）年金支払証書
5．遺言による年金受取人の変更	（1）会社所定の請求書 （2）法律上有効な遺言書の写し （3）年金受取人の相続人の戸籍謄本および印鑑証明書 （4）年金支払証書

2. 会社は、前項の提出書類の全部または一部の省略を認め、または、前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

3. 第１項中、２の場合には書面によって通知します。また、４および５の場合には年金支払証書に表示します。

（定額終身保険移行特約による定額終身保険からの移行の場合の特則）

第16条 定額終身保険移行特約による定額終身保険からの移行の場合、次のとおりとします。

1. この特約の内容の規定中「特別勘定で運用する主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部について、一般勘定で運用する定額年金」を「定額終身保険移行特約の規定により定額終身保険に移行している保険契約の全部について、定額年金」と読み替えます。
2. 第1条（特約の締結および責任開始期）第1項中、次のとおりとします。
   （1）「主契約の全部」を「定額終身保険移行特約の規定により定額終身保険に移行している保険契約の全部」と読み替えます。
   （2）「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日の翌営業日の翌日とします。」を「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日の翌日とします。」と読み替えます。
3. 第3条（用語の意義）第1号、第4条（年金の種類および型）第1項第2号および第5条（年金額）第1項中「主契約の解約払戻金額」を「定額終身保険移行特約の特約積立金額」と読み替えます。
4. 第6条（年金および死亡一時金の支払）中「主約款に定める保険金」を「定額終身保険移行特約に定める特約保険金」と読み替えます。

（一時払変額終身保険に付加した場合の特則）

第17条 一時払変額終身保険にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。
1. 第3条（用語の意義）第1号中「主契約の解約払戻金額」を「主契約の積立金額」と読み替えます。
2. 第4条（年金の種類および型）第1項第2号中「主契約の解約払戻金額」を「主契約の積立金額」と読み替えます。
3. 第5条（年金額）第1項中「主契約の解約払戻金額」を「主契約の積立金額」と読み替えます。
4. 前条中「主契約の解約払戻金額」を「主契約の積立金額」と読み替えます。

（積立利率金利連動型終身保険に付加した場合の特則）

第18条 積立利率金利連動型終身保険にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。
1. この特約の内容の規定中「特別勘定で運用する主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部について、一般勘定で運用する定額年金」を「主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部について、定額年金」と読み替えます。
2. 第1条（特約の締結および責任開始期）第1項中、「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日の翌営業日の翌日」を「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日（市場価格調整適用期間満了日の翌日から年金へ移行する旨の申出があった場合の年金への移行日は、当該市場価格調整適用期間満了日の翌日）」と読み替えます。
3. 第1条（特約の締結および責任開始期）第4項中、「この特約が締結されたとき」を「この特約が締結されたとき（市場価格調整適用期間満了日の翌日から年金へ移行する旨の申出があった場合には年金に移行されたとき）」と読み替えます。
4. 第2条（特別勘定）の規定は適用しません。
5. 第3条（用語の意義）第1項第1号、第4条（年金の種類および型）第1項第2号および第5条（年金額）第1項中、「移行日前日における主契約の解約払戻金額」を「移行日における主契約の解約払戻金額」と読み替えます。

（予定利率金利連動型一時払終身保険（豪ドル建）に付加した場合の特則）

第19条 予定利率金利連動型一時払終身保険（豪ドル建）にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。
1. 主約款の規定にかかわらず、この特約により支払う年金の通貨は円とし、この特約に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。
2. この特約の内容の規定中「特別勘定で運用する主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部について、一般勘定で運用する定額年金」を「予定利率金利連動型一時払終身保険（豪ドル建）（以下「主契約」といいます。）の全部について、定額年金」と読み替えます。
3. 第1条（特約の締結および責任開始期）第1項中、「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日の翌営業日の翌日」を「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日（直後に到来する主契約の予定利率計算基準日から年金へ移行する旨の申出があった場合の年金への移行日は、

直後に到来する主契約の予定利率計算基準日)」と読み替えます。

4. 第1条（特約の締結および責任開始期）第4項中、「この特約が締結されたとき」を「この特約が締結されたとき（直後に到来する主契約の予定利率計算基準日から年金へ移行する旨の申出があった場合には予定利率計算基準日が到来したとき)」と読み替えます。
5. 第2条（特別勘定）の規定は適用しません。
6. 第3条（用語の意義）第1号、第4条（年金の種類および型）第1項第2号および第5条（年金額）第1項中「移行日前日における主契約の解約払戻金額」を「移行日における主契約の解約払戻金額を、移行日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートで円に換算した額」と読み替えます。この場合、会社所定の為替レートは、移行日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（円建終身保険移行特約、目標額到達時円建終身保険移行特約、目標額到達時円建終身保険移行特約Ⅱまたは円建終身保険移行特約Ⅱによる円建終身保険からの移行の場合の特則）

第20条 円建終身保険移行特約、目標額到達時円建終身保険移行特約、目標額到達時円建終身保険移行特約Ⅱまたは円建終身保険移行特約Ⅱが主契約に付加され、主契約がその特約の規定により円建終身保険に移行している場合には、前条、第 22 条（積立利率金利連動型終身保険（米ドル建・確定積立金区分型）に付加した場合の特則)、第 23 条（予定利率金利連動型一時払終身保険（米ドル建）に付加した場合の特則)、第 24 条（予定利率金利連動型一時払終身保険（米ドル建・初期死亡保険金抑制型）に付加した場合の特則）または第 25 条（予定利率金利連動型一時払終身保険（豪ドル建・初期死亡保険金抑制型）に付加した場合の特則）の規定を適用せず、次のとおりとします。

1. この特約の内容の規定中「特別勘定で運用する主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部について、一般勘定で運用する定額年金」を「円建終身保険移行特約、目標額到達時円建終身保険移行特約、目標額到達時円建終身保険移行特約Ⅱまたは円建終身保険移行特約Ⅱの規定により円建終身保険に移行している保険契約の全部について、定額年金」と読み替えます。
2. 第1条（特約の締結および責任開始期）第1項中、次のとおりとします。
   （1）「主契約の全部」を「円建終身保険移行特約、目標額到達時円建終身保険移行特約、目標額到達時円建終身保険移行特約Ⅱまたは円建終身保険移行特約Ⅱの規定により円建終身保険に移行している保険契約の全部」と読み替えます。
   （2）「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日の翌営業日の翌日とします。」を「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日とします。」と読み替えます。
3. 第3条（用語の意義）第1号、第4条（年金の種類および型）第1項第2号および第5条（年金額）第1項中「移行日前日における主契約の解約払戻金額」を「移行日における円建終身保険移行特約、目標額到達時円建終身保険移行特約、目標額到達時円建終身保険移行特約Ⅱまたは円建終身保険移行特約Ⅱの特約積立金額」と読み替えます。
4. 第6条（年金および死亡一時金の支払）中「主約款に定める保険金」を「円建終身保険移行特約、目標額到達時円建終身保険移行特約、目標額到達時円建終身保険移行特約Ⅱまたは円建終身保険移行特約Ⅱに定める特約保険金」と読み替えます。

（積立利率金利連動型終身保険（確定積立金区分型）に付加した場合の特則）

第21条 積立利率金利連動型終身保険（確定積立金区分型）にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。

1. この特約の内容の規定中「特別勘定で運用する主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部について、一般勘定で運用する定額年金」を「積立利率金利連動型終身保険（確定積立金区分型）（以下「主契約」といいます。）の全部について、定額年金」と読み替えます。
2. 第1条（特約の締結および責任開始期）第1項中、「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日の翌営業日の翌日」を「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日（主契約の積

立利率計算基準日から年金へ移行する旨の申出があった場合の年金への移行日は、主契約の積立利率計算基準日)」と読み替えます。

3. 第1条（特約の締結および責任開始期）第4項中、「この特約が締結されたとき」を「この特約が締結されたとき（主契約の積立利率計算基準日から年金へ移行する旨の申出があった場合には積立利率計算基準日が到来したとき)」と読み替えます。
4. 第2条（特別勘定）の規定は適用しません。
5. 第3条（用語の意義）第1項第1号、第4条（年金の種類および型）第1項第2号および第5条（年金額）第1項中、「移行日前日における主契約の解約払戻金額」を「移行日における主契約の解約払戻金額」と読み替えます。

（積立利率金利連動型終身保険（米ドル建・確定積立金区分型）に付加した場合の特則）

第22条 積立利率金利連動型終身保険（米ドル建・確定積立金区分型）にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。

1. 主約款の規定にかかわらず、この特約により支払う年金の通貨は円とし、この特約に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。
2. この特約の内容の規定中「特別勘定で運用する主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部について、一般勘定で運用する定額年金」を「積立利率金利連動型終身保険（米ドル建・確定積立金区分型）（以下「主契約」といいます。）の全部について、定額年金」と読み替えます。
3. 第1条（特約の締結および責任開始期）第1項中、「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日の翌営業日の翌日」を「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日（直後に到来する主契約の積立利率計算基準日から年金へ移行する旨の申出があった場合の年金への移行日は、直後に到来する主契約の積立利率計算基準日)」と読み替えます。
4. 第1条（特約の締結および責任開始期）第4項中、「この特約が締結されたとき」を「この特約が締結されたとき（直後に到来する主契約の積立利率計算基準日から年金へ移行する旨の申出があった場合には積立利率計算基準日が到来したとき)」と読み替えます。
5. 第2条（特別勘定）の規定は適用しません。
6. 第3条（用語の意義）第1号、第4条（年金の種類および型）第1項第2号および第5条（年金額）第1項中「移行日前日における主契約の解約払戻金額」を「移行日における主契約の解約払戻金額を、移行日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートで円に換算した額」と読み替えます。この場合、会社所定の為替レートは、移行日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（予定利率金利連動型一時払終身保険（米ドル建）に付加した場合の特則）

第23条 予定利率金利連動型一時払終身保険（米ドル建）にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。

1. 主約款の規定にかかわらず、この特約により支払う年金の通貨は円とし、この特約に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。
2. この特約の内容の規定中「特別勘定で運用する主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部について、一般勘定で運用する定額年金」を「予定利率金利連動型一時払終身保険（米ドル建）（以下「主契約」といいます。）の全部について、定額年金」と読み替えます。
3. 第1条（特約の締結および責任開始期）第1項中、「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日の翌営業日の翌日」を「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日（直後に到来する主契約の予定利率計算基準日から年金へ移行する旨の申出があった場合の年金への移行日は、直後に到来する主契約の予定利率計算基準日)」と読み替えます。
4. 第1条（特約の締結および責任開始期）第4項中、「この特約が締結されたとき」を「この特約が締結されたとき（直後に到来する主契約の予定利率計算基準日から年金へ移行する旨の申出があった

場合には予定利率計算基準日が到来したとき）」と読み替えます。
5. 第2条（特別勘定）の規定は適用しません。
6. 第3条（用語の意義）第1号、第4条（年金の種類および型）第1項第2号および第5条（年金額）第1項中「移行日前日における主契約の解約払戻金額」を「移行日における主契約の解約払戻金額を、移行日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートで円に換算した額」と読み替えます。この場合、会社所定の為替レートは、移行日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（予定利率金利連動型一時払終身保険（米ドル建・初期死亡保険金抑制型）に付加した場合の特則）

第24条 予定利率金利連動型一時払終身保険（米ドル建・初期死亡保険金抑制型）にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。
1. 主約款の規定にかかわらず、この特約により支払う年金の通貨は円とし、この特約に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。
2. この特約の内容の規定中「特別勘定で運用する主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部について、一般勘定で運用する定額年金」を「予定利率金利連動型一時払終身保険（米ドル建・初期死亡保険金抑制型）（以下「主契約」といいます。）の全部について、定額年金」と読み替えます。
3. 第1条（特約の締結および責任開始期）第1項中、「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日の翌営業日の翌日」を「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日（直後に到来する主契約の予定利率計算基準日から年金へ移行する旨の申出があった場合の年金への移行日は、直後に到来する主契約の予定利率計算基準日）」と読み替えます。
4. 第1条（特約の締結および責任開始期）第4項中、「この特約が締結されたとき」を「この特約が締結されたとき（直後に到来する主契約の予定利率計算基準日から年金へ移行する旨の申出があった場合には予定利率計算基準日が到来したとき）」と読み替えます。
5. 第2条（特別勘定）の規定は適用しません。
6. 第3条（用語の意義）第1号、第4条（年金の種類および型）第1項第2号および第5条（年金額）第1項中「移行日前日における主契約の解約払戻金額」を「移行日における主契約の解約払戻金額を、移行日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートで円に換算した額」と読み替えます。この場合、会社所定の為替レートは、移行日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（予定利率金利連動型一時払終身保険（豪ドル建・初期死亡保険金抑制型）に付加した場合の特則）

第25条 予定利率金利連動型一時払終身保険（豪ドル建・初期死亡保険金抑制型）にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。
1. 主約款の規定にかかわらず、この特約により支払う年金の通貨は円とし、この特約に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。
2. この特約の内容の規定中「特別勘定で運用する主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部について、一般勘定で運用する定額年金」を「予定利率金利連動型一時払終身保険（豪ドル建・初期死亡保険金抑制型）（以下「主契約」といいます。）の全部について、定額年金」と読み替えます。
3. 第1条（特約の締結および責任開始期）第1項中、「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日の翌営業日の翌日」を「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日（直後に到来する主契約の予定利率計算基準日から年金へ移行する旨の申出があった場合の年金への移行日は、

直後に到来する主契約の予定利率計算基準日)」と読み替えます。

4. 第1条（特約の締結および責任開始期）第4項中、「この特約が締結されたとき」を「この特約が締結されたとき（直後に到来する主契約の予定利率計算基準日から年金へ移行する旨の申出があった場合には予定利率計算基準日が到来したとき)」と読み替えます。
5. 第2条（特別勘定）の規定は適用しません。
6. 第3条（用語の意義）第1号、第4条（年金の種類および型）第1項第2号および第5条（年金額）第1項中「移行日前日における主契約の解約払戻金額」を「移行日における主契約の解約払戻金額を、移行日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートで円に換算した額」と読み替えます。この場合、会社所定の為替レートは、移行日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（積立利率金利連動型生存給付金付終身保険（指定通貨建）に付加した場合の特則）

第26条 積立利率金利連動型生存給付金付終身保険（指定通貨建）にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。

1. 主約款の規定にかかわらず、この特約により支払う年金の通貨は円とし、この特約に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。
2. この特約の内容の規定中「特別勘定で運用する主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部について、一般勘定で運用する定額年金」を「積立利率金利連動型生存給付金付終身保険（指定通貨建）（以下「主契約」といいます。）の全部について、定額年金」と読み替えます。
3. 第1条（特約の締結および責任開始期）第1項中、「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日の翌営業日の翌日」を「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日」と読み替えます。
4. 第2条（特別勘定）の規定は適用しません。
5. 第3条（用語の意義）第1号、第4条（年金の種類および型）第1項第2号および第5条（年金額）第1項中「移行日前日における主契約の解約払戻金額」を「移行日における主契約の解約払戻金額を、移行日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートで円に換算した額」と読み替えます。この場合、会社所定の為替レートは、移行日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（外貨建一時払終身医療保険（低解約払戻金型）に付加した場合の特則）

第27条 外貨建一時払終身医療保険（低解約払戻金型）にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。

1. 主約款の規定にかかわらず、この特約により支払う年金の通貨は円とし、この特約に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。
2. この特約の内容の規定中「特別勘定で運用する主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部について、一般勘定で運用する定額年金」を「外貨建一時払終身医療保険（低解約払戻金型）（以下「主契約」といいます。）の全部について、定額年金」と読み替えます。
3. 第1条（特約の締結および責任開始期）第1項中、「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日の翌営業日の翌日」を「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日」と読み替えます。
4. 第2条（特別勘定）の規定は適用しません。
5. 第3条（用語の意義）第1号、第4条（年金の種類および型）第1項第2号および第5条（年金額）第1項中「移行日前日における主契約の解約払戻金額」を「移行日における主契約の解約払戻金額を、移行日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到

来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートで円に換算した額」と読み替えます。この場合、会社所定の為替レートは、移行日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

6. 第6条（年金および死亡一時金）第1項中、「主約款に定める保険金」を「主約款に定める給付金および保険金」と読み替えます。

（指定通貨建終身保険に付加した場合の特則）

第28条 指定通貨建終身保険にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。

1. 主約款の規定にかかわらず、この特約により支払う年金の通貨は円とし、この特約に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。
2. この特約の内容の規定中「特別勘定で運用する主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部について、一般勘定で運用する定額年金」を「指定通貨建終身保険（以下「主契約」といいます。）の全部について、定額年金」と読み替えます。
3. 第1条（特約の締結および責任開始期）第1項中、「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日の翌営業日の翌日」を「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日」と読み替えます。
4. 第2条（特別勘定）の規定は適用しません。
5. 第3条（用語の意義）第1号、第4条（年金の種類および型）第1項第2号および第5条（年金額）第1項中「移行日前日における主契約の解約払戻金額」を「移行日における主契約の解約払戻金額を、移行日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートで円に換算した額」と読み替えます。この場合、会社所定の為替レートは、移行日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（終身保険移行特約による終身保険からの移行の場合の特則）

第29条 終身保険移行特約が主契約に付加され、主契約がその特約の規定により終身保険に移行している場合には、次のとおりとします。

1. この特約の内容の規定中、「特別勘定で運用する主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部について、一般勘定で運用する定額年金」を「終身保険移行特約の規定により終身保険に移行している保険契約の全部について、定額年金」と読み替えます。
2. 第1条（特約の締結および責任開始期）第1項中、次のとおりとします。
   （1）「主契約の全部」を「終身保険移行特約の規定により終身保険に移行している保険契約の全部」と読み替えます。
   （2）「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日の翌営業日の翌日とします。」を「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日とします。」と読み替えます。
3. 第3条（用語の意義）第1号、第4条（年金の種類および型）第1項第2号および第5条（年金額）第1項中「移行日前日における主契約の解約払戻金額」を「移行日における終身保険移行特約の特約積立金額」と読み替えます。
4. 第6条（年金および死亡一時金の支払）中「主約款に定める保険金」を「終身保険移行特約に定める特約保険金」と読み替えます。
5. この特約の年金の通貨は、終身保険移行特約による終身保険の通貨と同じとします。
6. 前項の規定にかかわらず、契約者は、終身保険の通貨を円に変更してこの特約による定額の年金への移行をすることができます。この場合、次の通りとします。
   （1）定額の年金へ移行後の通貨は円とし、この特約による年金および死亡一時金の支払等、移行後の定額の年金に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。

（2）移行日における終身保険の特約積立金額は、移行日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートを用いて円に換算した額とします。
（3）前号の為替レートは、移行日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（指定通貨建特別終身保険に付加した場合の特則）

第30条 指定通貨建特別終身保険にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。

1. 主約款の規定にかかわらず、この特約により支払う年金の通貨は円とし、この特約に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。
2. この特約の内容の規定中「特別勘定で運用する主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部について、一般勘定で運用する定額年金」を「指定通貨建特別終身保険（以下「主契約」といいます。）の全部について、定額年金」と読み替えます。
3. 第1条（特約の締結および責任開始期）第1項中、「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日の翌営業日の翌日」を「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日」と読み替えます。
4. 第2条（特別勘定）の規定は適用しません。
5. 第3条（用語の意義）第1号、第4条（年金の種類および型）第1項第2号および第5条（年金額）第1項中「移行日前日における主契約の解約払戻金額」を「移行日における主契約の解約払戻金額を、移行日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートで円に換算した額」と読み替えます。この場合、会社所定の為替レートは、移行日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（指定通貨建一時払終身医療保険（低解約払戻金型）に付加した場合の特則）

第31条 指定通貨建一時払終身医療保険（低解約払戻金型）にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。

1. 主約款の規定にかかわらず、この特約により支払う年金の通貨は円とし、この特約に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。
2. この特約の内容の規定中「特別勘定で運用する主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部について、一般勘定で運用する定額年金」を「指定通貨建一時払終身医療保険（低解約払戻金型）（以下「主契約」といいます。）の全部について、定額年金」と読み替えます。
3. 第1条（特約の締結および責任開始期）第1項中、「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日の翌営業日の翌日」を「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日」と読み替えます。
4. 第2条（特別勘定）の規定は適用しません。
5. 第3条（用語の意義）第1号、第4条（年金の種類および型）第1項第2号および第5条（年金額）第1項中「移行日前日における主契約の解約払戻金額」を「移行日における主契約の解約払戻金額を、移行日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートで円に換算した額 」と読み替えます。この場合、会社所定の為替レートは、移行日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
6. 第6条（年金および死亡一時金）第1項中、「主約款に定める保険金」を「主約款に定める給付金お

よび保険金」と読み替えます。

（主約款の規定の準用）

第32条　この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

終身保険移行特約　目次

この特約の内容

第１条　特約の締結および責任開始期
第２条　移行日以後の取り扱い
第３条　特約保険金の支払
第４条　特約保険金の請求・支払の時期および場所
第５条　特約の解約
第６条　特約の払戻金の支払
第７条　特約死亡保険金額の減額
第８条　告知義務
第９条　重大事由による解除
第 10 条 契約者配当金
第 11 条 請求手続
第 12 条 特約保険金の受取人によるこの特約の存続
第 13 条 法人契約の特則
第 14 条 指定通貨建積立利率金利連動型年金に付加した場合の特則
第 15 条 主約款の規定の準用

「別表１」対象となる不慮の事故
　　表１　急激・偶発・外来の定義
　　表２　分類項目
　　（備　考）
「別表２」対象となる感染症

終身保険移行特約

この特約の内容

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部について、終身保険へ移行することを主な内容とするものです。

（特約の締結および責任開始期）

第１条　この特約は、主契約の契約日から会社の定める期間を経過している場合、年金支払開始日の前日までに、保険契約者（以下「契約者」といいます。）から主契約の全部を終身保険へ移行する旨の申出があった場合に、主契約に付加して締結します。この場合、終身保険への移行日は、移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日とします。

2．前項のほか、契約者は、年金支払開始日の前２ヵ月間に申し出ることにより、年金支払開始日を移行日とすることができます。

3．この特約の責任開始日は、終身保険への移行日とします。

4．第１項または第２項の規定によって、この特約が締結されたときに、会社は、保険証券にその旨を表示します。保険証券には、この特約を締結した日を記載せず、この特約の終身保険への移行日を記載します。

（移行日以後の取り扱い）

第２条　前条の規定により終身保険への移行が行われた場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、移行日以後は、次条以下に定めるほか、次のとおり取り扱います。

（１）終身保険の通貨は、主契約の指定通貨と同じとします。ただし、契約者から申出があり、会社がこれを承諾した場合は、会社の定める取扱範囲内で、主契約の指定通貨と異なる通貨に変更して終身保険へ移行することができます。

（２）前号の規定により指定通貨を変更したときは、特約死亡保険金および特約災害死亡保険金（以下総称して「特約保険金」といいます。）の支払等、移行後の終身保険に係る金銭の支払は、すべて変更後の通貨をもって行います。

（３）将来の特約保険金を支払うために積み立てる金額を特約積立金といい、特約積立金額は次のとおりとします。

①移行日の特約積立金額は、移行日における主契約の解約払戻金額とします。ただし、移行日が年金支払開始日の場合は、主契約の年金原資とします。

②主契約の指定通貨とは異なる通貨に変更して移行した場合、移行日の特約積立金額は、移行日における主契約の解約払戻金額を、移行日（その日が③に規定する会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートを用いて変更後の指定通貨に換算した額とします。なお、年金支払開始日を移行日とする場合は、年金原資を移行日における会社所定の為替レートを用いて変更後の指定通貨に換算した額とします。

③前②の会社所定の為替レートは、次の（ｱ）から（ｳ）のとおり取り扱います。

（ｱ）変更前の通貨および変更後の通貨がいずれも円以外の場合
会社が指標として指定する金融機関が公示する移行日における変更後の指定通貨の対顧客電信売相場（TTS）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。以下本号において同じ。）を変更前の指定通貨の対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。以下本号において同じ。）で除すことによって得られるレートを上回ることはありません。

（ｲ）変更前の指定通貨が円以外かつ変更後の指定通貨が円の場合
会社が指標として指定する金融機関が公示する移行日における変更前の指定通貨の対顧客電信買相場（TTB）を下回ることはありません。

（ｳ）変更前の指定通貨が円かつ変更後の指定通貨が円以外の場合

会社が指標として指定する金融機関が公示する移行日における変更後の指定通貨の対顧客電信売相場（TTS）を上回ることはありません。

④移行後の特約積立金額は、移行日における会社の定める率によって計算します。

（4）主約款第1条（通貨）、第3条（用語の意義）、第4条（年金額）、第6条（年金および死亡一時金の支払）、第7条（年金支払開始日における年金原資の一時支払）、第11条（死亡給付金の支払）、第17条（解約）、第18条（払戻金の支払）および第20条（基本給付金額の減額）の規定は適用しません。

（特約保険金の支払）

第3条　会社は、終身保険への移行日以後、主約款に定める年金および死亡給付金の支払にかえて、この特約による特約保険金を受取人に支払います。この特約の特約保険金の支払は、次のとおりです。

名称	（1）特約死亡保険金
支払事由	被保険者が移行日以後の保険期間中に死亡したとき
支払額	被保険者が死亡した日における特約積立金額
受取人	主契約の死亡給付金受取人
免責事由	次のいずれかにより被保険者が死亡したとき ①主契約の死亡給付金受取人の故意。ただし、その者が特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の特約死亡保険金の受取人に支払います。 ②契約者の故意

名称	（2）特約災害死亡保険金
支払事由	被保険者が移行日以後の保険期間中に次のいずれかに該当したとき ①移行日以後に発生した「別表1」に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき ②移行日以後に発病した「別表2」に定める感染症を直接の原因として死亡したとき
支払額	被保険者が死亡した日における特約積立金額×10%
受取人	主契約の死亡給付金受取人
免責事由	次のいずれかにより被保険者が死亡したとき ①契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②主契約の死亡給付金受取人の故意または重大な過失。ただし、その者が特約災害死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は、特約災害死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の特約災害死亡保険金の受取人に支払います。 ③被保険者の犯罪行為 ④被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑧地震、噴火または津波 ⑨戦争その他の変乱

2. 特約死亡保険金の受取人および特約災害死亡保険金の受取人を主契約の死亡給付金受取人以外の者に変更することはできません。
3. 被保険者の生死がわからない場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、第1項の規定を適用して特約死亡保険金または特約災害死亡保険金を支払います。
4. 被保険者が戦争その他の変乱で死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、特約災害死亡保険金の全額を支払い、または削減して支払うことがあります。
5. 被保険者が地震、噴火または津波により死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、

特約災害死亡保険金の全額を支払い、または削減して支払うことがあります。

6. 免責事由に該当したことによって特約死亡保険金を支払わないときは、会社は、被保険者が死亡した日における特約積立金（主契約の死亡給付金受取人の故意または重大な過失による場合で、その者が特約保険金の一部の受取人であるときは、特約保険金が支払われない部分の特約積立金）を契約者に支払います。ただし、契約者の故意によるときは支払いません。
7. 前項の場合、第４条（特約保険金の請求・支払の時期および場所）第３項の規定を準用します。

（特約保険金の請求・支払の時期および場所）

第４条 特約保険金の支払事由が生じたときは、契約者またはその特約保険金の受取人は、遅滞なく会社に通知して下さい。

2. 支払事由が生じた特約保険金の受取人は、遅滞なく第 11 条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して、特約保険金を請求して下さい。
3. 特約保険金は前項の請求があった場合、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて５営業日以内に、会社の本店で支払います。
4. 特約保険金を支払うために確認が必要な次の各号の場合において、この特約の締結時から特約保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、特約保険金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて 45 日を経過する日とし、会社は、特約保険金を請求した者に通知をします。
   （1）特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
   特約保険金の支払事由に該当する事実の有無
   （2）特約保険金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合
   特約保険金の支払事由が発生した原因
   （3）主約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
   前号に定める事項、主約款の重大事由の解除の規定に定める契約者等が反社会的勢力に該当すると認められること等その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められることに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは特約保険金の受取人の特約締結の目的もしくは特約保険金請求の意図に関する特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実
5. 前項の確認をするため、次の各号に定める事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前２項の規定にかかわらず、特約保険金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とし、会社は、特約保険金を請求した者に通知をします。
   （1）前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会
   60日
   （2）前項各号に定める事項について弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
   180日
   （3）前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
   180日
   （4）前項各号に定める事項に関し、契約者、被保険者または特約保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
   180日
   （5）前項各号に定める事項についての日本国外における調査

180日

6. 前2項に定める必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または特約保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金を支払いません。

（特約の解約）

第5条 契約者は、いつでも将来に向かって特約を解約することができます。この場合には、第11条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して下さい。解約した場合には、会社は、第6条（特約の払戻金の支払）の規定によって払戻金を契約者に支払い、保険契約は消滅します。

（特約の払戻金の支払）

第6条 特約の解約払戻金は、特約積立金額とし、移行日からその経過した年月数により計算します。

2. 本条の払戻金の請求、支払の時期および場所については、第4条（特約保険金の請求・支払の時期および場所）第3項の規定を準用します。

（特約死亡保険金額の減額）

第7条 契約者は、いつでも将来に向かって特約死亡保険金額の減額をすることができます。この場合には、第11条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して下さい。

2. 前項の規定にかかわらず、会社は、減額後の特約死亡保険金額が会社の定める限度を下回る場合には、この取扱をしません。
3. 特約死亡保険金額を減額した場合には、減額分については特約を解約したものとして取り扱います。

（告知義務）

第8条 会社は、この特約の締結の際、被保険者に関し書面による告知を求めず、または口頭による医師の質問を行いません。

（重大事由による解除）

第9条 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

（契約者配当金）

第10条 この特約に対する契約者配当金はありません。

（請求手続）

第11条 この特約にもとづく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類
1. 特約死亡保険金の支払	（1）会社所定の請求書 （2）会社所定の様式による医師の死亡診断書または検案書 （3）被保険者の住民票（ただし、住民票で確認できない場合は、戸籍抄本） （4）特約死亡保険金の受取人の戸籍抄本 （5）特約死亡保険金の受取人の印鑑証明書 （6）保険証券
2. 特約災害死亡保険金の支払	（1）会社所定の請求書 （2）交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類 （3）会社所定の様式による医師の死亡診断書または検案書 （4）被保険者の住民票（ただし、住民票で確認できない場合は、戸籍抄本） （5）特約災害死亡保険金の受取人の戸籍抄本 （6）特約災害死亡保険金の受取人の印鑑証明書 （7）保険証券
3. 解約（払戻金の支払）	（1）会社所定の請求書 （2）契約者の印鑑証明書 （3）保険証券
4. 特約死亡保険金額の減額	（1）会社所定の請求書 （2）契約者の印鑑証明書 （3）保険証券

5. 特約保険金の受取人によるこの特約の存続	（1）会社所定の請求書 （2）契約者の印鑑証明書 （3）請求する特約保険金の受取人の戸籍謄本および印鑑証明書 （4）支払うべき金額を支払ったことを証する書類 （5）保険証券

2. 会社は、前項の提出書類の全部または一部の省略を認め、または、前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
3. 第1項中、4の場合には書面によって通知します。
4. 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下本項において「団体」といいます。）を契約者および特約保険金の受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする特約の場合、契約者である団体が当該特約の特約保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下本項において「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、特約保険金の請求の際、次の第1号および第2号の書類も必要とします。
   （1）被保険者または死亡退職金等の受給者が特約保険金の請求内容を確認した書類（これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。）
   （2）受給者本人であることを契約者である団体が確認した書類

（特約保険金の受取人によるこの特約の存続）

第12条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1ヵ月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の各号のすべてを満たすこの特約の特約保険金の受取人が、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
   （1）契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
   （2）契約者でないこと
3. 前項の通知をするときは、第 11 条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して下さい。
4. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、この特約の特約保険金の支払事由が生じ、会社がその特約保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額を限度として、第2項に規定する金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、その特約保険金の受取人に支払います。

（法人契約の特則）

第13条 主契約に法人契約の特則が適用される場合には、次の取扱をします。
   （1）免責規定の特則
   第3条（特約保険金の支払）の「契約者」は「契約者である法人の代表者（法人の代表権を有する者が複数のときは、その各人とします。）」と読み替えます。

（指定通貨建積立利率金利連動型年金に付加した場合の特則）

第14条 指定通貨建積立利率金利連動型年金にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。
   （1）第2条（移行日以後の取り扱い）第4号を次のとおり読み替えます。
      （4）主約款第1条（通貨）、第3条（用語の意義）、第5条（年金の支払）、第9条（死亡給付金の支払）、第 15 条（解約）、第 16 条（払戻金の支払）および第 18 条（基本給付金額の減額）の規定は適用しません。
   （2）第2条第3号①中、「主契約の年金原資」を「年金原資に主約款の払戻金の支払の規定を準用して会社の定める方法により計算した額」と読み替えます。
   （3）第2条第3号②中、「年金原資」を「年金原資に主約款の払戻金の支払の規定を準用して会社の定める方法により計算した額」と読み替えます。

（4）主契約に指数連動型年金特約Ⅱが付加されている場合には、次のとおりとします。
①第２条第３号①中、「主契約の年金原資」を「基本年金原資に主約款の払戻金の支払の規定を準用して会社の定める方法により計算した額と指数連動年金原資（指数連動年金原資がある場合に限ります。）の合計額」と読み替えます。
②第２条第３号②中、「年金原資」を「基本年金原資に主約款の払戻金の支払の規定を準用して会社の定める方法により計算した額と指数連動年金原資（指数連動年金原資がある場合に限ります。）の合計額」と読み替えます。

（主約款の規定の準用）

第15条　この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

「別表１」　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（急激・偶発・外来の定義は表１によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成 21 年３月 23 日総務省告示第 176 号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD － 10（2003 年版）準拠」に記載された分類のうち、表２の分類項目のものをいいます。（ただし、表２中の「除外するもの」欄にあるものを除きます。）

表１　急激・偶発・外来の定義

用語	定義
１．急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
２．偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
３．外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（疾病や疾病に起因するものなど身体の内部に原因があるものは該当しません。）

表2　分類項目

分類項目（基本分類コード）	除外するもの
1．交通事故（V01 ～ V99）	
2．不慮の損傷のその他の外因（W00 ～ X59）	・飢餓・渇
・転倒・転落（W00 ～ W19）	
・生物によらない機械的な力への曝露（備考1.）（W20 ～ W49）	・騒音への曝露（W42） ・振動への曝露（W43）
・生物による機械的な力への曝露（W50 ～ W64）	
・不慮の溺死および溺水（W65 ～ W74）	
・その他の不慮の窒息（W75 ～ W84）	・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の胃内容物の誤嚥〈吸引〉（W78）、気道閉塞を生じた食物の誤嚥〈吸引〉（W79）、気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥〈吸引〉（W80）
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露（W85 ～ W99）	・高圧、低圧および気圧の変化への曝露（W94）（高山病など）
・煙、火および火炎への曝露（X00 ～ X09）	
・熱および高温物質との接触（X10 ～ X19）	
・有毒動植物との接触（X20 ～ X29）	
・自然の力への曝露（X30 ～ X39）	・自然の過度の高温への曝露（X30）中の気象条件によるもの（熱中症、日射病、熱射病など）
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露（X40 ～ X49）（備考2.3.）	・疾病の診断、治療を目的としたもの
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態（X50 ～ X57）	・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動（X50）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・旅行および移動（X51）（乗り物酔いなど） ・無重力環境への長期滞在（X52）
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露（X58 ～ X59）	
3．加害にもとづく傷害および死亡（X85 ～ Y09）	
4．法的介入および戦争行為（Y35 ～ Y36）	・合法的処刑（Y35.5）
5．内科的および外科的ケアの合併症（Y40 ～ Y84）	・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤（Y40 ～ Y59）によるもの（備考3.）	
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故（Y60 ～ Y69）	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具（Y70 ～ Y82）によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの（Y83 ～ Y84）	

（備　考）

1.　「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。
2.　洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドー球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。
3.　外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。

「別表２」　対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成 21 年３月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ＩＣＤ－ 10（2003 年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢［さいきんせいせきり］	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎［きゅうせいかいはくずいえん］ ＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡［とうそう］	B03
重症急性呼吸器症候群［ＳＡＲＳ］（ただし、病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限ります。）	U04

（注）新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）であるものに限ります。）は、「対象となる感染症」に含めます。

保険契約者代理特約　目次

この特約の内容

第１条　特約の締結
第２条　保険契約者代理人の指定および変更指定
第３条　保険契約者代理人による手続き
第４条　告知義務違反による解除および重大事由による解除
第５条　特約の解約
第６条　特約の消滅
第７条　請求手続
第８条　主約款等の規定の準用
第９条　主契約に夫婦年金特約が付加されている場合の特則（※）
第 10 条 長寿祝年金付連生終身年金保険に付加した場合の特則（※）
第 11 条 終身がん保険に付加した場合の特則

●本商品の主契約に適用されない条文のうち、（※）につきましては記載を省略しております。

保険契約者代理特約

この特約の内容

この特約は、保険契約者が会社の定める手続きを行うことができない会社所定の事情があるときに、保険契約者に代わって保険契約者があらかじめ指定または変更指定した保険契約者代理人が手続きを行うことを可能とするものです。

（特約の締結）

第１条　この特約において「保険契約者」とは、保険契約者のほか、つぎの各号に定める者を含むものとします。（以下、これらを総称して「契約者」といいます。）

（1）保険契約者の権利および義務のすべてを承継した者がいる場合は、その者（この場合、承継前の保険契約者は、この特約における「保険契約者」には含まれません。）

（2）保険金等（主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款および特約ならびに特則の約款（以下「主約款等」といいます。）に定める保険給付をいい、その名称の如何を問いません。以下同じ。）が据え置かれている場合のその保険金等の受取人または保険金等が分割して支払われている場合（特約の締結による場合を含みます。以下同じ。）のその受取人（この場合、元保険契約の保険契約者は、この特約における「保険契約者」には含まれません。）

（3）その他保険契約者に準じる者であると会社が認めた者

2．この特約は、主契約の締結の際、契約者の申出により主契約に付加して締結します。

3．前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始日（復活が行われたときは最終の復活の際の責任開始の時。以下同じ。）以後、契約者から申出があった場合、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。

4．本条の規定によって、この特約を主契約に付加したときは、保険証券等の証書に表示します。

（保険契約者代理人の指定および変更指定）

第２条　この特約を付加した場合、契約者は、会社の同意を得てあらかじめ次の各号の範囲内で、この特約が付加された主契約につき１人の者（本項により指定された者を、以下「保険契約者代理人」といいます。）を指定して下さい。ただし、契約者が法人である場合は、保険契約者代理人の指定がなされなかったものとみなします。

（1）契約者の戸籍上の配偶者

（2）契約者の直系血族

（3）契約者の兄弟姉妹

（4）契約者と同居し、または、契約者と生計を一にしている契約者の３親等内の親族

（5）第１号から第４号までに定めるほか、次の範囲内の者で、契約者のために次条第２項に定める代理対象手続きを行うべき相当な関係があると会社が認めた者

①契約者と同居し、または、契約者と生計を一にしている前号に定める以外の者

②契約者の財産管理を行っている者

③保険金等の受取人または継続年金受取人

④その他前①から③までに掲げる者と同等の関係にある者

2．前項の規定にかかわらず、契約者は、会社の同意を得て、前項に定める範囲内で、保険契約者代理人を変更指定することができます。この場合、次の各号のとおり取り扱います。

（1）契約者が本項の変更指定を請求するときは、第７条（請求手続）に規定する必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

（2）本項の変更は、保険証券等の証書に表示を受けてからでなければ、会社に対抗できません。

（保険契約者代理人による手続き）

第３条　契約者が手続きを行うことができない次の各号のいずれかに定める事情がある場合には、前条の規定により指定または変更指定した保険契約者代理人が、第７条（請求手続）に規定する必要書類およびその事情の存在を証明する書類を会社に提出し、会社の承諾を得て、契約者の代理人として手続きを

行うことができます。
（1）手続きを行う意思表示が困難であるとき
（2）その他前号に準じる状態であるとき

2. 保険契約者代理人が行うことができる手続き（以下「代理対象手続き」といいます。）は、次の各号に定めるとおりとします。
（1）次に定める手続きとします。
①主約款等に定める契約者が行うことができる手続き
②契約者と保険金等の受取人が同一人である場合における、主約款等に定める保険金等の受取人が行うことができる手続き
③会社の定める特約の付加等の申出
（2）前号の規定にかかわらず、次に定める手続きを除きます。
①保険金等の受取人の変更または継続年金受取人の指定もしくは変更指定の請求
②契約者の変更の請求
③告知を要する手続き
④保険契約者代理人の変更指定の請求
⑤指定代理請求人の指定または変更指定の請求
⑥指定代理請求人が代理することができる手続き

3. 前項の規定にかかわらず、保険契約者代理人が前項の手続き時において前条第１項各号に定める範囲外である場合には、保険契約者代理人は前項の代理対象手続きを行うことができません。

4. 契約者が第１項各号に定める手続きを行うことができない事情があり、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合には契約者と生計を一にする３親等内の親族）が、第７条に規定する必要書類およびその事情の存在を証明する書類を会社に提出し、会社の承諾を得て、契約者の代理人として代理対象手続きを行うことができます。
（1）第８項第３号に該当したことにより保険契約者代理人が代理対象手続きを行うことができないとき
（2）保険契約者代理人が第１項の請求時において前条第１項各号に定める範囲外であるとき
（3）保険契約者代理人が指定されていないとき

5. 保険契約者代理人が代理対象手続きを行う場合、会社は、保険契約者代理人に対し、保険金等の受取人その他の利害関係人の同意を得ること等を求めることがあります。

6. 第１項の規定により保険契約者代理人が行った手続きは、契約者に対してその効力を生じます。

7. 第１項および第４項の規定により、会社が保険契約にもとづく支払金を代理対象手続きを行った契約者の代理人に支払った場合には、その後重複してその支払金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

8. 本条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当した場合には、その時における保険契約者代理人は代理対象手続きを行うことができません。
（1）保険契約者代理人が故意に保険金等の支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。）を生じさせたとき
（2）保険契約者代理人が故意に契約者を第１項に定める代理対象手続きを行うことができない状態に該当させたとき
（3）保険契約者代理人の死亡その他の法令に定める代理権が消滅するとき
（4）保険契約者代理人が第５項の規定により会社が求めた事項を行うことができなかったとき

9. 保険契約者代理人が代理対象手続きを行う場合で、代理対象手続きにかかる必要な事項の確認に際し、保険契約者代理人または第４項に定める契約者の代理人が、正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該確認が遅延した期間の遅滞の責任を負いません。

（告知義務違反による解除および重大事由による解除）

第４条　この特約を付加している場合には、主契約またはこれに付加されている特約もしくは特則の告知義務

違反による解除および重大事由による解除の通知については、主約款等における告知義務違反による解除および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって契約者、主契約の被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、保険契約者代理人または前条第４項に定める契約者の代理人に通知します。

（特約の解約）

第５条　契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合には、第７条（請求手続）に規定する必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

（特約の消滅）

第６条　次の各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

（1）契約者が死亡したとき

（2）契約者が変更されたとき

（3）主契約が解約その他の事由によって消滅したとき

（4）契約者と年金の受取人が異なる場合で、主約款等に定める年金の支払開始日が到来したとき

2．前項第３号の規定にかかわらず、次の各号のとおり取り扱います。

（1）保険金等が据え置かれている場合で、その保険金等の受取人と元保険契約の契約者が同一人のときは、この特約は消滅しないものとします。

（2）保険金等または解約払戻金が分割して支払われている場合（特約の締結による場合を含みます。）で、その受取人と元保険契約の契約者が同一人のときは、この特約は消滅せず、特約の締結による場合は、この特約はその締結された特約にも適用されるものとします。

（請求手続）

第７条　この特約にもとづく請求等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類
1．保険契約者代理人による手続き	（1）会社所定の請求書 （2）会社所定の様式による医師の診断書 （3）契約者および保険契約者代理人の戸籍謄本 （4）保険契約者代理人の住民票と印鑑証明書 （5）契約者または保険契約者代理人の健康保険被保険者証の写し （6）保険証券等の証書
2．第３条第４項に定める代理人による請求	（1）会社所定の請求書 （2）会社所定の様式による医師の診断書 （3）契約者および代理人の戸籍謄本 （4）代理人の住民票と印鑑証明書 （5）契約者または代理人の健康保険被保険者証の写し （6）保険証券等の証書
3．解約	（1）会社所定の請求書 （2）契約者の印鑑証明書 （3）保険証券等の証書
4．保険契約者代理人の変更指定	（1）会社所定の請求書 （2）契約者の印鑑証明書 （3）保険証券等の証書

2．会社は、前項の提出書類の全部または一部の省略を認め、または、前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

3．第１項中、３または４の場合には保険証券等の証書に表示します。

（主約款等の規定の準用）

第８条　この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款等の規定を準用します。

（主契約に夫婦年金特約が付加されている場合の特則）

第9条　（記載省略）

（長寿祝年金付連生終身年金保険に付加した場合の特則）

第10条　（記載省略）

（終身がん保険に付加した場合の特則）

第11条　この特約を終身がん保険に付加した場合には、第1条（特約の締結）第3項中、「責任開始日」とあるのを「保険期間の始期」と、「復活の際の責任開始の時」とあるのを「復活日」と読み替えます。

指定代理請求特約　目次

この特約の内容

第１条　特約の締結
第２条　特約の対象となる保険金等
第３条　指定代理請求人の指定および変更指定
第４条　指定代理請求人等による保険金等の請求
第５条　告知義務違反による解除および重大事由による解除
第６条　特約の解約
第７条　主契約またはこれに付加されている特約に代理請求を認める規定がある場合の取扱
第８条　請求手続
第９条　主約款の規定の準用
第 10 条 主契約に夫婦年金特約が付加されている場合の特則（※）
第 11 条 長寿祝年金付連生終身年金保険に付加した場合の特則（※）
第 12 条 愛の子供保険等に付加した場合の特則（※）
第 13 条 終身がん保険に付加した場合の特則

●本商品の主契約に適用されない条文のうち、（※）につきましては記載を省略しております。

指定代理請求特約

この特約の内容

この特約は、会社の定める保険金等の支払事由が生じた場合で、その保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情があるときに、保険金等の受取人に代わって保険契約者があらかじめ指定または変更指定した指定代理請求人が保険金等を請求することを可能とするものです。

（特約の締結）

第１条　この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、主契約の被保険者の同意を得て、主契約の保険契約者の申出により主契約に付加して締結します。

2. 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始日（復活が行われたときは最終の復活の際の責任開始の時。以下同じ。）以後、主契約の被保険者の同意を得て主契約の保険契約者（年金保険の場合、年金支払開始後は主契約の年金受取人。以下「契約者」といいます。）から申出があった場合、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
3. 本条の規定によって、この特約を主契約に付加したときは、保険証券等の証書に表示します。

（特約の対象となる保険金等）

第２条　この特約の対象となる保険金、給付金または年金（保険料の払込免除を含み、給付の名称の如何を問いません。以下、「保険金等」といいます。）は、この特約が付加された主契約および付加されている特約の保険金等のうち、次の各号に定めるとおりとします。

（1）主契約の被保険者が受け取ることとなる保険金等（主契約の被保険者と契約者が同一人である場合の契約者が受け取ることとなる保険金等、および主契約の被保険者が受取人に指定されている保険金等を含みます。）

（2）主契約の被保険者と契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

（指定代理請求人の指定および変更指定）

第３条　この特約を付加した場合、契約者は、主契約の被保険者の同意を得てあらかじめ次の各号の範囲内で、この特約が付加された主契約につき１人の者（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）を指定してください。ただし、保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合は契約者。以下同じ。）が法人である保険金等については、指定代理請求人の指定がなされなかったものとみなします。

（1）主契約の被保険者の戸籍上の配偶者

（2）主契約の被保険者の直系血族

（3）主契約の被保険者の兄弟姉妹

（4）主契約の被保険者と同居し、または、主契約の被保険者と生計を一にしている主契約の被保険者の３親等内の親族

（5）第１号から第４号までに定めるほか、次の範囲内の者で、主契約の被保険者のために保険金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めた者

①主契約の被保険者と同居し、または、主契約の被保険者と生計を一にしている前号に定める以外の者

②主契約の被保険者の財産管理を行っている者

③死亡保険金（死亡給付金その他被保険者死亡の際に支払われる給付金を含み、給付の名称の如何を問いません。）の受取人または継続年金受取人

④その他前記①から③までに定める者と同等の関係にある者

2. 前項の規定にかかわらず、契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定することができます。この場合、次の各号のとおり取り扱います。

（1）契約者が本項の変更指定を請求するときは、第８条（請求手続）に規定する必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

（2）本項の変更は、保険証券等の証書に表示を受けてからでなければ、会社に対抗できません。

（指定代理請求人等による保険金等の請求）

第４条　保険金等の受取人が保険金等を請求できない次の各号のいずれかに定める事情がある場合には、前条の規定により指定または変更指定した指定代理請求人が、第８条（請求手続）に規定する必要書類およびその事情の存在を証明する書類を会社に提出し、会社の承諾を得て、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。

（1）保険金等の請求を行う意思表示が困難であるとき

（2）会社が認める傷病名の告知を受けていないとき

（3）その他、前２号に準じる状態であるとき

2. 前項の規定にかかわらず、指定代理請求人が前項の請求時において前条第１項各号に定める範囲外である場合には、指定代理請求人は前項の請求をすることができません。
3. 保険金等の受取人が第１項各号に定める保険金等を請求できない事情があり、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、保険金等の受取人の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合にはその受取人と生計を一にする３親等内の親族）が、第８条に規定する必要書類およびその事情の存在を証明する書類を会社に提出し、会社の承諾を得て、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。

（1）指定代理請求人が第１項の請求時においてすでに死亡しているとき

（2）指定代理請求人が第１項の請求時において前条第１項各号に定める範囲外であるとき

（3）指定代理請求人が指定されていないとき

4. 第１項および第３項の規定により、会社が保険金等を保険金等の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
5. 本条の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第１項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人および第３項に定める保険金等の受取人の代理人としての取扱を受けることができません。
6. 保険金等の支払にかかる必要な事項の確認に際し、指定代理請求人または第３項に定める保険金等の受取人の代理人が、正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます）は、会社は、これにより当該確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。

（告知義務違反による解除および重大事由による解除）

第５条　この特約を付加している場合には、主契約またはこれに付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）またはこれに付加されている特約における告知義務違反による解除および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって契約者、主契約の被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人または前条第３項に定める保険金等の受取人の代理人に通知します。

（特約の解約）

第６条　契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合には、第８条（請求手続）に規定する必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

（主契約またはこれに付加されている特約に代理請求を認める規定がある場合の取扱）

第７条　この特約を付加している場合、主契約またはこれに付加されている特約については、その主約款または特約中、保険金等の受取人の生存中に所定の者が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求できる旨の規定がある場合においても、これを適用せず、この特約に定めるところにより取り扱います。

（請求手続）

第8条　この特約にもとづく保険金等の請求等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類
1．保険金等の指定代理請求	（1）会社所定の請求書 （2）会社所定の様式による医師の診断書 （3）主契約の被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 （4）指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 （5）主契約の被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し （6）保険証券等の証書
2．第4条第3項に定める代理人による請求	（1）会社所定の請求書 （2）会社所定の様式による医師の診断書 （3）主契約の被保険者および代理人の戸籍謄本 （4）代理人の住民票と印鑑証明書 （5）主契約の被保険者または代理人の健康保険被保険者証の写し （6）保険証券等の証書
3．解約	（1）会社所定の請求書 （2）契約者の印鑑証明書 （3）保険証券等の証書
4．指定代理請求人の変更指定	（1）会社所定の請求書 （2）契約者の印鑑証明書 （3）保険証券等の証書

2．会社は、前項の提出書類の全部または一部の省略を認め、または、前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

3．第1項中、3または4の場合には保険証券等の証書に表示します。

（主約款の規定の準用）

第9条　この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

（主契約に夫婦年金特約が付加されている場合の特則）

第10条（記載省略）

（長寿祝年金付連生終身年金保険に付加した場合の特則）

第11条（記載省略）

（愛の子供保険等に付加した場合の特則）

第12条（記載省略）

（終身がん保険に付加した場合の特則）

第13条　この特約を終身がん保険に付加した場合には、第1条（特約の締結）第2項中、「責任開始日」とあるのを「保険期間の始期」と、「復活の際の責任開始の時」とあるのを「復活日」と読み替えます。

情報端末による保険契約の申込等に関する特約

（特約の締結）

第１条　この特約は、会社の定める携帯端末等の情報処理機器（以下「情報端末」といいます。）を利用して保険契約（以下「契約」といいます。）の申込手続を行う場合に、保険契約者（以下「契約者」といいます。）から申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときに、主たる契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。

（特約の適用）

第２条　この特約を主契約に付加した場合には、次の各号のとおり取り扱います。

（1）契約者は、契約申込書への記載にかえて、情報端末に表示された契約の申込画面に必要な事項を入力することによって、契約の申込をすることができるものとします。

（2）契約者または被保険者は、書面による告知にかえて、情報端末に表示され、会社が告知を求めた事項について、情報端末に表示された告知画面に必要な事項を入力することによって、告知することができるものとします。

（3）第１号または前号による場合、主契約の普通保険約款の規定中、次に掲げる規定があるときは、下表のとおり読み替えます。

	読替前	読替後
告知義務に関する規定	所定の書面で質問した	この特約に定める情報端末に表示された所定の画面で質問した
	その書面により告知して下さい。	その情報端末に表示された所定の画面に必要な事項を入力することにより告知して下さい。
年齢または性別の誤りの処理に関する規定	契約申込書に記載された	この特約に定める情報端末の契約の申込画面に表示された
法人契約の特則中の告知義務の特則に関する規定	（契約）申込書にその法人の代表者として記名・押印した者	この特約に定める情報端末の契約の申込画面にその法人の代表者として表示された者
特別勘定の指定に関する規定	保険契約申込書（以下「契約申込書」といいます。）に記載された	この特約に定める情報端末の契約の申込画面に表示された

ニッセイ・ウェルス生命からのお願い

◆ご照会に対しては、より早く正確に回答申し上げたく存じますので、必ずご契約の証券番号、ご契約者と被保険者の氏名、契約年月日をお忘れなくご連絡ください。

◆保険証券はあらゆるお手続きに欠かせないものです。大切に保管してください。

◆ご契約についてのお問い合わせやご相談は、カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

説明事項　ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものです。必ずご一読いただき、内容を十分ご確認のうえ、ご契約をお申込みいただきますようお願いいたします。

- 生命保険募集人について
- 生命保険契約者保護機構について
- ご契約のお申込みの撤回等（クーリング・オフ制度）について
- ご契約の責任開始期について
- 外国通貨のお取扱いに必要となる費用について
- 為替リスクについて
- 死亡給付金等をお支払いできない場合について
- 解約と払戻金について

上記の項目等は、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらですので、ご説明の中でおわかりになりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。なお、ご契約締結後は後ほどお送りする保険証券とともに大切に保管し、ご活用ください。

お問い合わせについて

ニッセイ・ウェルス生命　カスタマーサービスセンター

0120-001-262

受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00 ～ 17：00
※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

諸利率のご案内

最新の諸利率につきましては、ニッセイ・ウェルス生命ホームページにてご覧いただけます。

ニッセイ・ウェルス生命　ホームページ

www.nw-life.co.jp

〔募集代理店〕

〔引受保険会社〕

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

〒141-6023　東京都品川区大崎 2-1-1

NW-01-22012-00(23.01)　G30003-2304

IFS UD Font
VEGETABLE OIL INK